

日本経営会計学会誌

経営会計研究

Journal of Japan Society for Management Accounting

第25巻第1号 2022年3月

原著論文

将来的な厚生年金基金制度と企業の退職給付債務に関する
分析
-会計基準の変更（即時認識）への対応を中心として-

壁谷 順之

地方都市における産業構造の変化と求められる教育・職業
訓練とは？
-山形県庄内地域を事例として-

原田 文規

組織フィールドにおける制度の変化とテキストの流通がも
たらす認知の変化
-投資信託販売業界を事例として-

鈴木 ともみ

自由論文

給与債権等と条件付差押禁止財産の差押え
-国税徴収法における差押財産の選択の再考-

長谷川 記央

学会誌論文執筆要綱等

日本経営会計学会
Japan Society for Management Accounting

JASMA

経営会計研究

Journal of Japan Society for Management Accounting

~~~~~ 目次 ~~~~~

■ 原著論文

将来的な厚生年金基金制度と企業の退職給付債務に関する分析

—会計基準の変更（即時認識）への対応を中心として— 壁谷 順之 1

地方都市における産業構造の変化と求められる教育・職業訓練とは？

—山形県庄内地域を事例として— 原田 文規 15

組織フィールドにおける制度の変化とテキストの流通がもたらす認知の変化

—投資信託販売業界を事例として— 鈴木 ともみ 29

■ 自由論文

給与債権等と条件付差押禁止財産の差押え

—国税徴収法における差押財産の選択の再考— 長谷川 記央 49

■ 学会誌論文投稿要綱等

日本経営会計学会誌論文投稿要綱 63

日本経営会計学会入会申込 67

原 著 論 文

将来的な厚生年金基金制度と企業の退職給付債務に関する分析 －会計基準の変更（即時認識）への対応を中心として－

Analysis of future employees' pension fund system and corporate retirement benefit obligations
－ Focusing on responding to changes in accounting standards (immediate recognition) －

Abstract :

The environment surrounding Japanese corporate pension and retirement benefit accounting has been rapidly diversifying in recent years. The qualified retirement pension system, which has supported the corporate pension system for many years, was abolished at the end of March 2012. In addition, the other welfare pension fund system has also been reformed with a view to abolishing it in the future.

These rapid changes in the environment require business owners to make important choices regarding company performance and employee benefits. For example, it is a decision to shift to a defined contribution pension plan or a defined benefit pension plan, or to abolish or dissolve it.

There are already many studies on the defined contribution pension plan system and cash balance pension plan in Japan, including research in the United States. However, it is hard to say that much research on the qualified retirement pension system and the welfare pension fund system has been accumulated.

Therefore, in this paper, we are trying to analyze the system and empirical analysis of the welfare pension fund system that is scheduled to be abolished. In the factor analysis regarding the abolition of the welfare pension fund, we will consider in detail by hypothesis setting and estimation formula.

長崎県立大学

壁谷 順之

Nobuyuki KABEYA

University of Nagasaki

2021 年 12 月 14 日 受付 Submitted 14, December 2021.

2022 年 2 月 24 日 受理 Accepted 24, February 2022.

はじめに

企業経営において、年金および退職金制度の維持運営は重要な役割を担っている。特に、従業員の福利厚生面に関してはもちろんのことで、外部の利害関係者等のディスクロージャーの観点でも利用される項目の1つに掲げられる。こうした中、近年では企業年金や退職給付会計を取り巻く環境が急速に多様化している。これまで長年に渡って企業年金制度を支えてきた適年制度（適格退職年金制度の略称、以下同様）が2012年3月末をもって廃止となった¹。また、2012年5月、企業会計基準委員会は「退職給付に関する会計基準」「退職給付に関する会計基準の適用指針」を公表した。

一方で、2012年2月から3月にかけて発生したAIJ投資顧問による年金消失事件（以下、AIJ事件）は、その後の厚生年金基金制度に大きな影響を及ぼしたと言える。政府は2013年6月に厚生年金保険法を一部改正し、厚生年金基金の新規設立禁止や廃止への促進が決定したのである。現状、基金数の減少に歯止めがきかない状況となっており、将来的な制度廃止が十分に視野に入ってきている。このように、2001年度以降の退職給付会計導入から十数年を経た今も、個別企業では積立不足問題や企業業績への影響などの問題点が根強く残っていると考えられる。

こうした中で、企業経営者は自社グループが保有する厚生年金基金の維持存続か廃止などの重要な選択をどのように検討しているのかを分析する必要があると考える。例えば、厚生年金基金の廃止とは、単に制度廃止の他、DC制度やDB制度等への移行も含まれる。近年、基金

数の減少が続いていることから、この廃止要因分析を行うことは意義が大きいと考えている。既に、米国の研究をはじめ我が国でもDC制度やCB制度に関する研究は多く存在するが、厚生年金基金制度は日本独自の年金制度であり、既存制度の廃止に関する研究は多く蓄積されているとは言い難い。

本稿の研究目的は、近年の厚生年金基金の廃止要因を分析することである。そこで、具体的には次の2点を掲げる。第1に、後述の検証仮説に基づいて、企業特性を明らかにすることである。第2に、AIJ事件や会計基準変更の影響・時期を考慮して、時期の違いによる実証結果を比較検討することである。

1. 厚生年金基金制度の概要²

1.1 歴史的背景と全体像

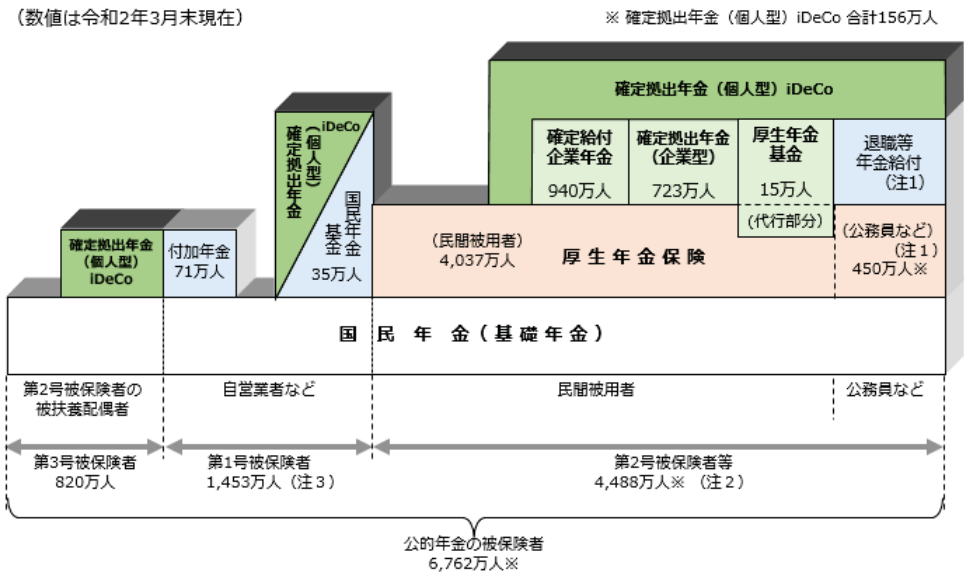
同制度は、1965年の厚生年金保険法の改正を受けて1966年に創設・実施されたものである。創設当時は、国民皆年金制が開始して間もなくであり、従業員に対する公的年金（厚生年金）の給付水準が低かったことから、公的年金の上乗せとしての役割があった。企業は、厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立し、同制度の運営を行う。支給の際、厚生年金保険の一部（報酬比例部分）を国に代わって支給することから、公的年金の代行と上乗せ（プラス・アルファ部分）が特徴である。なお、基金設立の形態には3種類（単独設立、連合設立、総合設立）あり、いずれも多くに従業員数が基準となっていることから、同制度は比較的大企業をはじめ中堅・中小企業等幅広く活用されてきた。

¹ 厚生労働省が実施した調査によると、適年制度廃止に伴って制度廃止・解約の件数の割合は、全体の約35%に相当すると公表している（2012年3月末時点）。

² 企業年金連合会（2015）、熊井（2011）、JPア

クチュアリーコンサルティング編（2013）、新日本有限責任監査法人編（2010）、みずほフィナンシャルグループ確定拠出年金研究会（2007）、山田（2005）より引用参照。

図表 1. 年金制度の体系

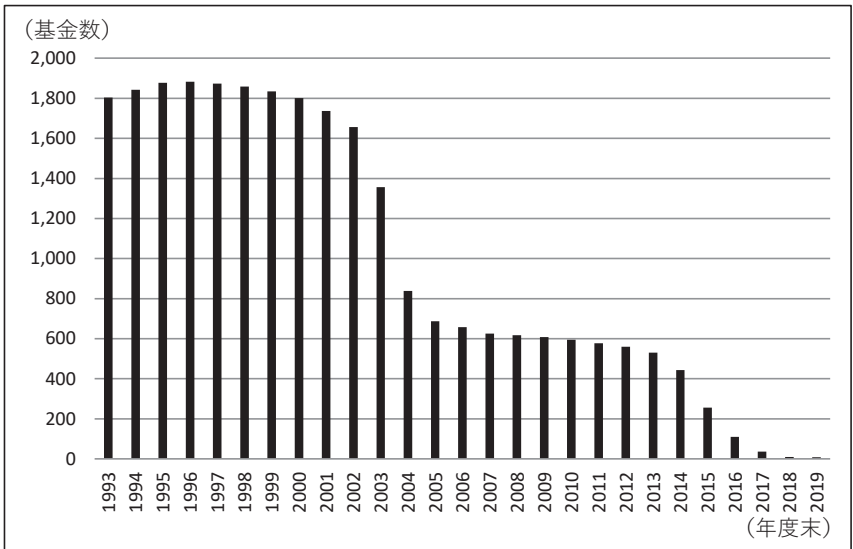


(出所) 企業年金連合会ホームページより引用(ダウンロード)。

図表 1 によると、厚生年金基金制度の加入員数は 15 万人(2020 年 3 月末時点)である。他の企業年金制度の中では、DB 制度、DC 制度に次ぐ規模であるが、年々

基金数が減少傾向にあるため(図表 2)、加入員数もそれに応じて大幅に減少している。

図表 2. 厚生年金基金数の推移(年度別)



(出所) 厚生労働省「厚生年金基金の解散・代行返上の状況」、企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料(各年度版)』を基に筆者作成。基金数は単独・連合・総合の合計値。

1.2 AIJ 事件や会計基準変更と厚生年金基金制度の展望

企業年金制度の一角を占めていた適年制度が 2012 年 3 月末で廃止となり、従来型の制度として残るのは厚生年金基金制度のみとなった。その直前にあたる 2012 年 2 月、AIJ 投資顧問による厚生年金基金の資産横領事件が発生し、厚生労働省では厚生年金基金制度の本格的な見直しに迫られた。その結果、2013 年 6 月に厚生年金保険法の一部改正法が可決・成立し、他の制度移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入が行われることとなった（2014 年 4 月より法施行）。現状、積立不足等で財政的に問題を抱えている厚生年金基金は多いと推定され、今後、他制度移行や解散が促進すると同制度の存続が厳しくなることが懸念される³。

また、2012 年 5 月、企業会計基準委員会から「退職給付に関する会計基準」「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表された。主な改正内容は、未認識債務の処理について遅延認識から即時認識となる他、割引率の見直し、予想昇給率の見直し等である。原則 2013 年 4 月以後に開始する事業年度からの適用で、当面は連結財務諸表のみが対象となる。こうした会計基準の改正は、既存の確定給付型制度への影響が及ぶものと考えられる。具体的には、運用成果の変動等による未認識債務が即時認識となることにより、貸借対照表上「その他の包括利益累計額」として純資産に反映される。積立不足等による財政的な問題を抱えている企業では、業績への懸念から確定拠出型への移行や、あるいは制度廃止へ加速化することも想定される。

2. 先行研究

企業年金に関する研究はこれまでに多く存在する。そこで、本稿では関連性の

高い観点で以下の 2 点に分類している。すなわち、第 1 の視点は日本の厚生年金基金を米国の DB 制度に置き換えて、廃止や DC 制度等への移行要因についての研究である。その際、後述の仮説および説明変数に参考となる研究についても触れる。第 2 の視点は厚生年金基金に関する研究である。

まず、第 1 の視点では、米国の類似研究の中で、既存の DB 制度を廃止あるいは他制度等への移行に関する研究を整理する。米国では、これらの研究が多く存在しており、その要因として DC 制度や CB 制度などの制度自体が米国内で早い段階で普及していたことが挙げられる。なお、日本の厚生年金基金を米国では DB 制度に置き換えて、本稿の参考とする。Stone（1991）は、DC 制度への移行により、企業は DB 制度における保険料などの会計コストを減らすことができる他、運用リスクなどを従業員に転嫁できるとしている。さらに、財務状況の厳しい企業ほど DB 制度を継続しないで DC 制度を採用すると説明している。Petersen

（1994）は、企業の財務的に圧迫している際のリスク軽減策として、年金制度の選択とキャッシュフローの変動に着目して分析している。その結果、DC 制度が DB 制度よりも制度的に柔軟性が高いことから、企業はリスク軽減策として DC 制度を選択する傾向にあると説明している。Ippolito（1995）は、DC 制度の普及について、1980 年代の管理コストの増加や製造業から非製造業への従業員シフト等の要因を指摘している。

また、後述の仮説および説明変数の参考となるものを整理する。Kapinos

（2009）は、1990 年代の CB 制度への移行要因を分析し、規模（総資産、従業員）の大きい企業ほど DB 制度から移行している他、少なくとも 1 つ以上の組合を持つ企業ほど DB を終了せず CB に移行

³ 厚生労働省では、厚生年金基金制度廃止に伴い、新たな中小企業向けの確定拠出年金制度の

設立も視野に入れている（日本経済新聞記事・2012 年 10 月 28 日、2012 年 11 月 3 日参照）。

していると説明している。D'Souza et al. (2010) は、1985 年から 2002 年までの間における CB 制度採用、DB 制度維持、DB 制度終了の 3 つを分析している。その結果、業績 (ROE) の良くない企業ほど DB 制度終了あるいは CB 制度を採用し、財務状況 (積立不足率) の良い企業ほど DB 制度終了あるいは CB 制度を採用していると説明している。我が国でも財務要因や労働要因について分析を行った研究がある。臼杵 (2005) は、厚生年金基金の積立不足の点から代行返上、解散、DC 制度導入の 3 つを分析している。その結果、財務リスクの高い企業ほど厚生年金基金を解散し、財務状況に余裕のある企業ほど DC 制度を採用していると説明している。吉田 (2009) は、2001 年から 2006 年までの DC 制度、CB 制度の採用要因を分析している。その結果、業績の良くない企業や規模 (従業員数) の大きい企業ほど DC 制度あるいは CB 制度を採用していると説明している。

次に、第 2 の視点については、厚生年金基金に関する先行研究のうち、AIJ 事件の概要を中心に論じられているものとしては、中林 (2012)、蟹江 (2013)、根岸 (2013)、丸山 (2014) などが挙げられる。中林 (2012) は、事件後の基金における決算の取扱いや財政運営基準等の一部見直しについて整理し、基金の存続のあり方を議論すべきと説明している。蟹江 (2013) は、基金廃止による影響や受給権を巡る訴訟の可能性を指摘し、年金受給者や加入員の視点で検討する必要性を説明している。また、根岸 (2013) は、AIJ 事件によって発覚した積立不足の問題点と会計基準改正後の課題について整理し、企業年金制度は確定給付型よりも被用者の自主性を尊重した確定拠出型にすべきであると説明している。丸山 (2014) は、AIJ 事件後の企業年金ガバナンスの高まりについて、アンケート調査を実施して実証分析を行っている。その結果、AIJ 事件当時 (2012 年) はガバナンス・レベルの低い基金が少なからず存

在していた可能性は高いことを分析し、第 2 の事件発生を防ぐためにもガバナンス・レベルの引上げを指摘している。また、吉田 (2013) では、2013 年の退職給付会計基準変更に際して、債務の遅延認識から即時認識に変更となった場合、それに伴って企業の年金資産の運用政策が変更となるかどうかについて米国会計基準採用企業を用いて予備的に分析を行った。その結果、運用利回りの低い企業ほど運用資産が株式よりも債券割合が高く、変更前と比較して運用ポートフォリオの適正化が達成されると説明している。この他、壁谷 (2016) では、厚生年金基金制度と同様にもう 1 つの企業年金制度である適年制度について実証分析を実施している。その結果、適年制度を抱えている企業のうち、財務内容の良い企業ほど DC や DB の他の企業年金制度へ移行している点や、財務・業績の良くない企業ほど移行せずに廃止している点を明らかにしている。

以上をもとにして、次章では問題意識および検証仮説の設定を行うことにする。

3. 問題意識および検証仮説

3.1 問題意識

先行研究を整理した結果、本稿の問題意識は次の 2 点とする。

第 1 に、厚生年金基金を廃止する企業の特性を調査する点である。企業年金制度については、既に 2012 年 3 月末で廃止となった適年制度に続いて、残る 1 つの厚生年金基金も廃止が視野に入っている。図表 1 によると、基金数は 1990 年代後半のピーク時以降、年々減少傾向にあり、2005 年以降は 600 基金で推移している。特に、2010 年に 600 を割り込んで以降も減少に歯止めはかからず、近年は加速している。このため、直近 8 年間を取り上げて、廃止する企業特性を調査する意義が高いと考えている。

第 2 に、厚生年金基金を廃止する企業

の時期による相違を調査する点である。上述のように、基金数の減少は歯止めがかかっていない状況であるが、これらの要因の1つとして考えられているのが AIJ 事件以降の影響である。事件発生の 2012 年 2 月を皮切りに、政府などは厚生年金基金の廃止を視野に入れた対策を次々に講じており、基金を保有する企業が廃止を進めていく行動が合理的にうかがえる。また、会計基準の変更があった 2012～2013 年についても、基金数の減少に影響を与えていると考えられる。そこで、これらの影響を時系列にとらえて、特に 2012 年以降のサンプル数が多く含まれている 8 年間（2010～2017 年度）の特性を調査しようとする。

3.2 検証仮説

本稿で参照した先行研究によると、仮説の設定にあたっては、財務要因や労働要因に関して組み立てられたものが多いと理解できる。本章でも同様にこれらの要因に着目し、計 5 つの仮説を設定する⁴。

1 つ目の仮説である。厚生年金基金を含む従来の確定給付型では、運用リスクが企業にあるため、好景気の時期や運用環境が良い状態では将来の給付に対する掛金負担が少なく済む。逆に、景気低迷等の場合には、企業は追加的な掛金拠出が求められる。その際にベースとなるのが退職給付に関わる債務であり、企業にとっては将来的な予想を組み立てる際には早い段階でリスクを減少させる策を検討すると考えられる⁵。

①契約債務仮説：退職給付に関わる債務を多く抱える企業ほど、

厚生年金基金を廃止する。

2 つ目の仮説である。一般的に、業績の良い企業では、突発的な出費や景気悪化への対応といった追加的なコスト負担が可能であると考ええる。その反面、業績の良くない企業では、これらの対応が難しいと考えられ、両者の間には隔たりがある。厚生年金基金の廃止に伴って、企業は積立不足等がある場合には一括拠出や給付減額といった措置により解消する義務が課せられる（法人税法施行規則）。もしも、多額の積立不足を抱える企業であれば、不足分を一括して解消するだけの余裕がないと廃止が難しくなる。また、自社の内部留保だけでは対応が難しい場合、株主や金融機関からの資金調達も手段の1つであるが、いずれにしても企業業績の良し悪しが関係する。

②業績仮説：企業の経営成績が良い企業ほど、厚生年金基金を廃止する。

3 つ目の仮説である。AIJ 事件の概要は、当該投資顧問による虚偽運用や架空年金資産に関わる内容となっている。結果として、受託金額約 2,000 億円の多くが消失したことが判明し、業務停止となっている。こうした内容を踏まえると、基金を保有する企業の年金資産が多いと、運用責任が金額に比例して高くなるため、業績が良くないと廃止できないものと考えられる。

③年金資産仮説：年金資産額の多い企業ほど、厚生年金基金を廃

⁴ 臼杵（2005）、吉田（2009）等をはじめとする先行研究をもとに作成。

⁵ 退職給付債務については、基金タイプ別による実情が指摘できる。例えば、2010 年度末の全基金 595 のうち、単独型 47、連合型 53、総合型 495 となっており、複数事業主制度（連合型・総合型）が全体の 90%を占めている。これらの

制度では、母体企業に退職給付債務は計上されない。したがって、説明変数の退職給付債務には、厚生年金基金以外の退職一時金や DB など他の制度の債務である可能性が高い。なお、この点は年金資産についても同様のことが言える。

止する。

4 つ目の仮説である。企業にとっては、若い従業員が多いほど長期雇用への人件費負担や心配が必要となる。そのため、基金を抱える企業では、廃止することによってこれらの負担が必要なくなると考えられる。

④年齢仮説：従業員の平均年齢が低い企業ほど、厚生年金基金を廃止する。

5 つ目の仮説である。企業年金制度の変更には、労働組合の承認が必要となる（組合のない企業では別途手続きが必要）。そのため、一定割合以上の賛成が求められ、組合色の強い企業では制度廃止への抵抗も予想される。このことから、企業は組合が組成されていないほど基金廃止への妨げが少なくなると考えられる。

⑤組合仮説：労働組合が組成されていない企業ほど、厚生年金基金を廃止する。

4. 使用データおよび分析方法

4.1 使用データ

本稿で使用するデータは、我が国の証券取引所に株式を上場している企業を対

象としている⁶。さらに、これらの中で厚生年金基金を採用している 702 社を取り上げている⁷。このうち実際に基金を廃止したことがデータで確認できる 340 社の企業特性を見ていく⁸。各変数に使用するデータは、主に「日経 NEEDS 財務データ（連結決算）」から取得している。その他、平均年齢、平均給与については、『会社四季報』（東洋経済新報社）から、労働組合データは『会社年鑑 全国上場会社版』（日本経済新聞社）から取得している⁹。業種データは東証 33 業種分類に基づいて振り分けている。

4.2 分析方法

前章で提起した仮説を基に、本章ではロジット分析手法を用いて実証分析を行う。推定式は次の通りである¹⁰。なお、下記変数のうち従業員数、平均給与、平均勤続年数、創業年数、業種ダミー（非製造業ダミー）については、コントロール変数である関係上、仮説設定はしていない。

$$Y(\text{廃止・継続}) = C_0 + C_1 \text{退職給付債務率} + C_2 \text{負債比率} + C_3 \text{ROA (CF 比率)} + C_4 \text{年金資産比率} + C_5 \text{従業員数} + C_6 \text{平均年齢} + C_7 \text{平均給与} + C_8 \text{平均勤続年数} + C_9 \text{創業年数} + C_{10} \text{労働組合ダミー} + C_{11} \text{非製造業ダミー}$$

調査対象期間は、2010 年度から 2017 年

⁶ 対象となる証券取引所は、東証、大証、名証の一部・二部および札幌、福岡、ジャスダック、ヘラクレスの各取引所である。なお、大証およびヘラクレスは廃止・統合により、継承取引所での上場企業を対象とする。

⁷ 基金有無の判断は、「日経 NEEDS 財務データ（連結決算）」で 2010 年以降より入手可能となった。具体的な根拠は、有価証券報告書の注記事項（退職給付関係）に記載があり、かつ、グループ企業の場合には連結対象企業の 1 社でも基金に参加している場合には「基金有り」としている。

⁸ 「廃止」の定義については、有価証券報告書に「基金を廃止した」の記載が見られるか、基金の記載がなくなった場合には「廃止」と判断

している。なお、廃止には「解散」「DC への移行」「DB への移行」の 3 パターンいずれも含めるものとする。これは、厚生年金基金の注記情報が一般的に少なく、多制度へ移行したのか解散したのかを分類することが困難だったためである。

⁹ 労働組合データは、グループ企業に 1 社でも組合があれば「組合有り」としている。

¹⁰ 推定式の各変数の計算式は、分析結果表（図表 6）の下段に記載している。計算式根拠は、原則的に先行研究のうち臼杵（2005）および吉田（2009）をもとにしている。なお、適年での実証分析と同じ変数を使用している場合には、計算式も同様にしている。

度までの８年間とする。このうち、AIJ 事件や会計基準変更の影響を考慮すると、事件や改正のあった 2012 年前後でサンプルを分ける必要がある。しかしながら、図表 3 で見るように 2010 年度および 2011 年度はサンプル数が少ないため、分析上、期間の分割は難しいと判断する¹¹。また、利用する財務データについては、廃止した年度の直前３年間の平均値を用いて、企業特性をより効果的に見ていくことにしている。

図表 4 では、分析期間中に廃止した企業の業種分類を示している。これに基づいて、業種ダミー変数（非製造業：1、製造業：0）を組み立てている。

図表 5 では相関係数を示している。比較的数字の高い退職給付債務率と年金資産比率、ROA と CF 比率、平均年齢と平均勤続年数、平均勤続年数と創業年数の組み合わせを考慮し、計算を別々に実施している。

図表 3. 厚生年金基金の廃止数の推移（2010～2017 年度）

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	累計
廃止数	10	16	32	47	24	74	133	4	340

（出所） 筆者作成

上場企業のみで集計。なお、2017年度はデータの都合上、4月期と5月期分までとなっている。

図表 4. 厚生年金基金の廃止数と業種分類（2010～2017 年度）

	東証33業種名	廃止数		東証33業種名	廃止数
1	水産・農林業	1	18	精密機器	3
2	鉱業		19	その他製品	11
3	建設業	27	20	電気・ガス業	4
4	食料品	16	21	陸運業	7
5	繊維製品	6	22	海運業	1
6	パルプ・紙	7	23	空運業	
7	化学	11	24	倉庫・運輸関連	3
8	医薬品	2	25	情報・通信業	35
9	石油・石炭製品	1	26	卸売業	59
10	ゴム製品	4	27	小売業	12
11	ガラス・土石製品	7	28	銀行業	
12	鉄鋼	2	29	証券・商品先物取引業	
13	非鉄金属	10	30	保険業	
14	金属製品	17	31	その他金融業	
15	機械	32	32	不動産業	3
16	電気機器	28	33	サービス業	18
17	輸送用機器	13			

（出所） 筆者作成

上場企業のみで集計。

¹¹ 分析時期およびサンプル数については、もう少し補足説明が必要となる。法改正により 2014 年 4 月以降、基金は解散または DB への移行を強く促されるようになった（つまり、廃止しな

いという選択肢はほとんど不可能になったことを意味する）。その影響を受けて、2015 から 2016 年度の廃止数が増えている。

図表 5. 相関係数表

	退職給付 債務率	負債比率	ROA	CF比率	年金資産 比率	log 従業員数	平均年齢	log 平均給与	平均 勤続年数	創業年数	労働組合	非製造業
退職給付債務率	1.000											
負債比率	0.054	1.000										
ROA	-0.083 **	-0.287 ***	1.000									
CF比率	-0.016	-0.187 ***	0.508 **	1.000								
年金資産比率	0.815 ***	-0.019	-0.037	0.027	1.000							
log従業員数	0.308 ***	0.086 **	0.194 ***	0.228 ***	0.320 ***	1.000						
平均年齢	0.209 ***	0.184 ***	-0.227 ***	-0.234 ***	0.179 ***	-0.055	1.000					
log平均給与	0.095 **	-0.031	0.198 ***	0.176 ***	0.160 ***	0.186 ***	0.233 ***	1.000				
平均勤続年数	0.377 ***	0.145 ***	-0.101 ***	-0.074	0.334 ***	0.370 ***	0.669 ***	0.209 ***	1.000			
創業年数	0.220 ***	0.194 ***	-0.153 ***	-0.054	0.242 ***	0.287 ***	0.370 ***	0.122 ***	0.609 ***	1.000		
労働組合	0.173 ***	0.153 ***	-0.087 **	0.064	0.150 ***	0.246 ***	0.261 ***	0.142 ***	0.399 ***	0.381 ***	1.000	
非製造業	-0.188 ***	0.142 ***	0.037	-0.035	-0.195 ***	-0.098 ***	-0.232 ***	0.010	-0.374 ***	-0.294 ***	-0.167 ***	1.000

(図表注) ヒアソンの相関係数を表している。なお、***、**、* はそれぞれ有意水準 (両側) 1%、5%であることを示す。
数値の高い変数は網掛けで表示している。

5. 分析結果

実証分析結果は図表 6 に示す通りである。まず、負債比率が 5%有意で係数の符号は負となった。このことから、債務や負債が少ない企業ほど基金を廃止していることが判明し、契約債務仮説とは異なる結果が得られた¹²。平均年齢については、係数が 0.210 で 1%有意となったが、符号は正であったことから仮説とは異なり年齢が高い企業ほど廃止していることが判明した。業績については、ROA で 5%有意の結果が得られ、業績仮説を支持する結果となった。なお、既に拙稿

(2016) で実施した適年廃止の研究結果では、業績の良くない企業ほど廃止していることが判明している。この点については、同じ企業年金制度でも適年と厚生年金基金では廃止の意味・内容が全く同質ではないために、2 制度間で異なる結果が得られた点を指摘しておく必要があると考える。組合仮説については、有意な結果が得られていないものの、符号は負であったため仮説と同一となった。

この他、仮説とは別に用いたコントロール変数として、従業員数については、係数が 0.276 で 1%有意となったことか

ら、従業員を多く抱える企業ほど廃止している結果となった。平均給与については、5%有意で係数の符号は負となり、給与の低い企業ほど廃止していることが判明した。平均勤続年数は係数が 0.060 で 1%有意となった。すなわち、従業員の勤続年数が長い企業ほど、基金を廃止している様子がうかがえる。また、創業年数は係数が負の 0.008 で 10%有意の結果が得られた。これは、業歴の短い企業ほど基金を廃止していることになり、今後の参考にしたいと考える。

分析結果を概観し、得られた経済的な意味は次の通りである。まず、債務負担が大きい企業ほど、基金を廃止しないということである。これは、結果として基金廃止の時期が遅れることにつながっていくことを意味している。本件実証分析では、サンプル数は対象年度のうち 2012 年以降に基金を廃止した企業がほとんど含まれている。2 つ目の問題意識で掲げた AIJ 事件後や会計基準変更前後の行動要因を見るための分析である。業績面では良い企業ほど（早く）廃止していることが判明し、財務面では債務などの制約がある企業ほど廃止が遅れていることが明らかになった。

¹² この結果については、もう少し補足説明が必要となる。企業は、債務負担を軽減するために基金を廃止するのではなく、（他の制度を含めて）退職給付債務や金融債務が大きいと基金を

廃止するために必要な現金を用意し、抛出するのに時間がかかってしまう。このため、手続き・処理面での実情があると解釈する。

図表 6. 分析結果表

廃止 or 継続

説明変数	予想 符号	分析 1			分析2		
		B	Wald	有意確率	B	Wald	有意確率
定数		5.809	0.77	0.381	-0.149	0.00	0.981
退職給付債務率	+	-0.006	0.33	0.567			
負債比率	+	-0.008 *	3.59	0.058	-0.009 **	5.18	0.023
ROA	+	0.045 **	5.25	0.022			
CF比率	+				-0.040 **	5.05	0.025
年金資産比率	+				0.017	1.00	0.317
log従業員数		0.276 ***	14.20	0.000	0.135 *	3.72	0.054
平均年齢	—	0.210 ***	45.50	0.000			
log平均給与		-0.968 **	4.62	0.032	-0.061	0.02	0.883
平均勤続年数					0.060 ***	7.16	0.007
創業年数		-0.008 *	2.82	0.093			
労働組合ダミー	—	-0.300	2.50	0.114	-0.287	2.43	0.119
非製造業ダミー		0.129	0.54	0.463	0.135	0.60	0.437
収束までの反復数			4			4	
Nagelkerke R2			0.112			0.052	
廃止企業（被説明変数＝1）			340			340	
継続企業（被説明変数＝0）			362			362	

(出 所) 筆者作成

(図表注) 退職給付債務率＝退職給付債務／総資産*100

負債比率＝（負債－退職給付引当金）／（総資産－退職給付引当金－未認識債務）*100

ROA＝経常利益／総資産*100

CF比率＝営業キャッシュフロー／総資産*100

年金資産比率＝年金資産／退職給付債務*100

創業年数：会社設立年から2020年までの年数

労働組合ダミー：組合が組織されている企業を1とする

非製造業ダミー：東証33業種のうち、製造業以外の業種を1とする

各係数の右横にある ***、**、*はそれぞれ有意水準1%、5%、10%を示す。

おわりに

2001年度の退職給付会計導入以降、企業年金を取り巻く環境は、急速に変化しつつある。企業経営者は、自社の業績と従業員の福利厚生面を比較しながら、様々な選択を迫られてきている。既に、2012年に適年制度が廃止となり、もう1つの企業年金制度である厚生年金基金についても制度運営が難しい状況となり、今後ますます経営者の決定手腕が問われている。

こうした中、本稿では2012年に発生したAIJ事件や会計基準変更を契機に、近年減少数に歯止めがかからない厚生年金基金に関する廃止の要因分析を行った。分析の結果、いくつか興味深い内容が明らかになった。債務や負債の少ない企業ほど年金制度の廃止を実施している点である。第2に、AIJ事件前や会計基準変更前に廃止した企業と異なり、事件後や変更後では債務や業績に関係なく廃止している企業特性が見られる点である。本稿によって得られた結果は、企業の福利厚生に対する新たな局面の可能性として受け止め、今後の推移に注視する必要があると考える。

一方で、本研究を実施した結果、いくつかの課題が生じている。第1に、厚生年金基金の廃止に関するサンプル数が十分とは言えず、また基金分類（単独・連合・総合）も公表資料等の制約から不十分であったため、今後の推移を踏まえて改めて分析する必要性である。第2に、廃止後の決定内容（例えば、DC制度など他の制度の移行）についての再度の分析の必要性である。これらは、いずれも今後の課題として検討したい。

最後に、2012年5月に公表された退職給付会計基準の変更や、ディスクロージャーの観点について触れておく。従来の遅延認識から即時認識へと変更することで、企業経営と退職給付債務との関連性がさらに重要となる。一方で、企業年金制度の運営は従業員の福利厚生面だけでなく、財務諸表の利用者にとってはディスクロージャーの観点で重要な項目であることから、今後さらに情報開示が進展していくことを期待してやまない。

謝辞

本稿は、公益財団法人かんぽ財団・研究助成金（令和2年度）、日本学術振興会・科学研究費補助事業（JSPS：課題番号21K01817、令和3年度～令和5年度）による研究成果である。ここに記して厚く感謝申し上げる。

参考文献

- [1]井上雅彦（2006）『事業再編に伴う退職給付制度の設計と会計実務』中央経済社。
- [2]上野雄史（2008）『退職給付制度再編における企業行動－会計基準が与えた影響の総合的分析－』中央経済社。
- [3]臼杵政治（2005）「企業年金の制度選択要因」『日本ファイナンス学会第13回大会予稿集』63-77頁。
- [4]蟹江宣雄（2013）「AIJ事件と厚生年金基金」『証券アナリストジャーナル』第51巻第6号、63-67頁。
- [5]壁谷順之（2016）「適格退職年金制度終了後の退職金・年金政策」『証券アナリストジャーナル』第54巻第9号、74-83頁。
- [6]壁谷順之（2017）「厚生年金基金制度の廃止とその要因分析」『日本ディスクロージャー研究学会第2回JARDIS Workshop 予稿集』、77-87頁。
- [7]壁谷順之（2020）「企業年金制度と退職給付会計情報の現状と課題－適格退職年金と厚生年金基金を中心として－」『朝日大学一般教育紀要』第44号、25-37頁。
- [8]熊井憲章（2011）『企業年金制度の選び方・活かし方』労働調査会。
- [9]佐藤規子（1986）「現行適格退職年金制度の問題点」『城西大学女子短期大学部紀要』第3巻第1号、105-122頁。
- [10]JPアクチュアリーコンサルティング編（2013）『利回りや株式相場に影響されないリスク回避の企業年金設計』中央経済社。
- [11]新日本有限責任監査法人編（2010）『退職給付会計の実務』中央経済社。
- [12]中林宏信（2012）「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する法改正と今後の動向」『ビジネスガイド』2012年10月号、37-39頁。
- [13]根岸英美（2013）「退職金制度と退職給付会計の今日的課題に関する一考察」『立教ビジネスデザイン研究』第10号、33-44頁。

- [14]野坂和夫 (2019)『退職給付会計の会計方針選択行動』国元書房.
- [15]野間幹晴 (2020)『退職給付に係る負債と企業行動ー内部負債の実証分析ー』中央経済社.
- [16]丸山高行 (2014)「企業年金ガバナンスの構造分析とレベル比較」『保険学雑誌』第 627 号、31-61 頁.
- [17]みずほフィナンシャルグループ確定拠出年金研究会 (2007)『企業のための確定拠出年金』東洋経済新報社.
- [18]三輪登信 (2015)『パターン別 退職給付制度の選択・変更と会計実務』中央経済社.
- [19]山田泰章 (2005)『適格年金廃止とこれからの退職金』税務研究会出版局.
- [20]吉田和生 (2009)「確定拠出年金制度とキャッシュバランスプランの導入要因」『現代ディスクロージャー研究』No.9、1-15 頁.
- [21]吉田和生 (2013)「退職給付債務の即時認識と年金資産の運用政策ーアメリカ会計基準採用企業の分析ー」『オイコノミカ』(名古屋市立大学)、第 49 巻第 2 号、79-88 頁.
- [22]Dorsey, S., 1987. The economic functions of private pensions: An empirical analysis, *Journal of Labor Economics*, 5 (4) ,S171-S189.
- [23]D'Souza, J., Jacob, J., Lougee, B., 2010. Cash balance pension plan conversions; An analysis of motivations and pension costs, *SSRN Working Paper (ID546843)* , pp.1-37.
- [24]Ippolito, R. A., 1995. Toward explaining the growth of defined contribution plans, *Industrial Relations*, 34(1), pp.1-20.
- [25]Kapinos A., 2009. On the determinants of defined benefit pension, *Journal of Labor and Research*, 30, pp.149-167.
- [26]Niehaus, G., Yu, T., 2005. Cash balance plan conversions: Evidence on excise taxes and implicit contracts, *Journal of Risk and Insurance*, 72(2), pp.321-352.
- [27]Petersen, M. A., 1994. Cash flow variability and firm's pension choice: A role for operating leverage, *Journal of Financial Economics*, 36(3), pp.361-383.
- [28]Stone, M., 1991. Firm financial stress and pension plan continuation/replacement decisions, *Journal of Accounting and Public Policy*, 10(3), pp.175-206.
- [29]Yoshida, K. and Y. Horiba., 2003. "Japanese corporate pension plans and the impact on stock prices", *Journal of Risk and Insurance*, 70(2), pp.249-268.
- [30]Yu, K., 2013. "Does recognition versus disclosure affect value relevance? Evidence from pension accounting," *Accounting Review*, 88(3), pp.1095-1127.

原 著 論 文

地方都市における産業構造の変化と求められる

教育・職業訓練とは？

—山形県庄内地域を事例として—

Changes in Industrial Structure in Local Cities and Required Education and Vocational Training:
A Case Study of Shonai Region, Yamagata Prefecture

Abstract :

The COVID-19 pandemic has revealed that there are many industries and occupations in which digitalization and information technology are not being promoted or are difficult to promote, such as in the medical and nursing care fields, while labor-saving is urgently needed due to the decrease in the working population.

Focusing on regions other than the prefectural capitals and core cities, this report mainly discussed the trends in the medical and welfare industries to clarify changes in the industrial structure of the regions induced by the drastic decrease in the working population.

In addition, this report examined required education and vocational training at educational institutions and vocational training facilities in light of the challenges faced by the region due to changes in the industrial structure.

The results confirmed that in regions other than the prefectural capitals and core cities, industries to maintain urban functions, including the medical and welfare industries, become the main industries, and that hybrid occupations of conventional white-collar and blue-collar jobs are required, as well as re-education and vocational training corresponding to these occupations.

山形県立産業技術短期大学校庄内校

原田文規

Fuminori Harada

Shonai College of Industry & Technology

2021 年 12 月 8 日 受付 Submitted 8, December 2021.

2022 年 3 月 4 日 受理 Accepted 4, March 2022.

1. はじめに

1.1 研究の背景

原田(2020)において、急激に進む労働人口の減少やローカル地域特有の産業構造に対応した会計教育のあり方の考察を行い、ローカル地域に所在する高等教育機関ではこれまでの会計教育の枠組みを越えた教育を展開する必要があるとの知見を得た¹。労働人口が激減する中で地域の活力を維持するには、これまで人の手で行われていた作業をロボットや情報機器を活用して行い、生産性を向上させる必要がある。

しかし、デジタル化・情報化が進まない、または進めることが難しい業種・職種も多数存在することがコロナ禍において明らかになった。それらの職種で働く人々の多くは「エッセンシャルワーカー」と呼ばれ、今後も人工知能やロボット等に置き換えられることなくこれまでとほぼ同様の働き方が必要と予測されている。特に医療や介護分野に関しては、全面的に人工知能やロボットに代替される可能性は低いとの予測がなされている²。

労働人口が激減する社会では「ヒト」という資源が貴重になる。医療福祉業は情報化により雇用が失われる可能性が低いため、労働力が減少する中であっても「ヒト」という資源を現在とほぼ同様に投入しなければ成り立たない。そのため、現時点でも地方都市では全労働者に占める医療福祉業従事者の割合が高くなっているが 2045 年にかけて割合がさらに上昇することが見込まれる。

1.2 研究の目的

本研究の目的は 2 つある。1 つは地方都市における労働人口の激減が 2045 年時点の当該地域の産業にどのような影響を与え、そして産業構造がどのように変化していくのか医療福祉業の動向を中心に推計し、その結果から地方都市、特に県庁所在地や中核市以外の地域が今後どのような課題に直面するか、山形県庄内地域を事例に考察することである。

¹原田(2020)p.14

²野村総合研究所(2015)において、人工知能やロボット等による代替可能性が低い 100 種の職業として医療や福祉関係の職業が複数並んでいる。

東北地方は急激な人口減少や高齢化の進行を主要因とした様々な課題を抱えており、「課題先進地域」と呼ばれることもある。その東北地方の中でも山形県庄内地域やその周辺地域は特に人口減少率が大きい地域であるため、当地域を事例として考察を行い得られる知見は、今後他の地方都市や大都市の諸問題を考察するうえで意義あるものになると考え、当地域を取り上げることとした。

2 つ目は、前述の産業構造の変化や直面する課題をふまえ、地方の県庁所在地や中核市以外の地域に所在する教育機関や職業訓練施設においてどのようなメニューが必要とされるかを検討することである。特に会計や経営情報などのビジネス分野を中心に、社会人向けのリカレント教育なども含め幅広く検討する。

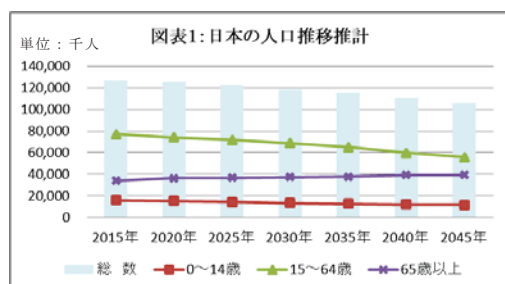
2. 地方都市における人口の推移

本章では国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）³に基づき、地域ごとに人口推移を考察する。全国一律ではなく、地域ごとに詳細を分析することで都市部、地方の傾向を把握していく。

2.1 2045 年までの人口推移推計 1（日本全国）

日本の総人口は 2015 年の 127,095 千人から 2045 年には 106,421 千人へとおよそ 16.3% 減少する見込みである。図表 1 のとおり、2015 年から 2045 年の 30 年間に年少人口、生産年齢人口はそれぞれ 3 割弱減少する一方、高齢者人口はおよそ 15.7% 増加するなど、今後も少子高齢化が進み、高齢者の支え手が減少し続けるという推計結果となっている。

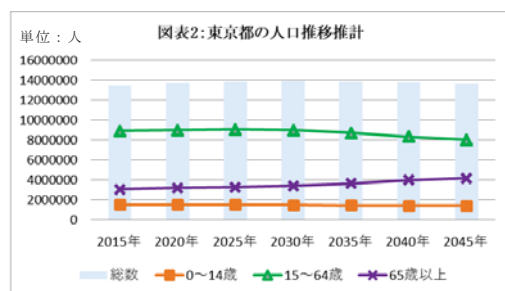
³国立社会保障・人口問題研究所 HP「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」における出生中位・死亡中位仮定による推計結果および国立社会保障・人口問題研究所 HP「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）都道府県別、市区町村別の男女・年齢（5 歳）階級別の推計結果」をもとに作成した。



国立社会保障・人口問題研究所(2017)『日本の将来推計人口（平成 29 年推計）』における出生中位・死亡中位仮定による推計結果をもとに筆者作成

2.2 2045 年までの人口推移推計 2 (大都市圏：東京都)

東京都の総人口は 2045 年までほぼ横ばいで推移すると推計されている。図表 2 のとおり 2030 年時点の生産年齢人口も 2015 年時点とほぼ同数であり、2030 年以降もしばらくの期間、東京都では 2015 年時点と同様の経済活動が展開可能といえる。2045 年時点の年少人口、生産年齢人口の減少率も 2015 年時点との比較でそれぞれ 7.6%、10.1%減と小さい。2020 年のコロナ禍でも東京都の人口は対前年比でプラスであった⁴ように、首都東京の持つ人口吸引力は大変強力である。ただし、高齢者人口は 2045 年には 2015 年との比較で 36.2%増、絶対数で約 111 万人の増加が見込まれている。

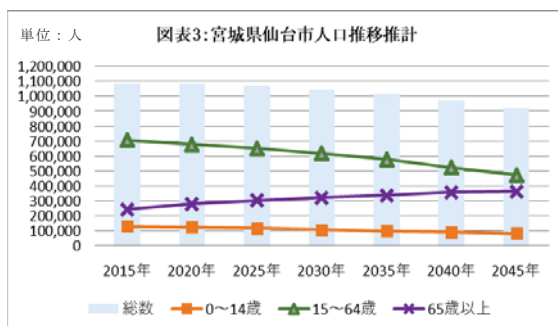


国立社会保障・人口問題研究所(2018)『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）都道府県別、市区町村別の男女・年齢（5 歳）階級別の推計結果』をもとに筆者作成

2.3 2045 年までの人口推移推計 3 (地方の中心都市：宮城県仙台市)

地方における若者の流出先は首都圏などの大都市圏だけではない。多くの大学や専門学校、そして企業の支店や支社が集積する地方の政令指定都市にも進学時や就職時に若者が流出している。特に周辺地域からの吸引力の高い地方都市として札幌市、仙台市、広島市、福岡市が挙げられ、この 4 市は「札仙広福」と括られることも多い。「札仙広福」の一つである宮城県仙台市には同県のみならず、東北各県より若者が集まる。

しかし、その仙台市も 2020 年過ぎには人口減少が始まり、2045 年の総人口は 2015 年との比較で 14.7%減少との推計になっている。また、年少人口、生産年齢人口がそれぞれ 36.0%、32.8%減少するなど全国平均を上回るスピードで減少する一方、高齢者人口は 49.1%増となるなど、全国平均を上回るペースで急激に少子高齢化が進むという推計になっている。



国立社会保障・人口問題研究所(2018)『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）都道府県別、市区町村別の男女・年齢（5 歳）階級別の推計結果』をもとに筆者作成

2.4 2045 年までの人口推移推計 4 (地方県庁所在地：山形県山形市)

地方の県庁所在地として山形県山形市を取り上げる。山形市は前節の宮城県仙台市に隣接しており、仙台市へは通勤圏内にある。実際、朝晩には両市を結ぶ高速バスが 5~10 分おきに出る⁵など両市の結びつきは強い。また、

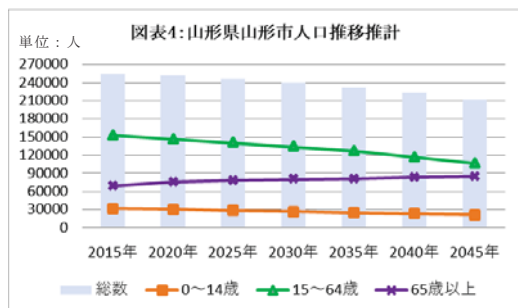
⁴木下(2021) p.35

⁵山交バス株式会社 HP バス時刻表より

山形市は山形県の県庁所在地でもあり、山形県庁や山形市役所などの公的機関やそれらを相手にする業者、県内を中心に活動するテレビ局、新聞社といった報道機関の本社や地方銀行など金融機関の本店のほか、仙台市のような政令指定都市に比べ数は少ないものの、全国展開する企業の支店・支社等がある程度集積している。さらに国立大学の山形大学をはじめ、一定数の高等教育機関が所在している。

山形市の2045年の総人口は2015年との比較で16.4%の減少とほぼ全国平均並みである。年少人口、生産年齢人口についてもそれぞれ32.7%、30.3%減少と全国平均をやや上回る程度の減少であり、高齢者人口は21.6%増となっている。

政令指定都市である仙台市は急激に高齢者人口が増加する推計となっているが、結びつきの強い山形市はほぼ全国平均と同じ推移をたどる、との推計になっている。



国立社会保障・人口問題研究所(2018)『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)都道府県別、市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別の推計結果』をもとに筆者作成

2.5 2045年までの人口推移推計 5 (地方都市：山形県鶴岡市、酒田市)

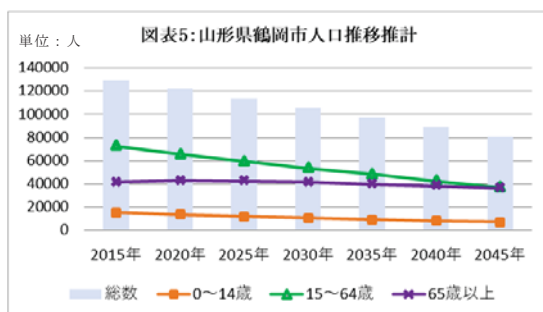
地方において県庁所在地や中核市に次ぐ位置付けにある都市の事例として山形県庄内地方に位置する鶴岡市および酒田市を取り上げる。前節で取り上げた山形市のように地方の県庁所在地には公的機関やサービス業が一定程度集積しているが、県庁所在地以外の地域にはそれらの施設や企業は相対的に少なく、「地方内格差」が存在するといわれる。

山形県においても山形市の人口推移がほぼ

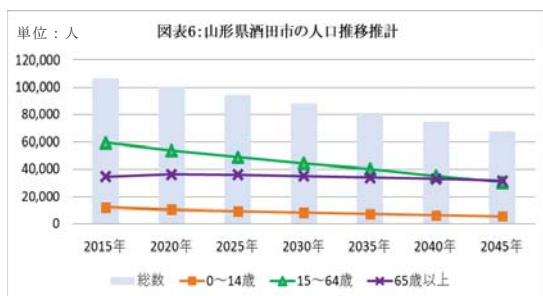
全国平均と同様であったことと比較し、鶴岡市および酒田市は両市ともに年少人口、生産年齢人口が2045年には2015年比でほぼ半減し、かつ高齢者人口も約1割減少するという推計結果となっている。

大都市圏や地方の中心都市、県庁所在地は年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢者人口は大幅増という推計となっていたのに対し、鶴岡市および酒田市は3区分全てにおいて2015年時点の人口を下回る推計となっており、総人口の減少率も両市とも4割近くになるとの推計結果である。

図表5・6のとおり、2045年には生産年齢人口と高齢者人口がほぼ同数になるなど、県庁所在地や中核市に次ぐ2番手の都市は今後街の活力を維持することが難しい状況になることが予測される。



国立社会保障・人口問題研究所(2018)『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)都道府県別、市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別の推計結果』をもとに筆者作成

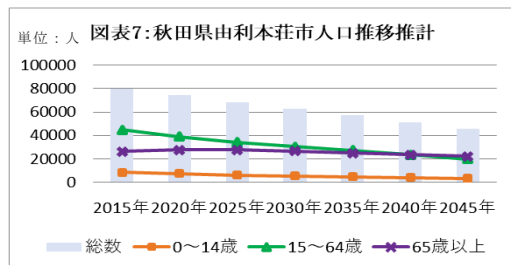


国立社会保障・人口問題研究所(2018)『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)都道府県別、市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別の推計結果』をもとに筆者作成

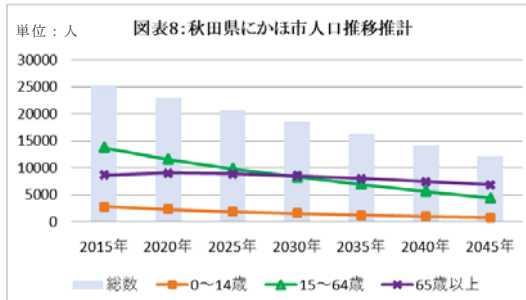
2.6 2045 年までの人口推移推計 6 (地方都市：秋田県由利本荘市、にかほ市)

山形県庄内地方に隣接する秋田県由利本荘市、にかほ市についても考察する。図表 7・8 のとおり、両市とも鶴岡市、酒田市同様、2045 年には年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の 3 区分全てにおいて 2015 年と比較し人口が減少するという推計になっており、減少率は庄内地域の 2 市を上回るものとなっている。

特に、にかほ市は総人口が 2045 年までの 30 年間で半減し、生産年齢人口が約 7 割減少することから、2030 年には早くも高齢者人口が生産年齢人口を上回るとの推計になっている。にかほ市は株式会社 TDK の企業城下町であり 2011 年にはじまった生産拠点再編前には TDK 関連の従業員数は約 4000 人に達していた⁶。株式会社 TDK のように生産性の高い製造業を持つ企業城下町としては工場を維持発展させていきたいところであるが、2045 年の生産年齢人口は市全体で 4450 人と推計されている。今後も工場を存立させるためには様々な方策が必要になるものと考えられる。



国立社会保障・人口問題研究所(2018)『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）都道府県別、市区町村別の男女・年齢（5 歳）階級別の推計結果』をもとに筆者作成



国立社会保障・人口問題研究所(2018)『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）都道府県別、市区町村別の男女・年齢（5 歳）階級別の推計結果』をもとに筆者作成

2.7 高齢者人口と後期高齢者人口の増減率について

2015 年を基準とした 2045 年時点の 65 歳以上の高齢者人口と 75 歳以上の後期高齢者人口の増減率の推計は図表 9 のとおりである。

2045 年までの 30 年間で庄内地域や隣接する秋田県の由利本荘市やにかほ市では 65 歳以上の高齢者人口が 2015 年比で減少に転じるとの推計を紹介したが、75 歳以上の後期高齢者人口に限定すれば、2045 年時点でもなお、2015 年とほぼ同数の後期高齢者が居住し続けるとの推計結果となっている。

図表 9: 2015 年を基準とした 2045 年の高齢者数および後期高齢者数の増減率

地域	高齢者人口増減率	後期高齢者人口増減率
鶴岡市	-12.1%	-2.0%
酒田市	-9.3%	4.0%
由利本荘市	-16.0%	-3.6%
にかほ市	-21.1%	-4.6%

国立社会保障・人口問題研究所(2018)『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）都道府県別、市区町村別の男女・年齢（5 歳）階級別の推計結果』をもとに筆者作成

3. 地方都市における産業構造について

本章では 2005 年、2010 年、2015 年に行われた 3 回の国勢調査の結果に基づき各都市の

⁶独立行政法人労働政策研究・研修機構(2014) pp.31-32

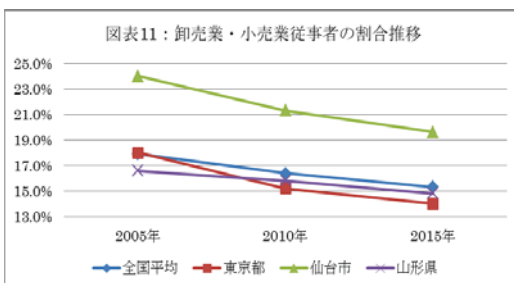
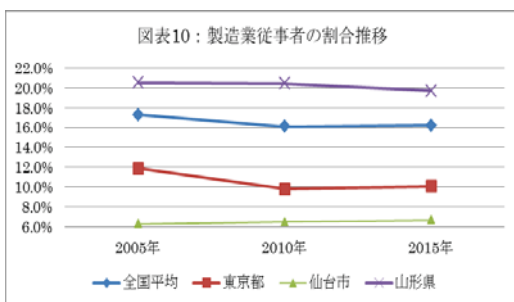
産業別従事者の推移を確認する⁷。2015年の調査において、全国の産業別従事者は人数の多い順に製造業(16.2%)、卸売業・小売業(15.3%)、医療・福祉業(11.9%)となっていた。

なお、本章にて各産業の従事者の割合を計算する際には「T分類不能の産業」の従事者も分母に含め計算している。

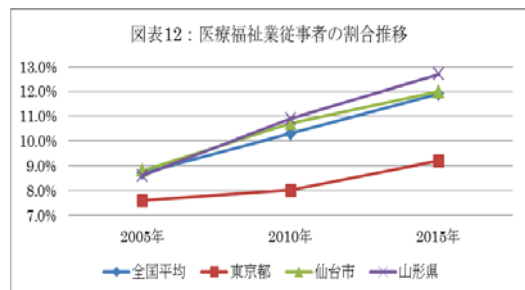
3.1 産業別従事者の推移 1(都市部と地方の比較)

図表 10～12 は全国平均、大都市圏(東京都)、地方の政令指定都市(仙台市)、地方圏(山形県)の製造業、卸売業・小売業、医療福祉業の従事者割合について 2005 年国勢調査から 2015 年国勢調査の推移を示している。

製造業従事者割合が都市部で低くなっている一方、地方都市で高くなっている。また卸売業・小売業は仙台市で特に高くなっているなどの特徴がみられるものの、全体の推移としては、製造業がほぼ横ばいか微減、卸売業・小売業の従事者割合は低下、医療・福祉業は従事者割合が年々高まっており、特に地方ほど増加速度が速い点に特徴がみられる。



⁷総務省統計局 HP「平成 17 年国勢調査結果」、「平成 22 年国勢調査結果」、「平成 27 年国勢調査結果」より該当するデータを加工し本章は作成している



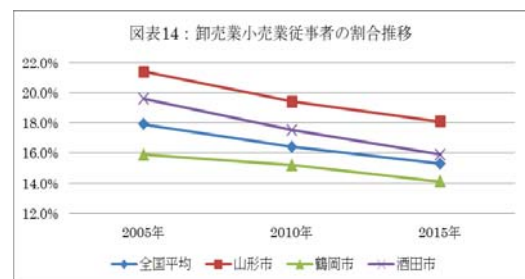
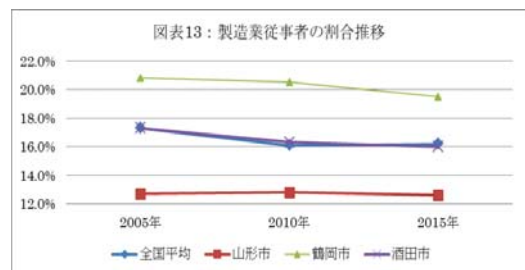
図表 10～12 ともに「平成 17 年国勢調査結果」、「平成 22 年国勢調査結果」、「平成 27 年国勢調査結果」（総務省統計局）の該当するデータをもとに筆者作成

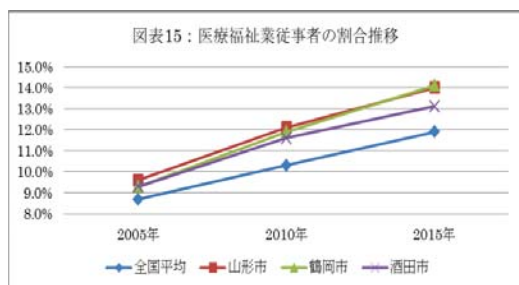
3.2 産業別従事者の推移 2 (山形県山形市、鶴岡市、酒田市)

次に地方都市の事例として山形県山形市、鶴岡市、酒田市と比較対象として全国平均データを図表 13～15 に示した。

傾向としては前節とほぼ同様であるが東京都や全国平均と比較し、医療福祉業の従事者割合の増加ペースが速い点に特徴がみられる。

2005 年時点では本節で取り上げた 3 市と全国平均の医療福祉業の従事者割合にほとんど差はみられなかったものが、2015 年までの 10 年間で山形県の各市の増加ペースが全国平均を上回っており差が開いてきた。





図表 13～15 ともに「平成 17 年国勢調査結果」、「平成 22 年国勢調査結果」、「平成 27 年国勢調査結果」（総務省統計局）の該当するデータをもとに筆者作成

4. 医療福祉従事者割合の将来推計(山形県庄内地域を事例として)

第 2 章では 2045 年にかけて、県庁所在地以外の地方都市では生産年齢人口が 2015 年時点との比較で約半数またはそれ以上に減少するとの推計結果と、地方では地域によっては 2045 年までのいずれかの段階で高齢者人口が生産年齢人口を上回るとの推計結果を確認した。

また、第 3 章では国勢調査の結果から、全国的に卸売・小売業の従事者割合が減少する一方、医療福祉業の従事者割合が増加しており、特に地方で増加ペースが速いことを確認した。

本章では、地方都市の中でも県庁所在地や中核市以外の地域として山形県庄内地域にある鶴岡市および酒田市を事例に、2045 年時点の医療福祉業の従事者数を推計し、当該結果を基に医療福祉従事者が全労働者に占める割合を推計する。

4.1 推計方法について

年齢階級別 1 人当たり医療・介護費データによれば、乳幼児の医療費を除き医療費・介護費ともに基本的には年齢が高くなるほどかかる費用が高額になっており、特に 75 歳以上の後期高齢者にかかる費用が大きい。医療費は、0～64 歳の平均が 18.0 万円、65～74 歳が 55.4 万円であるのに対し 75 歳以上では 90.7 万円となっている。同様に介護費用は、40～

64 歳の一人当たりの介護費用が 0.5 万円、65～74 歳が 5.5 万円に対し 75 歳以上の後期高齢者は 53.2 万円となっている⁸。

以上のように、医療費・介護費共に後期高齢者にかかる費用が高額になっていることから、後期高齢者数の増減率と主に後期高齢者などを対象に医療や介護サービスを提供する医療福祉従事者の増減率には因果関係(良い相関性)があると考えられる。先行研究では、西浦(2013)が 2010 年と比較し 2035 年時点の医療福祉分野就業者 1 人あたりの 75 歳以上人口が全ての都道府県において上昇する点を指摘するなど、後期高齢者数の増減と医療福祉従事者の増減の関係に着目した結果を報告している⁹。

本報においては、後期高齢者人口の増加(減少)が医療福祉従事者数の増加(減少)をもたらす、との仮定を置き簡単な回帰分析を行う。説明変数 x を「後期高齢者人口の増減率」、目的変数 y を「医療福祉従事者数の増減率」として、山形県内全 13 市の 2005 年から 2015 年の 10 年間における後期高齢者数と医療福祉従事者数の増減率データ¹⁰を利用し、回帰式を求める。

求めた回帰式が統計的に有意であることを確認したうえで、今回回帰式と 2005 年を基準とした 2045 年までの後期高齢者人口の推定増減率を用い、鶴岡市および酒田市における医療福祉従事者の推計値を求める。求めた推計従事者数を基に 2045 年時点の全労働者に占める医療福祉従事者の割合を推計していく。

4.2 推計結果

散布図と回帰直線を図表 16 に示した。回帰式 $y = 1.01x + 9.51$ 、決定係数 $R^2 = 0.527$ となった。また Excel による分析結果を示した図表 17 より、変数 x は 5%水準で有意な説明変数であることが確認された。

そこで、今回回帰式と 2045 年までの後期高齢者人口の推計増減率を用い、山形県鶴岡市お

⁸電機連合 HP「年齢階級別 1 人当たり医療・介護費」

⁹西浦(2013)p.7

¹⁰前述の「平成 17 年国勢調査結果」「平成 27 年国勢調査結果」より該当するデータを使用

よび酒田市における医療福祉業従事者数を推計した結果を図表 18 に示した。2045 年時点の医療福祉業従事者数は 2015 年時点の実績値との比較で酒田市が 1 割弱の増加、鶴岡市は微減にとどまるという推計結果となった。

両市とも労働者人口が生産年齢人口とほぼ同じ割合で減少すると仮定すれば、労働者の絶対数は 2015 年時点の約半数まで減少することになる。そのため、2015 年には全労働者に占める医療福祉業従事者の割合はそれぞれ 14.1%、13.1%であったものが 2045 年には両市とも全体の 1/4 を超える水準まで大幅に上昇する、という推計結果となる。

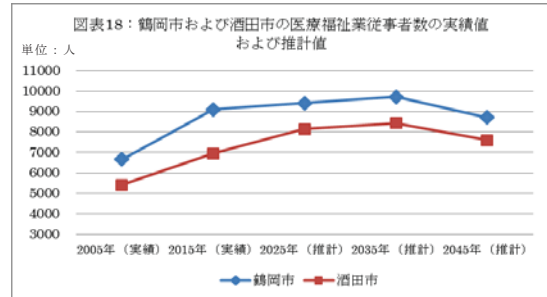
ただし、医療福祉業、特に介護業界は現時点でも慢性的な人手不足であり¹¹今後一層、必要な人員を確保することが難しくなると考えられるため、2045 年時点での医療福祉業従事者数は今回帰式を用い求めた推計値よりも、若干低い数値となる可能性がある。

また、地方においても企業や公務員の定年延長などにより、一定の労働力が追加で確保されるため、全労働者に占める医療福祉業従事者の割合は前述の推計結果よりやや低くなる可能性がある。

図表 17：データの分散分析(Excel による)

概要						
回帰統計						
重相関 R		0.726				
重決定 R ²		0.527				
補正 R ²		0.464				
標準誤差		6.870				
観測数		13				
分散分析表						
	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F	
回帰	1	577.953	577.953	12.247	0.005	
残差	11	519.120	47.193			
合計	12	1097.073				
係数						
	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%
切片	9.506	6.950	1.368	0.199	-5.791	24.803
X 値 1	1.011	0.289	3.500	0.005	0.375	1.646

筆者作成



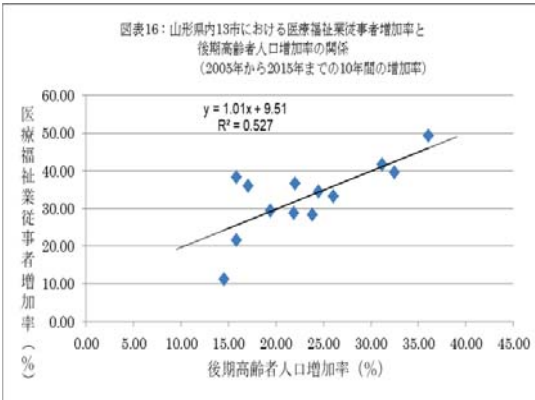
推計結果をもとに筆者作成

5. 推計結果に基づく地方の産業構造の変化

前章での推計結果から今後、地方の労働人口が激減することが見込まれる中で医療福祉業従事者がほぼ横ばいまたは微減にとどまると予測されるため、これまで以上に医療福祉業が基幹産業として存在感を増すのに対し、医療福祉業以外の各産業は規模が縮小していく可能性が高い。

ただし、医療福祉業以外の各産業が一律に縮小していくのではなく、都市を維持するため必要な機能や施設の運営・管理を行う業種については、大幅に規模が縮小することはないと考えられる。例えば日用品を売る店舗(食品スーパー・ドラッグストア・ホームセンター)、医薬分業が進む中存在感を増した調剤薬局、役場、警察消防など公安、運送業、小学校・中学校などの教育機関を維持・運営するには一定数の人員が必要なため、それらの業種に従事する人々の減少率は相対的に小さく、全体に占める割合が年を追うごとに少しずつ高まるものと考えられる。

地方の中でも県庁所在地や中核市は、それ



「平成 17 年国勢調査結果」および「平成 27 年国勢調査結果」をもとに筆者作成

¹¹公益財団法人介護労働安定センター(2021)の調査結果によれば、介護事業所全体の 60.8%、特に訪問介護員に限れば 80.1%が人材の不足感を感じているとの調査結果となっている。

以外の地域と比較し、相対的に労働人口の絶対数が大きくかつ労働人口の減少率が小さいのに対し、県庁所在地や中核市以外の地域は人口減少率が大きく、労働者の絶対数が現状よりさらに小さくなる。その中で医療福祉業を含む都市機能維持に必要な人員を差引いた限られた人員により地域の特色にあった産業を展開する必要が生ずることから、多様な産業を地域内に保有し続けることが難しくなるものと考えられる。

そこで地域の強みを生かした産業をそれぞれの地域で選別し、限られた貴重な人的資源を当該産業に割り当てるため、今後都市経営の司令塔たる地方自治体が主導し、地域の実情をふまえた最適な産業構造を構築する、という仕事を避けて通ることはできないだろうと考える。

6. 産業構造の変化が地域にもたらす課題

前章までの考察結果より、地方都市の中でも特に県庁所在地や中核市以外の地域では生産年齢人口の減少率が相対的に大きくなっている点、高齢者の中でも後期高齢者に限れば 2045 年時点でも 2015 年とほぼ同数が地域で生活し続ける点が確認された。

また、医療福祉業をはじめとする、いわゆるエッセンシャルワーカーが活躍する産業の割合が年を追うごとに大きくなるなど地域内の産業構造に大きな変化が生じると予測されていることも確認された。

それらをふまえ、本章では今後、地方都市の中でも特に県庁所在地や中核市以外の地域が直面すると考えられる課題を検討する。

6.1 地域の課題 1(生産性の低下)

医療福祉業の一人当たりの生産性は製造業などと比較して相対的に低くなっている¹²。医療福祉業従事者が増加し相対的に生産性の高い製造業の従事者が減少すれば、地域全体の潜在的経済成長率が下がることにつながる。

また、社会保険料を負担する現役世代の労働者数が減少する一方で、社会保障を必要とする高齢者人口が増加するため、現状のまま何もしなければ社会保障費は今後増大していくことになる。財源に限りがある中で社会保障費の伸び率を抑えるため、公定価格が一定程度下がることは避けられない。

民間の介護関連企業の業績に関する研究を行った田、盧(2019)によれば、介護業界については売り上げ規模が大きいほうが利益率も高く、規模の利益が働く業界である可能性が高い¹³とのことである。今後地方によっては中小規模の事業者を集約し一定の事業規模を持った組織にしていく必要があると考えられる。

民間の介護関連企業の業績に関する研究を行った田、盧(2019)によれば、介護業界については売り上げ規模が大きいほうが利益率も高く、規模の利益が働く業界である可能性が高い¹³とのことである。今後地方によっては中小規模の事業者を集約し一定の事業規模を持った組織にしていく必要があると考えられる。

6.2 地域の課題 2(高学歴層の流出)

エッセンシャルワーカーが大部分を占める地域が年を追うごとに増加していくことが現在に増して若者の地方離れ、特に 4 年制大学卒以上の若者の都市部への流出につながる可能性がある。

高見(2018)によれば、現在、大都市と地方との間に失業率に関して以前のように大きな差はなく、雇用機会の「量」に地域差はほとんどなくなっているが、雇用機会の「質」に地域差があるため地方から若者が流出しているという。具体的に雇用機会の「質」の地域差として挙げているのが、大企業等のオフィスワーク職である。大企業のオフィスワーク職は大卒者、特に文系学部を卒業した層の多くが希望する職種であるが、そもそも地方には大企業自体が少ないため、大都市に行かざるを得ない状況であるという¹⁴。

実際、上場企業の本社は半数以上が東京都に所在し、それ以外の企業の本社の大部分も大阪、愛知など大都市圏内に所在しており¹⁵、地方都市、特に政令指定都市や県庁所在地以外の地域では大卒者などの高学歴層の流出が続く可能性がある。

¹²総務省統計局(2018)「平成 28 年経済センサス - 活動調査 確報集計(事業所に関する集計)」より

¹³田、盧(2019)p.218

¹⁴高見(2018)pp.82-86

¹⁵東洋経済(2015)pp.206-207

6.3 地域の課題 3(若者およびファミリー層の流出)

国土交通省が 2014 年に公表した「国土のグランドデザイン 2050 参考資料」¹⁶には、東京・大阪・愛知を中心とした 3 大都市圏を除くサービス施設の立地確率が推計されている。当資料によれば、飲食品小売業や飲食店などは少ない人口規模でも成り立つ、とされているのに対し、百貨店が立地するのに必要な人口規模は 275,000 人、スターバックスは 175,000 人～275,000 人、映画館 87,500 人～175,000 人¹⁶など若者が好む施設は地方都市の中でも県庁所在地レベルの規模の都市にしか立地できないとの報告がなされている。

山形県では 2020 年に山形市にある老舗百貨店「大沼」が経営破綻し、山形県は百貨店が 1 店舗もない県となった。さらに翌年の 2021 年には酒田市で百貨店スタイルの店舗を営業していた「マリーンファイブ清水屋」が経営破綻した。山形市および酒田市の人口は店舗閉店時、それぞれ約 25 万人、10 万人となっており、「国土のグランドデザイン 2050 参考資料」の百貨店立地に必要な人口を下回っていた。

現状、百貨店に代わり地方で若者やファミリー層を集客する力のある商業施設は郊外型ショッピングセンターである。ショッピングセンターについても立地するには 77,500 人～92,500 人の人口規模が必要とされている¹⁷。

今後人口減少が進み、ショッピングセンターの集客力が落ち収益性が悪化した場合、ショッピングセンターが撤退する可能性は否定できない。地方ではショッピングセンター内に郵便局や市役所機能の一部が入店するなど、ある意味で公共的施設のような性質を帯びている¹⁸とはいえ、営利企業が運営する商業施設である以上、経営上の合理性がない店をそのまま運営することは資本の論理から許され

ることではない。

今後若者やファミリー層の絶対数が少なくなるため、一定規模の地方都市以外では若者やファミリー層向けのサービス提供が難しい環境となっていく。そこでそのような地域では平日は職場のある地元で働き、休日は若者やファミリー層を吸引する力の強い県庁所在地、または仙台市のような地方の中心都市へ出かけ消費活動を行う、というスタイルが定着するものと考えられる。そしてそのスタイルを地域として一定程度許容していく姿勢が必要となっていくと考えられる。

6.4 地域の課題 4(若者および高齢者の流出)

今後、介護や医療従事者といったエッセンシャルワーカーが大都市圏や地方の政令指定都市などへ流出することが懸念される。

青森県八戸市に所在する短期大学・幼児保育学科の就職実態について報告した田中(2017)によれば、勤務する短期大学の就職に関して、地域の事業所に十分な保育士、幼稚園教諭などを供給できないことを最も重大な問題と認識しているとのことである。地域の求人数の増加に供給側の学生数が追いついていない点のほか、首都圏からの求人数が平成 21 年の 18 件から平成 28 年には 261 件と急増したこともあり、首都圏へ一部の卒業生が流出した点も地元で保育者を供給できない理由とのことである¹⁹。

第 3 章でみたとおり、東京都においては高齢者人口が 2045 年には 2015 年との比較で約 111 万人増加することが見込まれている。首都圏以外でも東北地方における中心都市である仙台市の高齢者人口の増加率も高く、それに伴う介護職の求人数増加が見込まれる。好待遇に惹かれ地方における保育者が都市部へ流出した事例がそのまま介護職や医療職にスライドし発生した場合、介護や医療関係の若者のみならず、サービスの受け手である高齢者も充実した医療・介護サービスを求め地域を離れ、同一県内の県庁所在地や中核都市に移住するというケースが発生することが予想される。

¹⁶国土交通省(2014)「国土のグランドデザイン 2050 参考資料」p.36

¹⁷同上

¹⁸たとえば、イオンモール宇城 HP によれば、当該施設は「行政の支所機能を全てイオンモール内へ移転した全国初の施設であり、住民票、戸籍などの証明書発行だけでなく、福祉、保健、土木、経済分野のサービスも提供」しているとのこと。

¹⁹田中(2017)pp.15-17

7.産業構造の変化に対応した教育・職業訓練

前章にて、県庁所在地や中核市以外の地方都市では、産業構造の変化に起因し発生し得る課題として、主力産業の生産性低下、高学歴層の流出、若者のみならずファミリー層や高齢者も流出し得る点が導き出された。

その結果もふまえ、本章では医療福祉業を含む都市機能を維持するための産業がメインとなる地域において、ビジネス分野を中心に今後必要となる教育や職業訓練について検討を行う。

7.1 教育・職業訓練指導者に必要な意識や素養について

教育機関や職業訓練施設における指導者の本務ではないものの、専門知識やスキルの習得の前に、地域を知るための時間を設け、地域に愛着を持たせるような取り組みが必要と考えられる。その結果として地元への就職率が少しずつ上昇するものと考えられる。

また、ビジネス分野を専門としている指導者であっても、営利企業の少ない介護や医療業界の事情に疎いケースも多いものと推測される。指導者は単にビジネスに関する専門知識やスキルを伝授するだけでなく、地域の特性や産業界の実情をよく知る機会を設け、それ相応の知識やスキルを身に付ける必要があると考える。

7.2 必要な教育・職業訓練 1 (会計学関係)

労働人口の減少に伴い、中小企業の経理業務は地元の会計事務所に外注、またはクラウド会計やテレワークの普及により、都市部の会計事務所への外注などを検討していく必要がある。ただし地方にも地域産業全体を見ることができる、少人数だが高度な会計・税務・経営の知識を持ったプロフェッショナルが必要となるため、そのスキルを養成する機会が必要となる。また、医療福祉業の生産性向上のため原価管理を導入するなど、管理会計の知識が必須となるため、あわせて教育する必要がある。絶対数としては多くないものの、大企業のオフィスワーク職が少ない地域にとって、このような高度専門職として就職する

機会があることは大卒以上の若者を地域につなぎとめる一定の効果を有する。

また、地域経済振興のコアになる人材を確保するという観点からも、地域の実情をよく知る教育機関や企業・団体が手を組み、地域の中に自前でプロフェッショナルを養成する機能を保有することも重要ではないかと考えられる。

7.3 必要な教育・職業訓練 2 (中小企業の生産性向上)

地方都市では企業のほとんどを中小企業が占める。その中で公益社団法人「全国経理教育協会」が実施する「中小企業 BANTO 認定試験」は有効に活用できる検定であると考えられる。大学における中小企業会計教育の現状と課題を取り上げた、朱(2020)は当検定が開始され中小企業の会計が取り上げられることにより、今後大学の会計教育まで影響が及ぶ可能性がある²⁰、と論じている。2020 年に開始された検定であるため、今後の動向はまだ見通すことは出来ないが、地方の医療福祉業も小規模な事業者が多いことから、生産性向上のための取り組みとして当検定の活用は有効であると考えられる。

7.4 必要な教育・職業訓練 3 (医療福祉×IT)

日本では対 GDP 比での公的職業訓練プログラムに対する公的支出割合が小さい²¹ことが問題となっているが、ブルーカラーとホワイトカラーの壁を低くする取り組みに対し、職業訓練制度を活用することは有効であると考えられる。

2018 年に山形県で離転職者訓練として「介護・IT 科」が開講された²²。これは介護職員初任者研修修了を目指すと同時に MOS 資格取得を目指すというものであった。介護職員がオフィスアプリケーションを学ぶことで生産性アップにつなげる取り組みとして非常に興味深い取り組みである。

²⁰朱(2020)p.20

²¹厚生労働省(2016) p.33

²²山形県立山形職業能力開発専門校 HP 「求職者のための職業訓練 介護・IT 科 (東南村山会場) チラシ」

今後労働力が激減する地域ではホワイトカラーやブルーカラーといった区別自体もはや不要といえる。現場における生産性向上のためブルーカラー職もホワイトカラー職に近いスキルが必要となるケースも増加し、医療福祉の現場でも、情報機器を用い作業を効率化することが求められる機会が増加するものと予測される。そのため、離転職者訓練として設置された「介護・IT科」のような職業訓練をより拡充し展開していく必要があると考えられる。

7.5 必要な教育・職業訓練 4 (ホワイトカラーの再教育)

地方では人手不足が深刻化することから現場に近いホワイトカラーも、場合によっては現場業務を兼務する必要がある。そのための再教育や職業訓練を実施し、事務と現場業務の双方を担える人材を育成していく必要がある。

しかし、介護や医療の現場に対応するため、ホワイトカラーに現場業務を兼務させる取り組みについてはどのような形にすべきか、今後検討課題の一つになるだろう。

なぜなら前章で考察したとおり、ホワイトカラーのブルーカラー化を急性に進めれば、大卒以上の若者が今以上に地方での就職を敬遠する恐れがあり、その結果として医療や介護の受け皿が少なくなれば、県庁所在地や中核市に高齢者が移住してしまう、という問題を抱えているからである。

そのため、ホワイトカラーの現業兼務を進めるための再教育や職業訓練としては、現場業務をサポートできる能力を身に付けることをゴールとする、というスタンスが重要になると考えられる。

7.6 必要な教育・職業訓練(まとめ)

地方都市でもホワイトカラー的職種を希望する層は多いが、一部の高度専門職を除き、事務的仕事に加えて現場をサポートできる能力が求められるようになる。

またブルーカラー層に関しても、生産性向上のため、PC・タブレットをはじめとする情報端末の取扱方法や省力化のためのツールの

活用方法の習得など、情報スキルの向上と現場での経験をビジネスに結び付けるための教育・職業訓練が必要となる。「狭く深く」ではなく「広く浅く」知識やスキルを習得するための再教育や職業訓練が今後一層重要になるといえる。

8. おわりに(結論および今後の課題)

本研究では地方の中でも県庁所在地や中核市以外の地域を中心に考察を行い、当該地域では産業構造の変化、特に医療福祉業が地域産業のメインとなることに対応するため、従来のホワイトカラーとブルーカラーのハイブリット型の職種が必要となる点、そして当該職種に対応した再教育や職業訓練が必要となる点を提示した。

しかし、本研究では山形県鶴岡市・酒田市を事例とした2045年までの医療福祉業従事者数の推計にあたり、2005年～2015年の10年間という比較的短い実績データを用いた点に限界がある。さらに長期間にわたるデータを利用できれば、推計の精度も一層上がったものと考えられる。2022年度中には最新の国勢調査の結果が公表される予定であることから、別の機会に再度推計結果を報告したい。

また前章にて提示した教育・職業訓練の取り組みに関しては、取り組むべきであると分かっているにもかかわらず、実践できていない現状がある。今後どのように実現していくかという視点での研究も続けていきたい。

参考文献・資料

- [1] 木下斉(2021)『まちづくり幻想 地域再生はなぜこれほど失敗するのか』SBクリエイティブ株式会社
- [2] 公益財団法人介護労働安定センター(2021)『令和2年度「介護労働実態調査」結果概要について』
- [3] 厚生労働省(2016)『職業能力開発資料集 参考資料 2』
- [4] 国土交通省(2014)『国土のグランドデザイン 2050 参考資料』
- [5] 朱 愷雯(2020)「大学における中小企業会計教育の現状と課題」『沖縄大学経法商学部紀要』第

1 号 pp.15-26

- [6] 高見具広(2018)「地方を取り巻く課題と若者の生き方:一雇用機会の地域差から問題をみる」『教育社会学研究』 102(0) pp.79-101
- [7] 田中敬一 (2017)「幼児保育学科における就職の実態調査」『八戸学院短期大学研究紀要』第 44 巻, pp.13-20
- [8] 田栄富、盧虹(2019)「介護業界における営利企業の実態と経済特性」『久留米大学 経済社会研究』第 59 巻第 4 号, pp.203-222
- [9] 東洋経済(2015)『東洋経済増刊 地域経済総覧 2016 年版』東洋経済新報社
- [10] 独立行政法人労働政策研究・研修機構(2014)『ビジネス・レーパー・トレンド 2014 年 2 月号』
- [11] 西浦瑞穂(2013)「人口動態からみた地域産業構造の問題点」『日本総研 Research Focus』No.2012-023
- [12] 野村総合研究所(2015)『日本の労働人口の 49% が人工知能やロボット等で代替可能に～601 種の職業ごとに、コンピュータ技術による代替確率を試算～』
- [13] 原田文規(2020)「ローカル地域に所在する「地域循環型教育機関」における会計教育の在り方とは」『経営会計研究』第 23 巻第 1 号, pp.1-16

参考 URL

- ・イオンモール宇城 HP
<https://uki-aeonmall.com/shop/detail/171>(最終閲覧日 2021.11.24)
- ・国立社会保障・人口問題研究所 HP「日本の将来推計人口 (平成 29 年推計)」
https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/db_zenkoku2017/s_tables/1-1.htm (最終閲覧日 2021.11.24)
- ・国立社会保障・人口問題研究所 HP「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 (2018) 年推計) 都道府県別、市区町村別の男女・年齢 (5 歳) 階級別の推計結果」
<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/3kekka/Municipalities.asp>(最終閲覧日 2021.11.24)
- ・総務省統計局 HP「平成 17 年国勢調査」
[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&to](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&tstat=000001007251&cycle=0&cycl)
[ukei=00200521&tstat=000001007251&cycle=0&cycl](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&tstat=000001007251&cycle=0&cycl)
[e_facet=cycle](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&tstat=000001007251&cycle=0&cycl)(最終閲覧日 2021.11.24)
- ・総務省統計局 HP「平成 22 年国勢調査」

- [https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&to](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&tstat=000001039448&cycle=0&cycl)
[ukei=00200521&tstat=000001039448&cycle=0&cycl](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&tstat=000001039448&cycle=0&cycl)
[e_facet=cycle](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&tstat=000001039448&cycle=0&cycl)(最終閲覧日 2021.11.24)
- ・総務省統計局 HP「平成 27 年国勢調査」
[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&to](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&tstat=000001080615&cycle=0&cycl)
[ukei=00200521&tstat=000001080615&cycle=0&cycl](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&tstat=000001080615&cycle=0&cycl)
[e_facet=cycle](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&tstat=000001080615&cycle=0&cycl)(最終閲覧日 2021.11.24)
- ・総務省統計局 HP「平成 28 年経済センサス - 活動調査 確報集計(事業所に関する集計)」
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&la>
[yout=datalist&toukei=00200553&tstat=00000109589](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&la)
[5&cycle=0&tclass1=000001106235&tclass2=000001](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&la)
[106275&tclass3=000001114496&tclass4=000001114](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&la)
[502&tclass5val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&la) (最終閲覧日 2021.11.24)
- ・電機連合 HP 「年齢階級別 1 人当たり医療・介護費」
[https://www.jei.or.jp/anshin/topic/images/2017/2017](https://www.jei.or.jp/anshin/topic/images/2017/20171023-143424.pdf)
[1023-143424.pdf](https://www.jei.or.jp/anshin/topic/images/2017/20171023-143424.pdf)(最終閲覧日 2021.11.24)
- ・山形県立山形職業能力開発専門校 HP「求職者のための職業訓練 介護・IT 科 (東南村山会場) チラシ」
http://www.yamagatanoukai.jp/contents01/news_public/2018/05/it-1.html(最終閲覧日 2021.11.24)
- ・山交バス株式会社 HP 山形ー仙台間バス時刻表
[http://www.yamakobus.co.jp/kousoku/yamagata-send](http://www.yamakobus.co.jp/kousoku/yamagata-sendai.html)
[ai.html](http://www.yamakobus.co.jp/kousoku/yamagata-sendai.html)(最終閲覧日 2021.10.24)

原 著 論 文

組織フィールドにおける制度の変化と
テキストの流通がもたらす認知の変化
－投資信託販売業界を事例として－

The impact of change of the system in organizational field
and its text distribution to the recognition
:a Case Study in the Investment Trust Sales Industry

Abstract :

This study aims at clarifying that the impact of change of the system in organizational field and its text distribution to the recognition.

The text distribution occurs in the process that an organizational field is institutionalized, focusing on the investment trust sales industry.

Since the organizational theories have repeatedly discussed the relationship between institutions and organizations, there are various piled up case studies on this topic from the different approaches, such as the new institutional theory and the organizational isomorphism theory.

The institutions in the organizational fields of the investment trust sales industry consist of three pillars, i.e., the regulative pillar, the normative pillar and the cognitive pillar.

This study hypothesizes that the change of the recognition was produced in the process that the pillars were institutionalized in the organizational fields.

As a new finding, this case study would contribute to development of the new institutional theory of organization.

国土館大学

鈴木ともみ

SUZUKI, Tomomi
Kokushikan University

2021 年 11 月 29 日 受付 Submitted 29, November 2021.

2022 年 3 月 7 日 受理 Accepted 7, March 2022.

1. 本稿の目的

本稿の目的は、新制度派組織論の視座にもとづき、投資信託(以下、投信)販売業界、すなわち投信販売の組織フィールドにおける制度の変化と言葉・テキストの流通がもたらす認知の変化について明らかにすることにある。

投信市場を俯瞰すると、「2000年代以降、毎月分配型投信が販売シェアを伸ばし、一時は7割近くを占めていたものの、2018年3月時点でそのシェアは3割弱まで減少し、2020年10月末時点では3割を下回る¹⁾」に至っていることから、投信市場において変化が生じている実態が窺える。さらに、その変化は投信販売業界における制度の変化と新たなテキストの流通とともに生じている。そこで本研究では、投信販売業界における制度の変化とテキストの流通がもたらす認知の変化について、Mayer and Rowan(1977)が展開した「新制度派組織論²⁾」の視座のもとに、制度を規制的支柱、規範的支柱、認知的支柱の3つに分類したScott(1995)³⁾による議論、さらに制度に言説分析を導入する途を開いたPhillips, Lawrence and Hardy(2004)⁴⁾による議論の観点から検証する。尚、新制度派組織論において「制度」とは、法や規制といった制度の担体という定義に限らず、社会関係の中でだけ通用する「決まり」や「約束事」も「制度」であるとしており、佐藤・山田(2004)⁵⁾によれば「制度化とは認知的な面での約束事が定着していき、自明性と正当性を獲得していくプロセスを指して呼ぶ」としている。また、行為者が制度化されたルールを用いて具体的な行為を実践することを「制度化された実践」として捉えている。

¹⁾ 鈴木ともみ(2021)「制度化された環境下における組織の同型化」『経営会計研究』Vol.24, No.1, p.63

²⁾ Meyer, J. W., and Rowan, B. (1977),

“Institutionalized organizations: Formal structure as myth and Ceremony,” *American Journal of Sociology*, Vol.83(2), pp.340-363.

³⁾ Scott, W.R. (1995), *Institutions and Organizations*, Sage Publications (河野昭三・板橋慶明訳(1998)『制度と組織』税務経理協会)

⁴⁾ Phillips, N., Lawrence, T., and Hardy, C. (2004), “Discourse and institutions,” *Academy of Management Review*, Vol.29, No.4, pp.635-652.

⁵⁾ 佐藤郁哉・山田真茂留 (2004)『制度と文化 組織を動かす見えない力』日本経済新聞出版社, p. 226

本研究においても、投信販売業界における「制度化」を、法や規制といった担体の「制度」のみに着眼するのではなく、投信販売の実践における約束事が定着するなかで、組織が自明性と正当性を獲得していくプロセスであることとして捉えた上で、投信販売の組織フィールドにおける制度を形成する規制的支柱、規範的支柱、認知的支柱のうち、まずは制度の礎となる規制面に着目し、投信販売の供給側にある規制的支柱の変化について、規制や要請を下す主体である金融庁が実施している投信販売会社の実態調査とされる金融レポートの結果をもとに分析する。また、規制的支柱に準じた価値や規範のもとに形成される投信販売の供給側にある規範的支柱の変化について、投信販売に関わってきた銀行関係者へのインタビュー調査をもとに分析する。さらに、供給側にある規制的支柱とそれに準じた規範的支柱が変化するなかで流通し始めた新たなテキストが、投信販売の需要側である購入者の認知や認知的支柱をどのように変化させるのかについて、毎年、投信購入者を対象に投信に対する認知の調査を行っている投資信託協会によるアンケート調査をもとに分析し、考察する。

2. 本研究対象の背景

2.1 投信の販売実践と毎月分配型投信の普及

2000年代以降の投信販売業界において、主力商品となってきたのは毎月分配型投信である。

1998年の銀行窓口販売(以下、銀行窓販)以降、2000年代に入ってから、毎月分配型投信は販売シェアを伸ばし続けてきた。毎月分配型投信で支払われる分配金の約9割が元本を取り崩している状態であった(2018年7月末時点)。

その毎月分配型投信は、2000年代から人気となり、2010年代に入ると種類も多様化し、商品が多数登場するなかでシェアを伸ばしてきた。

全体の投信のなかで2001年には1割以下であった毎月分配型投信のシェアは2011年には7割超を占めるまでになったのである。その人気を支えてきたのは、60歳代以上の高齢者であり、2011年時点におけるその保有率は全体の過半を占めており、投信を保有する目的が「老後の生活資金」のためという購入者も60歳代以上では過

半となっている。投資信託協会が公表した「投資信託に関するアンケート調査報告書-2012 年(平成 24 年)」⁶によれば、「投信の 60 歳代以上の保有率は全体の 52.6%」、また、投信を保有する目的が「老後の生活資金」のためという購入者は、60 歳代以上では 53.2%、さらに投信の購入金融機関については、「証券会社の店頭」が 43.2%、「銀行(ゆうちょ銀行を含む)の店頭(電話注文を含む)」が 42.6%と、証券会社と銀行が主ルートとなっている。投信の優位点としては、「専門知識がなくても投資ができる」が 55.4%、「定期的に分配金が受け取れる」が 49.6%、「比較的高い利回りが期待できる」が 42.8%といった理由が挙げられている。つまり、投信は専門知識がなくとも投資がしやすく、定期的に分配金を得られる年金のような安定した金融商品であるとの認知が広まっていたことがわかる。その裏付けとして、分配金の特徴認知状況の項目では、「支払われた額だけ基準価額が下がる」との正しい理解を示す回答は 70 歳代では 28.8%に留まっており、60 歳代以上で「支払われた額だけ基準価額が下がる」ことを認知していない割合は 70%を占めていた。

そして、この間における投信の平均保有期間を見ると、2012 年は 2.20 年、2013 年は 1.98 年、2014 年は 2.15 年と短期保有となっており、この調査結果について金融庁は「3 年未満の期間に留まっており、依然として、回転売買が行われていることが窺われる⁷」と指摘している。

毎月分配型投信が人気化した背景には、基準価額と分配金に関する詳細を理解しないまま、毎月、年金のように分配金を受け取れるという認識を持つ 60 歳代以上の高齢者が中心となって投信を保有してきた経緯が見えてくる。

2.2 投信販売を巡る規制の概括

新制度派組織論において、法や規制は、強固な「制度」の担体として捉えられている。

よって、まずは「制度」の変化を紐解くため

に、投信販売業界における投信法制の変遷と規制の変化について概括しておく。

証券投資信託法は 1951 年に施行され、1960 年には委託会社が証券会社から分離された。その後、1993 年に銀行系が運用可能な投資委託業務に進出し、投信委託会社による直接販売も開始される。そして、1998 年に金融システム改革法が施行され、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(改正前は証券投資信託法)」により、証券会社が投信委託業務を行うことが可能となり、銀行・証券・保険間の相互参入の促進と共に、銀行等金融機関による投信の窓販も解禁された。また同年には独占禁止法改正があり、1999 年からは銀行、保険会社、証券会社等は持株会社を設立することが認められ、銀行も持株会社の傘下となり、同列の傘下には証券会社なども含まれた。つまり、投信販売体制において銀行と証券会社が一体となった。これにより、銀行や証券会社が同一グループ組織内で一体化して投信販売を実践する構図が生まれる。その後、2007 年に金融商品取引法が施行される。

2007 年に施行された金融商品取引法の具体的な内容は大きく分けて次の 4 つの柱①投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制(投資サービス法制)の構築、②開示制度の拡充、③取引所の自主規制機能の強化、④不公正取引等への厳正な対応、から成る。

各金融機関はこの法律にもとづいて金融商品を販売してきたが、注目すべきはここに付け加えられた「適合性の原則」の解釈についてである。

金融庁(2008)は「金融商品取引法の疑問に答えます⁸」と題したレポートにおいて、高齢者に対するリスク商品の販売に関し、次のような見解を示している。「適合性の原則は、顧客の知識、経験、財産の状況、商品購入の目的に照らして不適当な勧誘をしてはならない、というルールである。顧客の状況を総合的に考慮して、それに見合った勧誘をすることを求めているものであり、証券会社・金融機関が(顧客の知識や経験等に関係なく)「一律に高齢者にはリスクの高い商品を販売しない」「一律に高齢者には一度目の訪問では販売しない」「一律に高齢者には親

⁶ 投資信託協会(2013)『投資信託に関するアンケート調査報告書 2012 年(平成 24 年)』pp.17-18, <https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2012/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

⁷ 金融庁(2017)「平成 28 事務年度金融レポート」pp. 62-63, <https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

⁸ 金融庁(2008)「金融商品取引法の疑問に答えます」<https://www.fsa.go.jp/common/paper/19/zentai/02.pdf> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

族の同席がなければ販売しないなどの対応をとる」ことは、必ずしも制度の趣旨に合わない」。

つまり、金融機関が投信の販売実践をする際、「適合性の原則」に抵触することがなければ、「顧客が高齢者であっても、説明した義務を果たすなかで売れ筋の金融商品を販売することができる」と解釈することも可能であった。

このことについては、「ミニマムスタンダード」(法令等で規定した基準)が存在しやすく、「銀行窓販などでは顧客本位とは言えない販売実践も可能であった」と指摘する直販型の独立系運用会社の代表者もあり、金融庁(2014)ものちに、各金融機関に対し、「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針」にて「法令等で規定した基準(ミニマムスタンダード)を満たしていることに満足することなく、より優れた業務運営(ベストプラクティス)に向けた経営改善を図っていくことが重要である⁹⁾」と、指摘していた。

一方、2013 年には日本証券業協会が「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第 5 条の 3 の考え方¹⁰⁾」を公表したことで、高齢顧客への投資商品の勧誘・販売についてルール化が促進され、高齢の顧客に対して配慮する販売原則に即した業務を運営する金融機関も存在していた。

各金融機関は高齢の顧客に対する販売実践の原則を模索しながらも、「適合性の原則」が通知された 2007 年以降、2014 年あたりまでは、法や規制に抵触しないなかで投信の販売実践を続け、その金融商品の代表格が毎月分配型投信である状態が継続していた。事実、毎月分配型投信の株式投信全体の純資産総額に対する割合は、2001 年の時点で 1 割以下であったのに対し、2011 年には 7 割近くまでシェアを伸ばしている。

その後も 6 割強のシェアを 2014 年まで維持し続け、2007 年から 2014 年までの間に毎月分配型投信のシェアは高水準で推移している¹¹⁾。

⁹⁾ 金融庁(2014)「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針(監督・基本方針)レポート」p.6, <https://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1/01.pdf> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

¹⁰⁾ 日本証券業協会(2013)「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 第 5 条の 3 の考え方(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)」https://www.jsda.or.jp/about/jishukisei/web-handbook/101_kanri/GL.pdf 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

¹¹⁾ 鈴木ともみ(2021)「制度化された環境下における組織の同型化」『経営会計研究』Vol.24, No.1, p.53

その推移において、特に銀行窓販に注視した金融庁(2017)の説明資料によれば、「3 メガバンクグループでは、リテール向けに取り扱っている投信の本数、販売額で系列運用会社が提供するものが約 6 割に達していた。同時に、主要行等 8 行及び地域銀行 10 行へのヒアリングを行った「銀行における投信販売の実態(販売投信の内訳)」の項目では、「投資対象を特定の種類の資産に限定したテーマ型の商品が、依然、銀行における投資信託の販売額上位の銘柄の多くを占めている。売れ筋投信における毎月分配型の比率は約 9 割を占めている¹²⁾」と指摘している。

さらに、地域銀行の販売実態については、「地域銀行における積立投信の売れ筋は、特定の種類の資産に限定したテーマ型の商品が多いほか、毎月分配型の比率が高い。毎月分配型を積立投信の推奨商品のリストに含めている銀行も一部認められる」と示唆している。また同年に公表された金融庁(2017)「平成 28 事務年度金融レポート」では、「我が国では、3 メガバンクをはじめ、豊富な顧客基盤を有する販売会社が、系列等密接に結びついた運用会社で組成した投資信託を顧客に販売するというビジネスモデルが主流である。販売会社と運用会社との間に強い結びつきがあること自体が直ちに問題となるわけではないが、それが結果として顧客の利益よりも製造・販売側の利益を優先させることになれば問題であり、こうした利益相反は適切に管理されることが重要である¹³⁾」と指摘している。

このような金融レポートの分析結果を経て「顧客本位の業務運営に関する原則¹⁴⁾」が確定す

¹²⁾ 金融庁(2017)「説明資料」pp. 10-11, <https://www.fsa.go.jp/singi/kakei/siryou/20170330/03.pdf> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

¹³⁾ 金融庁(2017)「平成 28 事務年度金融レポート」p.63, <https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

¹⁴⁾ 金融庁は金融審議会市場ワーキング・グループを設置し、国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティ)等について審議を行い、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等が、インベストメント・チェーンにおける各々の役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要であるとし、「最低基準(ミニマム・スタンダード)が金融事業者による形式的・画一的な対応を助長してきた面も指摘できる」と公表。

るのは 2017 年 3 月である。

投信販売業界における規制の変化を概括すると、投信販売の制度を形成する 3 つの支柱のうちの規制支柱において、銀行窓販を中心に「適合性の原則」に抵触しない範囲において、高齢の顧客に説明の義務を果たしているならば、同一グループ組織内の商品を優先して販売する投信販売会社本位の売買は可能であるという正当性を獲得したもとの、規制支柱が定着し、短期テーマ型の毎月分配型投信を販売するという制度化された実践が続けられてきた実態が見えてくる(鈴木, 2021)。

2.3 短期保有と投信に対する認知

投信に対する認知は、2000 年代以降、投信購入者の過半を占める高齢者の間で、「毎月分配型投信は専門知識がなくとも投資がしやすい」「定期的に分配金を得られる年金のような安定した金融商品である」というイメージのもとに広まっていた。毎月分配型投信のシェアが最大となった 2011 年の 1 年後の「投資信託に関するアンケート調査報告書-2012 年(平成 24 年)¹⁵⁾」によれば、60 歳以上の保有率は 52.6% を占め、投信を保有する目的が「老後の生活資金」のためという購入者は 60 歳代以上では 53.2%、また、投信の優位点としては、「専門知識がなくとも投資ができる」が 55.4%、「定期的に分配金を受け取れる」が 49.6%、「比較的高い利回りが期待できる」が 42.8% といった理由が挙げられており、投信は専門知識がなくとも投資がしやすく、定期的に分配金を得られる年金のような安定した金融商品であるとの認知が広まっていたことがわかる。さらに、60 歳代以上で「支払われた額だけ基準価額が下がる」ことを認知していない割合は 70% を占めていたことから、毎月分配型投信が人気化した背景には基準価額と分配金に関する詳細を理解しないまま、毎月、年金のように分配金を受け取れるという認知が広がっていた実態が浮かび上がってくる。

その後、金融庁が顧客本位の業務運営を指す「フィデューシャリー・デューティー(受託者責

任)¹⁶⁾」という言葉を決めて発信し、投信に関する認知を変えようと試みるのは 2014 年 9 月のことであった。そこで、その直前に実施されていた「投資信託に関するアンケート調査報告書-2014 年(平成 26 年)¹⁷⁾」(平成 26 年 7 月中旬～下旬 1、517 サンプル)を確認しておきたい。この時点においても、投信保有者の過半は 60 歳代以上が占め、投信購入のきっかけは、「証券会社や銀行等の人から勧められて」が 60% を占めていた。また、投信の購入先は、「証券会社の店頭(電話注文を含む)」が 38.8%、「銀行の店頭(電話注文を含む)」38.4% となっている。「支払われた額だけ基準価額が下がる」との正しい理解を示す回答は 31.2% と、やはり正しく認知していない購入者が 70% となっていた。この結果は、「適合性の原則」が施行される前の 2007 年 7 月中旬から 8 月上旬に行われた同調査においても、ほぼ同じであったことから、2007 年からその後、「フィデューシャリー・デューティー」という言葉が登場する 2014 年までの間に、顧客側の認知に大きな変化は生じてないことがわかる。

つまりこの間、高齢者を中心とした顧客の間で、毎月分配型投信は「専門知識がなくとも年金の足しになる金融商品である」という認知のままであったと言える。顧客から直接的な声を聞く立場にある直販型の独立系運用会社の代表取締役社長 A 氏は、顧客側のこうした認知について、「投信に対する認知は 2000 年代以降人気が上がる過程でフィデューシャリー・デューティーという言葉が登場するまではずっと変わらぬまま定着してきたのが実態であった¹⁸⁾」と分析している。

A 氏は「特に銀行で購入できる投信は年金のような役割を果たす」という認知が全国的に浸透していることをずっと実感し続け、投信に関する認知が定着したままである状態を身を以て体験してきたと言う。そうした認知のもとで、短期

¹⁶⁾ 金融庁(2014)「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針(監督・基本方針)レポート」p. 3, <https://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1/01.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

¹⁷⁾ 投資信託協会(2014)「投資信託に関するアンケート調査報告書 2014 年(平成 26 年)」pp. 3-7, <https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2014/>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

¹⁸⁾ インタビュー調査の方法: 東京都内ホテル会議室にてインタビュー取材による調査を実施。インタビューの実施回数は 2019 年 3 月と 4 月の 2 回。

¹⁵⁾ 投資信託協会(2013)「投資信託に関するアンケート調査報告書 2012 年(平成 24 年)」pp. 17-91, <https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2012/>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

テーマ型の毎月分配型投信を購入する高齢者を中心に投信購入者の保有期間も短期間にならざるを得ない状況が生まれていた。2000年代以降は、銀行窓販を中心にテーマ型の売れ筋投信が短期間で次々と登場した。QUICK資産運用研究所調べによれば、銀行窓販の急成長を支えてきた毎月分配型投信のうち、株式型で初めての毎月分配型として登場したのは「グロイン」と呼ばれる「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)」であり、2005年から2008年まで、「グロソブ」と呼ばれる「グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)」とともに投信市場のけん引役となった。同時期には「財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」「マイストーリー 分配型(年6回)」「GW7つの卵」など、複数の資産に分散投資するバランス型投信にも資金が流入した。その後、2008年のリーマン・ショックで多くの投信が大きく値下がりし、グロイン、グロソブをはじめ大型投信も資金流出に見舞われたが、リーマン・ショック後の相場回復局面で台頭してきたのが通貨選択型投信であった。2009年1月設定の「野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨選択型)」がヒットし、通貨選択型投信が大量に誕生した。2013年以降は、米国の景気回復が顕著となり、米国不動産投信(REIT)、米国ハイ・イールド債券など米国資産を対象とした毎月分配型投信が人気化している。2016年には人気が米国REIT型に一極集中するようになり、高分配の「フィデリティ・USリート・ファンドB(為替ヘッジなし)」「新光US-REIT オープン(愛称:ゼウス)」などの毎月分配型投信が主役となってきた¹⁹。

このような売れ筋投信の変化からも、新規の投信へと乗り換えやすい環境のもとで自ずと短期保有にならざるを得ない実態が見えてくる。

供給側にも需要側にも、投信は短期保有する商品であるという共通の認知が存在していた。

この実態について金融庁(2017)は、「投信全体の平均保有期間を見ると、3年未満の期間に留まっており、依然として、回転売買が行われて

いることが窺われる²⁰」と指摘している。特に、2013年の平均保有期間に至っては2年にも満たない超短期となっており、投信の保有が短期間であったことが見て取れる。この認知は金融庁による規制を軸に制度化された実践が続けてきた供給側の規範の定着に伴うなかで形成された。

つまり、供給側の短期テーマ型の毎月分配型投信を販売するという制度化された実践が定着するに伴い、需要側である60歳代以上の高齢者の間で、毎月分配型投信は、老後の生活資金を目的に、元本を崩すことなく年金のように受け取れる商品であるという認知的支柱が定着し、高齢の顧客が中心となって、短期保有の商品を次々に乗り換えながら購入し続けてきた実態が見えてくる(鈴木, 2021)。

3. 先行研究

本章では、投信販売業界における制度の変化とテキストの流通がもたらす認知の変化を紐解く際に不可欠となる新制度派組織論における先行研究について整理する。

新制度派組織論は一般的には、正当性を通底的な概念とした上で、制度化された環境と組織の関係を考察し、組織の同型化を強調する理論として認識されている。Mayer and Rowan(1977)やDiMaggio and Powell(1983)²¹などにより体系化された新制度派組織論の議論を通じて「制度」とは、法や規制といった制度の担体という定義に限らず、社会関係の中でだけ通用する「決まり」や「約束事」も「制度」であり、佐藤・山田(2004)²²によれば「制度化とは認知的な面での約束事が定着していき、自明性と正当性を獲得していくプロセスを指して呼ぶ」としている。

また、行為者が制度化されたルールを用いて具体的な行為を実践することを「制度化された実践」として捉えている。

²⁰ 金融庁(2017)「平成28事務年度金融レポート」pp. 62-63, <https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf>
閲覧日:2021年12月19日

²¹ DiMaggio, P., and Powell, W. W. (1983), "The iron cage revisited: Institutional isomorphism and collective rationality in organizational fields," *American Sociological Review*, vol.48(2), pp.147-160.

²² 佐藤郁哉・山田真茂留(2004)『制度と文化 組織を動かす見えない力』日本経済新聞出版社, p. 226

¹⁹ NIKKEI STYLE(2018)「投信の銀行窓販20年 盛衰の歴史から見える課題」
<https://style.nikkei.com/article/DGXMZO38938470U8A211C1000000?channel=DF280120166602>
閲覧日:2021年12月19日

本研究においても、投信販売業界における法や規制といった担体の「制度」のみに着眼するのではなく、「制度化」を投信販売の実践における約束事が定着するなかで、組織が自明性と正当性を獲得していくプロセスであることとして捉え、投信販売業界における担体としての制度及び制度化された実践の変化と、その変化とともに生じる認知の変化について考察する。

また、これまでの新制度派組織論では制度の変化や脱制度化などをテーマに、様々な分析がなされてきた。制度化された環境と組織の関係を考察するにあたり、新制度派組織論では、「組織フィールド」という概念のもとに、様々な実践がどのようにルール化し、制度化されるのかという議論が展開されてきた。この議論において、「組織フィールド」は主要な供給者、生産物の消費者、類似のサービスや生産物を供給する他の諸組織及び規制機関により構成される。

さらに、Scott (1995)²³は、制度を規制的(公式的なルール)、規範的(共有された価値・規範)、認知的(当然とされた慣習・観行)の3つに分類し、これら3つの視点・支柱からなる制度が習慣化されたルーティンを通じて制度的文脈のなかに組織を埋め込み、次第に制度化された実践が画一化、同型化していくと論じている。これら3つの支柱が定着するなかで制度化された実践が行われ、組織フィールドに同型化が生じるとし、「同型化の最も重要な局面は組織的言語の進化であると論じている²⁴」。

そして、この言語の進化と言説分析を新制度派組織論の議論に導入する途を開いたのが Phillips, Lawrence and Hardy (2004) である。

Phillips, Lawrence and Hardy は、制度は言説によって構築されるのであり、諸行為を記述、伝達し、それらに影響を与えるテキストの生産と流布に焦点を当てるべきであるということを主張した²⁵。つまり、言説的な行動こそが制度の変化や組織フィールドにおける変化をもたら

すという考察である。このテキストの発信・生産と流通に焦点を当てた研究が Maguire and Hardy (2009) による「Discourse and Deinstitutionalization: the decline of DDT²⁶」である。Maguire and Hardy は、DDT (Dichloro-diphenyl-trichloroethane) 使用に関する制度の変化を明らかにするとともに、1962 年に出版された単行書『沈黙の春』をきっかけとしたテキストの発信とそれによる言説の変化を検証している。DDT とは科学者 Paul Muller が 1939 年に殺虫剤の一種として開発した有機塩素化合物である。この DDT 使用に関する制度化された実践の変化や組織フィールドにおける変化については、五島 (2014) が DDT ブームが生まれた構造とブームの崩壊という観点で分析している²⁷。

そもそも DDT は第二次世界大戦中にチフスやマラリアの制圧のために連合軍によって用いられ、戦後は農産物を害虫から守る農薬として、人に害を与えない化学物質であると認知され、「人体には無害」という認知が加わり、戦後は農薬へと転用され日常的に使用されていた。

一方で、DDT の大量散布による生態系への影響を危惧する研究者や生態系の異常に気づき不安を抱く一部の市民も存在した。そうしたなか、Rachel Carson が 1962 年に DDT の危険性を訴えた著書『沈黙の春』を出版する。『沈黙の春』とは、DDT が使用されるなかで鳥や魚などの生物が春になっても活動せずに沈黙しているという自然界における危険性を象徴するテキストである。このテキストは規制機関や政治家をひきつけ、脅威の有無を調査するよう促すことになった。ここで言う DDT の使用という制度化された実践は、農薬として使用できるという「規制的支柱」、日常的に農薬として使用するのが当たり前であるという「規範的支柱」、人体には無害であるという「認知的支柱」の3つの支柱から成立していた。だが、『沈黙の春』というテキストの発信により、DDT の有効性や適切性を疑問視する向きが強まり、これら3つの支柱が変化し、DDT の使用を当たり前とする認知にも変化をもたら

²³ Scott, W.R. (1995), *Institutions and Organizations*, Sage Publications (河野昭三・板橋慶明訳(1998)『制度と組織』税務経理協会)

²⁴ 涌田幸弘(2016)「制度化のフレームワーク構築の試論」『商学論集(中央大学)』Vol.57, No.5-6, P. 343

²⁵ Phillips, N., Lawrence, T., and Hardy, C. (2004), "Discourse and institutions," *Academy of Management Review*, Vol.29, No.4, pp.635-652.

²⁶ Maguire, S., and Hardy, C.(2009), "Discourse and Deinstitutionalization: The Decline of DDT," *Academy of Management Journal*, Vol.52, No.1, pp.148-178.

²⁷ 五島綾子(2014)『<科学>ブームの構造』みすず書房

し、組織フィールドにおける人体に無害である DDT の使用という制度化された実践と認知に変化が生じた。また、規制、規範、認知の 3 つの支柱の観点から見れば、DDT を農薬として使用する組織フィールドにおいて、危険性を訴える新たなテキストの流通が規制面に作用して使用禁止へと制度が変化し、同時に DDT を使用すべきでないという規範と認知が広まった。つまり、組織フィールドにおいて、『沈黙の春』というテキストが流通したことにより、DDT 使用に関する規制、規範、認知の 3 つの支柱に変化が生じ、DDT 使用に関する全面的な認知の変化が生じた。

本研究対象とする投信販売の組織フィールドにおいても、投信販売における制度や制度化された実践は、金融庁による「規制」、その規制に準じた金融機関など供給側の「規範」、投信を購入する需要側の「認知」の 3 つの軸・支柱によって成立している。その 3 つの支柱が定着するなかで続けられてきた制度化された実践のもとに、毎月分配型投信の販売シェアは、一時、7 割近くを占めていた。しかし、2010 年代半ばからは減少し始め、3 割を下回るという変化が生じていることから、制度を形成する 3 つの支柱の定着のもとにある制度化された実践に変化が生じたのではないかと考えられる。また、その変化が生じ始めた時期に、規制や要請を下す主体である金融庁が「フィデューシャリー・デューティー」という新たなテキストを発信している。このテキストの本来の意味は「受託者責任」であるが、社会的な流通においては「受託するものが守るべき原則」として金融機関が採択し、それに沿った業務運営を行うものとして「顧客本位の業務運営」として伝わり、そのうち「顧客本位」というテキストが流通し始める。さらに同時期に NISA(少額投資非課税制度)²⁸がスタートし、投信販売の担体の制度の一つである税制度が変化した。NISA もまた社会において、税制度の名称であるという認知よりも先に「NISA(ニーサ)」というテキストそのものが注目され、流通するようになる。つまり、「顧客本位」と「NISA」という 2 つのテキストがほぼ同時期に流通し始めたと考えられる。規制・制度の変化とともに

流通した新たなテキストは、投信販売の供給側にある規制の支柱や規範の支柱の変化を促し、制度化された実践を変化させ、その変化に伴い、投信を購入する需要側の認知的支柱にも変化をもたらされたのではないかと考えられる。

よって、規制や制度の変化とともに発信された新たなテキストの流通が、投信販売の組織フィールドにおける制度を形成する規制、規範、認知の 3 つの支柱うち、供給側にある規制の支柱や規範の支柱にどのような変化を促し、さらには、需要側の認知的支柱にどのような変化をもたらすのかについて分析し、検証したい。

4. 仮説の設定

投信販売において制度を形成する規制、規範、認知的の 3 つの支柱の定着のもとに、制度化された実践が続けられるなかで、毎月分配型投信の販売シェアは、一時、7 割近くを占めていたものの、2010 年代半ばからは減少し始め、3 割を下回るという変化が生じている。また、その変化が生じ始めた時期に、規制面の変化とともに発信されたのが「フィデューシャリー・デューティー」という新たなテキストである。

このテキストの発信を契機に「顧客本位」というテキストが流通し始め、さらには担体の制度の一つである税制度の変化とともに発信された「NISA(ニーサ)」というテキストが注目され、流通するようになる。これらの新たなテキストが流通するなかで毎月分配型投信の販売シェアが減少傾向にあることから、新たなテキストの流通が、投信販売の規制の支柱とそれに準じた規範の支柱の変化を促し、さらには投信を購入する需要側の認知にも変化をもたらしたのではないかと考えられる。

よって、投信販売の組織フィールドにおいて、「規制面が変化するなかで発信された新たなテキストが、制度を形成する規制の支柱や規範の支柱の変化を促し、その影響を受ける需要側の認知的支柱にも変化が生じ、投信販売の組織フィールドにおける認知に変化がもたらされたのではないかと」という仮説を設定し、検証したい。

²⁸ 2014 年 1 月にスタートした個人投資家のための税制優遇制度。毎年 120 万円の非課税投資枠設定。株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象。

5. 仮説の検証

本章では、投信販売の制度を形成する規制的、規範的、認知的の3つの支柱に着目し、規制面が変化するなかで発信された新たなテキストが、規制的支柱や規範的支柱の変化をどのように促し、さらには、需要側の認知的支柱にどのような変化をもたらすのかについて検証する。

そこで、まず着眼したいのが、投信販売の制度の礎となる担体としての「規制・制度」の変化についてである。投信販売において規制や要請を下す主体は金融庁であり、その規制に伴う規範のもとに銀行などの金融機関が投信販売を実践している。よって、投信販売の制度の変化や制度された実践の変化を紐解くために、まず規制的視点から金融庁による報告書や、その原則に従う販売会社の実態調査である金融レポートの結果を分析し、どのような規制や制度の変化があったのか、またその変化のなかで発信された新たなテキストが規制的支柱にどのような変化を促したのかについて分析する。また、規範的視点から投信販売に携わる関係者へのインタビュー調査を行い、規制的支柱の変化に準じた供給側の規範がどのように変化するなかで制度化された実践が変化し、新たなテキストの流通が規範的支柱にどのような変化を促したのかについて分析する。さらに、認知的視点から、投信販売の供給側の変化の影響を受ける需要側である購入者の認知について、毎年、投信に対する認知の調査を行っている投資信託協会によるアンケート調査をもとに分析し、検証する。

5.1 規制的支柱の変化・顧客本位の意識と NISA の導入

本節では、投信販売の組織フィールドにおける制度を形成する規制的、規範的、認知的の3つの支柱のうち、担体の制度でもある「規制・制度」の変化に着目し、投信販売の規制的支柱の変化について分析する。投信販売において規制や要請を下す主体は金融庁であり、その規制に伴う規範のもとに銀行などの金融機関が投信販売を実践している。よって、投信販売の制度の変化や制度された実践の変化を紐解くために、まず規制的視点から金融庁による報告書や、その原則に従う販売

会社の実態調査である金融レポートの結果を分析し、どのような規制の変化があったのか、またその変化のなかで発信された新たなテキストが規制的支柱にどのような変化を促すのかについて分析する。

第2章にて分析した通り、投信販売業界においては、「適合性の原則」に抵触しない範囲において、高齢者の顧客に説明の義務を果たしているならば、同一グループ組織内の商品を優先して販売する投信販売会社本位の売買は可能である、という正当性を獲得し、短期テーマ型の毎月分配型投信を販売するという制度化された実践が定着してきた。だが、定着していたはずの規制的支柱も徐々に変化していく。金融庁は2014年7月に金融機関の投信販売体制に対する見直しを促した。さらに9月には「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」にて金融機関の果たす役割や責任について触れ、初めて「フィデューシャリー・デューティー」という言葉を使用した。この2014年は、投信制度を取り巻く税制度においても大きな変化があった。NISAがスタートしたのである。NISAのスタートを起点とする税制改革を含めた投信販売に関する規制の変化は(図1)となる。

NISAについては、金融庁が中心となり、制度の普及を図ってきた。金融庁(2014)は「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」にて「顧客ニーズ等を踏まえた適切な商品・サービスの提供を掲げ、NISA導入の趣旨等も踏まえ、投資家の金融リテラシー向上に向け、業界、さらには業界横断的な積極的な取組みを促す²⁹⁾」としている。この基本方針では同時に、「家計や年金、機関投資家が運用する多額の資産が、それぞれの資金の性格や資産保有者のニーズに即して適切に運用されることが重要である。このため、商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(フィデューシャリー・デューティー)を実際に果たすこ

²⁹⁾ 金融庁(2014)「平成26事務年度金融モニタリング基本方針(監督・基本方針)レポート」p.23,
<https://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1/01.pdf>
閲覧日:2021年12月19日

とが求められる³⁰」と、初めて「フィデューシャリー・デューティー」という言葉を登場させた。さらにその次年度である「平成 27 事務年度金融行政方針」において金融庁(2015)は、具体的重点施策の筆頭に「NISA のさらなる普及と制度の発展」を掲げ、「家計における中長期の安定的資産形成を促すとの観点から、NISA 及びジュニア NISA の更なる普及と制度の発展を目指す。このため、金融リテラシー向上のための金融経済教育等も推進することで、特に若年層への浸透を図っていく他、NISA の特設サイトの開設等広報を充実させる。NISA の利用状況や販売されている商品内容及び販売態勢等について総合的な制度の効果検証を実施する³¹」と示し、同じく具体的重点施策として「フィデューシャリー・デューティーの浸透・実践の徹底」を掲げ「投資信託・貯蓄性保険商品等の商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関等が、真に顧客のために行動しているかを検証するとともに、この分野における民間の自主的な取組みを支援することで、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る³²」とし、「NISA」及び「フィデューシャリー・デューティー」の浸透を図ることを併記している。尚、前述した通り「フィデューシャリー・デューティー」という新たなテキストが発信されたが、本来の意味は「受託者責任」であるものの、社会的な流通においては「受託するものが守るべき原則」として金融機関が採択し、それに沿った業務運営を行う「顧客本位の業務運営」として伝わり、そのうち「顧客本位」というテキストに注目が集まり流通し始めた。NISA もまた社会において、税制度の名称であるという認知よりも先に「NISA (ニーサ)」というテキストそのものが

注目され、流通するようになる。つまり、「顧客本位」と「NISA(ニーサ)」という 2 つのテキストがほぼ同時期に流通し始めたと考えられる。その流れは金融レポートにおいても示されている。「平成 28 事務年度金融レポート」において金融庁(2017)は、「金融庁では、家計の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要であるとの認識の下、2017 年 3 月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、金融事業者によるその採択と取組方針の公表を働きかけてきた。家計に対しては、少額投資非課税制度(NISA)の着実な普及を図るとともに、特に少額からの長期・分散・積立投資の促進を目的とした「つみたて NISA」の創設や投資教育の推進等の取組みを進めてきた³³」と記述し、「顧客本位」と「NISA」という 2 つのテキストをセットにしてメッセージを発信している。さらに同レポートでは、銀行窓販を取り上げ、2016 年度の 3 メガバンクの取組みに関し、「3 メガバンクグループにおいては、国内外の株式へ分散して投資する投資信託や複数の株式・債券等に分散して投資するバランス型投資信託が大半であるほか、毎月分配型投信の割合が低く、長期の資産形成を考える顧客のニーズを踏まえた販売に努めていることが窺われる³⁴」とし、3 メガバンクの販売実践が顧客本位の販売姿勢に変化し始めている実態を明らかにしている。一方、地域銀行においては、「必ずしも長期の資産形成という目的にそぐわない、ブームに左右されやすいとされるテーマ型の投信の割合が高く、かつ、毎月分配型投信の割合も高いといった結果になった。販売会社においては、長期的な資産形成を考える顧客のニーズを踏まえた適切な販売を行うことが重要である」

³⁰ 金融庁(2014)「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針(監督・基本方針)レポート」p.3, <https://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1/01.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

³¹ 金融庁(2015)「平成 27 事務年度金融行政方針」p.4, <https://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

³² 金融庁(2015)「平成 27 事務年度金融行政方針」p.4, <https://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

³³ 金融庁(2017)「平成 28 事務年度金融レポート」p.49, <https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

³⁴ 金融庁(2017)「平成 28 事務年度金融レポート」p.62, <https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

2014年	1月	「NISA（少額投資非課税制度）」スタート
	3月	金融機関に対する監督指針の改正で、従業員の評価基準が販売手数料に偏らないように変更求める
	7月	2013事務年度に実施した金融検査の年次報告書で、金融機関の投信販売体制の見直しを促す
	9月	「2014事務年度金融モニタリング基本方針」にて金融機関の果たす役割、責任について触れ「フィデューシャリー・デューティー」という言葉が登場
2015年	7月	金融庁長官に森信親氏が就任
	9月	「2015事務年度金融行政方針」で顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を盛り込む
2016年	8月	2017年度の税制改正要望で「金融機関が真に顧客の利益になる商品・サービスを提供していない現状を改める必要がある」と明記
	9月	2015年事務年度金融行政方針の進捗、実績を振り返る「金融レポート」で、日本の投資信託が米国に比べて1本当たりの規模が小さく、設定年数が短く、手数料が高いと指摘
	12月	2017年度の税制改正大綱にて、2018年開始のつみたてNISAの投資対象要件に「毎月分配型でないこと」と記される
2017年	3月	「顧客本位の業務運営に関する原則」を確定。「顧客本位の業務運営の実現に向けて現状必ずしも大きな進展は見受けられない」と投信販売の問題点が改善されていないことを指摘
	4月	日本証券アナリスト協会主催の国際セミナーで、森信親長官が投信業界を激しく批判
2018年	1月	「つみたてNISA（少額投資非課税制度）」スタート
	6月	銀行の「共通KPI」スタート
	7月	金融庁長官に遠藤俊英氏が就任
2019年	1月	投信の販売会社103社の共通KPIを金融庁が公表

図 1：NISA スタート以降の規制の変遷

(出所) 筆者作成

とし、今後も改革が必要であることを示唆している。また、金融庁(2017)の説明資料では、地域銀行について、「ひき続き毎月分配型の比率が高い。毎月分配型を積立投信の推奨商品のリストに含めている銀行も一部認められる³⁵⁾」としており、メガバンクと地域銀行との間で、投信の販売実践にバラつきが始めている実態を報告している。この結果は、毎月分配型投信の運用資産残高の推移にも表れており、2011年8月には投信全体の7割近くを占めていた毎月分配型投信のシェアは、金融庁が初めて「フィデューシャリー・デューティー」というテキストを発信し、NISAもスタートした2014年頃から停滞し始めている。この背景には、メガバンクなどが投信販売において主力の金融商品であった毎月分配型投信の販売を縮小させたことがある。事実、毎月分配型投信の年間資金流入額は、2014年で伸び悩み、その後減少し始め、2017年と2018年はマイナスになっており、さらに分配金支払総額は、運用資産残高の減少とと

もに低下していることから毎月分配型投信の販売が縮小している実態(図2)が見て取れる。毎月分配型投信の年間資金流入額がマイナスに転じた2017年は、金融庁(2017)が「つみたてNISA」の導入に向けて「毎月分配型投信は投信の利点を生かす長期投資に不向きである」という方針を示した時期である。金融庁は、つみたてNISAの投資対象の要件に「毎月分配型投信でないこと³⁶⁾」と、毎月分配型投信を除外する方針を示している。その後も銀行などに対して投信を保有する顧客に分配金を含めた通算損益を定期的に通知するよう求めており、規制を徐々に変化させている。

そうした規制の変化とともに投信販売の制度化された実践において定着していた規制の支柱が変化し、供給側は「顧客本位」に根差した販売実践へと転換し始めた。この規制の支柱の変化は、制度の担体である「規制・制度」の変化を礎としながらも、その変化とともに、「顧客本位」「NISA(ニーサ)」という新

³⁵⁾ 金融庁(2017)「説明資料」p. 11,
<https://www.fsa.go.jp/singi/kakei/siryou/20170330/03.pdf>
 閲覧日:2021年12月19日

³⁶⁾ 金融庁(2017)「導入直前！つみたてNISAの制度説明」p. 11,
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20170614-2/13.pdf>
 閲覧日:2021年12月19日

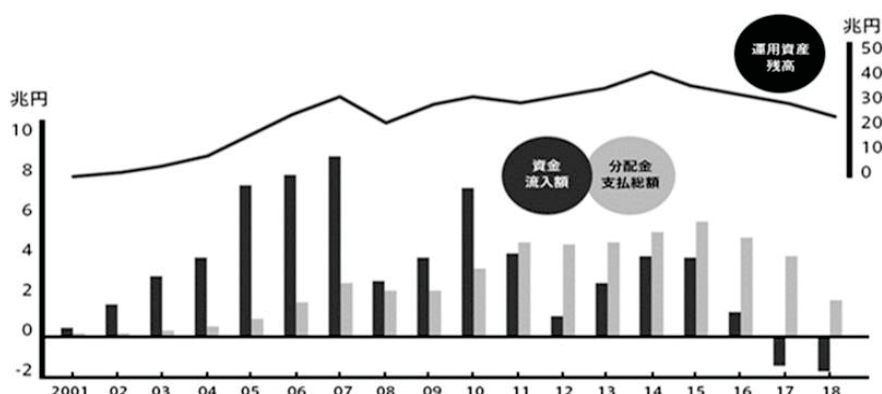


図2：毎月分配型投信の運用資産残高と年間流入額
(出所) QUICK 社のデータをもとに筆者作成

たなテキストが流通したことにより、促進されたと考えられる。投信販売において規制や要請を下す主体である金融庁が投信販売の供給側である銀行などの金融機関に対し、規制の変化を印象づける「顧客本位」「NISA(ニーサ)」という新たなテキストを発信し、それらが流通しことで、制度を形成する規制的支柱の変化が促され、それまで投信販売において定着していた制度化された実践が変化した実態が浮かび上がってくる。そして、この規制的支柱の変化に準じて規範的支柱も変化していくことになる。

5.2 規範的支柱の変化・組織フィールドにおける投信の販売実践の変化

本節では、規制的支柱に準じた価値や規範のもとに形成される投信販売の供給側にある規範的支柱の変化について、投信販売に関わる銀行関係者へのインタビュー調査をもとに分析する。メガバンクに勤務し、投信販売に関わってきたB氏は投信販売の規範の変化について、次のように語っている³⁷。

「金融庁がフィデューシャリー・デューティーを掲げ顧客本位の販売営業を推進し始めた

頃(2014年以降)から行内での投信販売に対する規範も変わってきた。投信に関して毎月分配型の代わりになる主力商品を生み出そうという動きが出始め、2018年時点では、顧客に積立用の口座を勧めるようになる。さらに顧客本位という言葉が浸透し始めた2015年以降、チェックシートの厳密化も意識するようになった。つまりNISAに毎月分配型投信を含めないことと規定されてからは、さらに主力商品の開拓に精を出している」。

また3メガグループに属する銀行の東京都内、東海地区の支店にて投信販売に関わってきたC氏は2015年以降の規範的な変化について次のように語っている³⁸。

「チェックシートはあるがままにチェックしてもらい、リスク許容ランクを判断し、お客様にも署名をもらい、内容の妥当性を確認してもらう。顧客のランクに合わせた商品を提示し、なかには友達や配偶者に勧められて、ランク以上の商品を求められるケースもあるが、その際は念書をもらう。また運用初心者、高齢者には役席が別途意向やリスクを納得したかについて確認し、高齢者は二回面談や、親族の帯同を求めることもある。また、かつて売れ筋の「通貨選択型」などのハイリ

³⁷ インタビュー調査の方法：メガバンクに(1997年～2018年)勤務していたB氏に東京証券取引所にてインタビュー調査を実施。インタビューの実施回数は2019年2月の1回。

³⁸ インタビュー調査の方法：メガバンクに勤務しているC氏に電話インタビュー取材にて調査を実施。インタビューの実施回数は2019年3月の1回。

スクかつオプション内包等の複雑な商品は、専門セクションの担当しか販売できないようになっており、お客様の希望があればその担当を呼んで、販売を行っている。このように銀行も、フィデューシャリー・デューティーのもと、自己規制はかなり厳しくなってきた。

投信はインターネットでも購入でき、売れ筋も窓販中心時代から変化し、テーマ型でなくオーソドックスなものになるのだろう。

このような銀行における規範の変化は、投信の販売形態別シェアの減少(図 3)からも見て取れる。証券会社の投信販売残高と銀行のそれを比較した場合、2006 年から 2008 年あたりは 5 割強と 5 割弱の割合でほぼ同等の水準にあった。その後、銀行の投信窓販シェアは、2013 年前半までは横ばいだったものの、2014 年以降から縮小傾向にあり、継続的に右肩下がりに減少し、2018 年には 25%程度と証券会社の 70%程度のシェアと比べ、大きな差が開いてきた。また、投資信託協会によると、2018 年 12 月末時点の毎月分配型投信の純資産残高は 22 兆 6,771 億円と、2017 年末から 26%減少している。この結果、上場投資信託 (ETF) を除く株式投信全体のうち、毎月分配型投信の占める比率は、2018 年は 3 割台となった。分配金の推移を見ても、2018 年に支払う分配金は 3 兆円強と 3 年前のピーク比で半減した。毎月分配型投信が分配金を引き下げたことが主因であり、販売額が減少している³⁹。事実、上場投資信託 (ETF) を除く追加型の公募株式投信が投資家に支払った分配金は、2018 年 1~11 月で計 3 兆 1,100 億円(ドイツ・アセット・マネジメント調べ)となっており、データのある 2011 年以降で最高だった 2015 年の 6 兆 2,100 億円から半減している。前述した通り、2011 年に 7 割強を占めていた毎月分配型投信のシェアは 2015 年以降は減少し続け、2017 年には 5 割を下回り、2018 年と 2019 年には 3 割台となり、2020 年 10 月末時点では 3 割を下回るま

で減少している⁴⁰。また、運用資産残高も最大だった 2015 年 5 月末の 43 兆円強から減少傾向が続き、2020 年には 20 兆円を下回っている。このような毎月分配型投信の販売が減少した過程においては、本章第 1 節にて分析した通り、投信販売の制度を形成する 3 つの支柱のうち、規制支柱が変化するなかで、各銀行の投信販売における制度化された実践の定着が崩れ、変化した実態があると言える。

事実、金融庁が 2019 年に公表した「販売会社における比較可能な共通 KPI の傾向分析⁴¹」においても、制度化された販売実践の変化が表れる結果となっている。この共通 KPI の傾向分析結果のうち、投信の損益がプラスとなっている顧客比率を見ると、A 銀行は 58%で 41 位、B 銀行が 60%で 36 位、C 銀行は 54%で 49 位と、毎月分配型投信を主力商品から外した 3 メガバンクはいずれも中盤にランクインしている一方で、下位を占めているのは、ひき続き短期テーマ型の毎月分配型投信を主力商品としている地域銀行や地域証券がほとんどであった。実際、毎月分配型投信を主力商品から外したメガバンクグループは、投信販売における規範の変化に努め始めている。

共通 KPI 中盤の成績に位置する 3 メガバンクは、いずれも顧客本位の販売を目指し、A 銀行は、投信販売のノルマを廃止し、2019 年 4 月からは行員の評価基準を見直し、顧客の運用残高をどれだけ増やしたかを重視することとしている⁴²。投信の残高をどの程度積み

⁴⁰ 日本経済新聞(2020)「毎月分配型投信、残高が 3 割を下回る」

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO66117490S0A111C2000000/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

⁴¹ 金融庁 (2019)「販売会社における比較可能な共通 KPI の傾向分析」

https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170728/bunseki_2.pdf 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

2018 年 12 月末までに「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択。KPI (Key Performance Indicator) とは、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするため、金融庁が各金融機関に開示を求めた共通項目に沿った成果指標。金融事業者 1,561 社のうち 467 社が自主的な KPI、103 社が共通 KPI を公表。96 社の金融機関のデータが示された。

⁴² 日本経済新聞(2019)「三井住友銀、行員「ノルマ」廃止 個人営業で」

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO44093330T20C19A4EE9000/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

³⁹ 日本経済新聞(2018)「投信分配金、ピークから半減 18 年、毎月分配型が不振」

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO39578770Z21C18A2MM8000/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

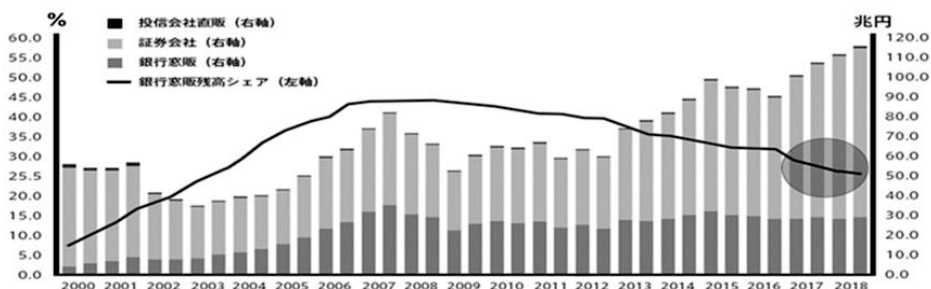


図 3: 投信の販売形態別シェアの推移

(出所)投資信託協会「契約型公募投資信託の資産増減状況(実額)」のデータをもとに筆者作成

上げたのかを重視した基準に統一しており、対象となる行員数は2万人を超していた。

A銀行が全国の支社や支店に行員の業績評価を変えると通知したの2018年8月であり、期中の変更通知は異例であった⁴³。A銀行グループは2015年に、投信の直接販売に乗り出すための新たな組織を誕生させており、銀行窓販を中心とする制度化された実践とは一線を画した販売実践への取組みに力を入れている。また3メガバンクのうち、B銀行も2015年度に手数料水準に左右されない評価体系を導入しており、C銀行は2018年に販売ノルマから残高重視の評価に移行し、D銀行は2017年に投信などの販売目標を撤廃し、運用残高や新規の顧客数で評価する体系に変えている。その一方で、共通KPIの成績で下位となっている地域銀行や中小証券の取り組みは道半ばとなっている。最下位に沈んだ長野県を地盤とするE証券の含み益は24%と、7割超が損失を抱えている。同社は下位になった理由について、「毎月分配型のファンドの下落が影響した」と、ひき続き毎月分配型投信が主力商品であるが故に、顧客の損失率が高くなっている現状を明かしている。

また地域銀行からは、「投信の長期保有や分散投資の提案が道半ば」(F銀行)、「一部の顧客で商品の保有期間が短い」(G銀行)との

声も上がっている。このような投信販売における規範と実践のバラつきについて金融庁幹部は、「まずは公表することに意味があり、顧客への営業を見直す判断材料にすべきである⁴⁴」とし、規範の変化をさらに促す見解を示している。こうした意向を受けるなかで、供給側の規範や認知の変化が促され、定着していた規範的支柱が変化したことで、銀行窓販を中心に定着していた制度化された実践にバラつきがもたらされた実態が見えてくる。つまり、投信販売の制度の担体である「規制・制度」の変化を礎としながらも、その規制や要請を下す主体である金融庁が投信販売の供給側である銀行などの金融機関に対し規制や制度の変化を印象づける「顧客本位」「NISA(ニーサ)」という新たなテキストを発信したことで、規制や制度の変化とともに新たなテキストが流通し始め、規制的支柱の変化に準じた規範的支柱の変化が促され、それまで投信販売において定着していた制度化された実践に変化が生じ始めた実態が浮かび上がってくる。

5. 3 認知的支柱の変化・顧客本位の認知の波及

本節では、投信販売の需要側に視点を移し、認知的支柱の変化について分析する。

前節までにおいて、投信販売の制度化された実践の変化は、制度を形成する3つの支柱のう

⁴³ 日本経済新聞(2018)「投信販売、大手銀も「脱手数料」三菱UFJ銀など」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO36507730V11C18A0EE9000/> 閲覧日:2021年12月19日

⁴⁴ 日本経済新聞(2019)「「成績表」開示「下位組」、6割超に含み損」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO41217250T10C19A2EE9000/> 閲覧日:2021年12月19日

ち、規制の支柱の変化に準じた規範的支柱の変化により生じていたことが明らかになった。

そしてその変化は、制度の担体である「規制・制度」の変化を礎としながらも、「顧客本位」「NISA(ニーサ)」という新たなテキストが流通したことで促進されたとと言える。投信販売において規制や要請を下す主体である金融庁が、供給側である銀行などの金融機関に対し、規制や制度の変化を印象づける「顧客本位」「NISA(ニーサ)」という新たなテキストを発信したことで、規制や制度の変化とともに新たなテキストが流通し始め、制度を形成する規制の支柱の変化を促し、それに準じた規範的支柱が変化するなかで、それまで投信販売において定着していた制度化された実践に変化が生じた実態が浮かび上がってきた。そこで本節では、投信販売の認知的支柱の変化を分析するにあたり、需要側の認知について、毎年、投信購入者に投信に対する認知の調査を行っている投資信託協会によるアンケート調査をもとに整理する。

まずは今一度、規制や制度の変化を印象づける新たなテキストの発信と流通について整理しておく。金融庁は 2014 年に初めて「フィデューシャリー・デューティ」というテキストを発信し、同年には NISA もスタートし、税制度の名称であるという認知よりも先に「NISA(ニーサ)」というテキストそのものが流通し始めた。その後、金融庁は、「平成 28 事務年度金融レポート」において、投信を販売する金融機関向けに「顧客本位の業務運営」や「長期・積立・分散」投資を掲げる業務運営は運用成績の向上につながると指摘し、「家計が安定的な資産形成を行うためには、長期・積立・分散投資を促していくことが有効と考えられる。積立方式により投資信託を購入する顧客は、本来、一時的な値上がり益を目的としているのではなく、長期的な資産形成を目指していると考えられる。販売会社においては、長期的な資産形成を考える顧客のニーズを踏まえた適切な販売を行うことが重要である⁴⁵⁾」と、顧客本位の業務運営の推進を強めている。同時に金融庁(2017)は、「金融庁では、家

計の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要であるとの認識の下、2017 年 3 月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、金融事業者によるその採択と取組方針の公表を働きかけてきた。家計に対しては、少額投資非課税制度(NISA)の着実な普及を図るとともに、特に少額からの長期・分散・積立投資の促進を目的とした「つみたて NISA」の創設や投資教育の推進等の取組みを進めてきた⁴⁶⁾とし、「顧客本位」と「NISA」という 2 つのテキストをセットにして発信している。このように、投信販売において規制や要請を下す主体である金融庁が、供給側である銀行などの金融機関に対し、規制の変化を印象づける「顧客本位」「NISA(ニーサ)」という新たなテキストを発信したことで、それまで投信販売において定着していた制度化された実践が変化したことは前節までにて述べた通りであるが、供給側の販売実践の規範に変化が生じれば、当然のことながら、その規範のなかで販売される投信を購入する側である需要側の認知にも変化が生じる。よって、その変化について、新たなテキストが発信される前の 2012 年に投資信託協会が公表した「投資信託に関するアンケート調査報告書-2012 年(平成 24 年)」における投信に対する認知の結果と、新たなテキストがすでに流通している 2018 年に投資信託協会が公表した「投資信託に関するアンケート調査報告書-2018 年(平成 30 年)」における投信に対する認知の結果を比較したい。投信に対する認知について、新たなテキストが発信される前であり、毎月分配型投信のシェアが最大となった 2011 年の 1 年後の 2012 年に投資信託協会が公表した「投資信託に関するアンケート調査報告書-2012 年(平成 24 年)⁴⁷⁾」の調査結果によれば、投信の保有者は 60

⁴⁵⁾ 金融庁(2017)「平成 28 事務年度金融レポート」pp.61-62,
<https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

⁴⁶⁾ 金融庁(2017)「平成 28 事務年度金融レポート」p. 49, <https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

⁴⁷⁾ 投資信託協会(2013)「投資信託に関するアンケート調査報告書 2012 年(平成 24 年)」(平成 24 年 10 月上旬～11 月上旬 1,472 サンプル)
<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2012>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

歳代以上が過半を占めている。投信の優位点としては、「専門知識がなくても投資ができる」が55.4%、「定期的に分配金が受け取れる」が49.6%、比較的高い利回りが期待できる」が42.8%といった理由が挙げられ、投信は専門知識がなくとも投資がしやすく、定期的に分配金を得られる年金のような安定した金融商品であるとの認知が広まっていた。その裏付けとして、分配金の特徴認知状況の項目では、「支払われた額だけ基準価額が下がる」との正しい理解を示す回答は70歳代では28.8%に留まっており、60歳代以上では、毎月分配型投信の分配金が元本を崩して支払われていることを認知していない購入者が70%を占めていた。では、この結果から、その後の投信に対する認知はどのように変化しているのだろうか。それを分析するために、2014年の「NISA」導入という規制の変化とともに、「NISA(ニーサ)」という新たなテキストが発信され、さらに2017年に金融庁が「顧客本位の業務運営の原則」を確定した規制の変化とともに、「顧客本位」という新たなテキストが流通し始めた以降に投資信託協会が公表した「投資信託に関するアンケート調査報告書-2018年(平成30年)⁴⁸⁾」についても確認しておきたい。投信の保有率は60歳代以上が過半を占めており、投信保有者が高齢者中心であることに変わりはない。

だが、投信の優位点としては、「専門知識がなくても投資ができる」が30.1%、「定期的に分配金が受け取れる」が27.3%、「比較的高い利回りが期待できる」が22.6%と、2012年の調査結果と比べるとその割合は半減し、投信に対する認知が変化している。つまり、投信を購入するためには専門知識が必要であり、分配金が定期的に受け取れるとは限らないという正しい認知が広まり始めている。また、分配金の特徴認知状況の項目では、「支払われた額だけ基準価額が下がる」との正しい理解を示す回答は70歳代では、2012年の調査結果と比べて約5%ほど上昇し33.4%となっており、毎月分配型投信については、60歳代以上の保有者のうち50%強が

「分配金が支払われた額だけ基準価額が下がる」という正しい認知を得るようになっていた。

徐々にではあるものの、需要側である投信保有者の認知が変化し、認知的支柱が変化しつつある実態が窺える。さらに、投信に対する認知の変化を読み解く上で、投信購入者の世代構成について分析している投資信託協会のアンケート調査報告書を比較しておきたい。新たなテキストが発信される前に示された「投資信託に関するアンケート調査報告書-2013年(平成25年)投資信託全般」(平成25年7月12日～8月1日1,515サンプル)によれば、「投信の現在保有層では60歳代以上が50.4%と半数を占め、高齢層寄りとなっており、40歳代以下の比率は21.6%であった⁴⁹⁾」。それが新たなテキストが流通した後の「投資信託に関するアンケート調査報告書-2019年(令和元年)投資信託全般」(平成元年11月13日～11月18日20,000サンプル)では、「投信の現在保有層は60歳・70歳代が約40%と高齢層の比率は高いものの40歳代以下が42.5%を占める⁵⁰⁾」結果となっており、40歳代以下の保有率が2倍近くまで増加している。その背景には高齢者中心の短期保有の認知から40歳代以下の長期保有の認知が進んだことがあると考えられる。「NISA」の導入により流通した「NISA(ニーサ)」というテキストとともに金融庁が顧客本位の業務運営を促進する方針として強調してきた「顧客本位」というテキストが同時に流通するなかで、40歳代以下の新たな投資家(資産形成層)という属性が投信の組織フィールドに登場しやすい環境が生まれ、新たなテキストが流通するなかで、顧客本位の少額投資非課税制度を活用して購入できる投信は、短期ではなく長期保有が可能な商品であるというメッセージ性も加わり、投信の組織フィールドに40歳代以下の新たな投資家(資産形成層)が増加し始めた。その新たな投資家(資産形成層)が増加し始めた時期に、前述し

⁴⁸⁾ 投資信託協会(2019)「投資信託に関するアンケート調査報告書2018年(平成30年)」(平成30年12月7日～12月14日20,000サンプル)
<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2018/>
閲覧日:2021年12月19日

⁴⁹⁾ 投資信託協会(2013)「投資信託に関するアンケート調査報告書2013年(平成25年)」p.13,
https://www.toushin.or.jp/fileadmin/open/kouhou/file/statistics/report/research2013/02_%E8%A9%B3%E7%B4%B0%E7%BC%91.pdf 閲覧日:2021年12月19日
⁵⁰⁾ 投資信託協会(2019)「投資信託に関するアンケート調査報告書2019年(令和元年)」p.7,
<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2019/index.html> 閲覧日:2021年12月19日

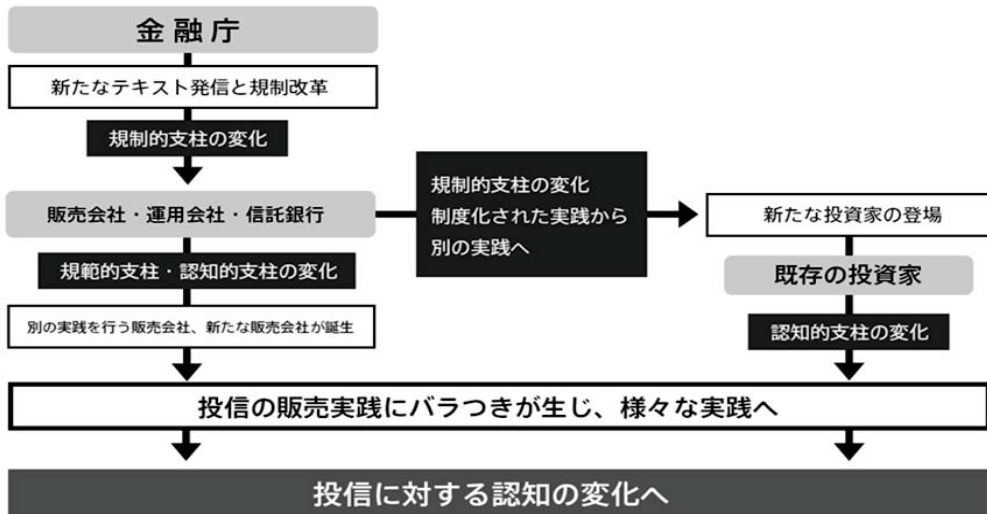


図 4: 投信販売の組織フィールドにおける制度の変化とテキストの流通がもたらす認知の変化
(出所)筆者作成

た投信に関するアンケート調査報告書の結果比較からわかる通り、60 歳代以上の既存の投信保有者の認知も徐々に変化し始めていることから、新たなテキストの流通が新しい投資家(資産形成層)を組織フィールドに呼び込むことに少なからず寄与し、その結果として、集団としての需要者の認知に変化が生じ、「投信販売の組織フィールドにおいて認知の変化がもたらされ始めた」と考えられる。つまり、投信販売の組織フィールドにおける制度を形成する 3 つの支柱のうち、担体の制度である「規制・制度」の変化とともに、投信販売において規制や要請を下す主体である金融庁が、供給側である銀行などの金融機関に対し、規制や制度の変化を印象づける「顧客本位」「NISA(ニーサ)」という新たなテキストを発信したことで、規制や制度の変化とともに新たなテキストが流通し始め、制度を形成する規制的支柱の変化を促し、それに準じた規範的支柱の変化するなかで、それまで投信販売において定着していた制度化された実践に変化が生じ、供給側の販売実践の変化の影響を受ける需要側の認知と認知的支柱にも変化がもたらされ始めたという考察が成立する。以上のことから投信販売業界、すなわち投信販売の組織フィールドにおける制度及び制度を形成する 3 つの支柱の変化と新たなテキストの流通がもたらす認知の変化は(図 4)で示すことができる。

6. 結びにかえて

本稿では、新制度派組織論の視座にもとづき、投信販売の組織フィールドにおける制度及び制度化された実践の変化とテキストの流通がもたらす認知の変化について考察した。

投信市場を俯瞰すると、一時は 7 割近くを占めていた毎月分配型投信のシェアが 2014 年から停滞し、その後減少し始め、2018 年 3 月時点では 3 割弱となり 2020 年 10 月末時点では 3 割を下回るに至っている。また、その変化が生じ始めた時期に、規制面の変化とともに「フィデューシャリー・デューティー」という新たなテキストが発信され、その発信を契機に「顧客本位」というテキストが流通し始め、さらには担体の制度の一つである税制度の変化とともに発信された「NISA(ニーサ)」というテキストが注目され、流通するようになる。これらの新たなテキストが流通するなかで毎月分配型投信の販売シェアが減少傾向にあることから、本研究では、新たなテキストの流通が、投信販売の規制的支柱とそれに準じた規範的支柱の変化を促し、さらには投信を購入する需要側の認知にも変化をもたらしたのではないかと、つまり、投信販売の組織フィールドにおいて、「規制面が変化するなかで発信された新たなテキストが、制度を形成する規制的支柱や規範的支柱の変化を促し、その影

響を受ける需要側の認知的支柱にも変化が生じ、投信販売の組織フィールドにおける認知に変化がもたらされたのではないか」という仮説を設定し、投信販売の制度を形成する規制的、規範的、認知的の3つの支柱に着目し、規制面が変化するなかで発信された新たなテキストが、規制的支柱や規範的支柱の変化をどのように促し、さらには、需要側の認知的支柱にどのような変化をもたらすのかについて分析し、検証した。

まずは、投信販売の制度や制度化された実践の変化を紐解くために、規制的支柱の変化に着目し、金融庁による報告書や、その原則に従う販売会社の実態調査である金融レポートの結果を分析し、どのような規制や制度の変化があったのか、またその変化のなかで発信された新たなテキストが規制的支柱にどのような変化を促したのかについて分析した。その上で規制的支柱に準じた価値や規範のもとに形成される投信販売の供給側にある規範的支柱の変化について、投信販売に携わる関係者へのインタビュー調査を行い、規制的支柱の変化に準じた供給側の規範がどのように変化するなかで制度化された実践が変化し、新たなテキストの流通が規範的支柱にどのような変化を促したのかについて分析した。さらに、投信販売の供給側の変化の影響を受ける需要側である投信購入者の認知的支柱の変化について、毎年、投信に対する認知の調査を行っている投資信託協会によるアンケート調査をもとに分析し、検証した。それにより、以下の2点の発見事項を見出すことができた。

第1に、投信販売の規制的支柱に着目すると、投信販売における規制や制度が変化するなかで規制や要請を下す主体である金融庁が2014年に初めて「フィデューシャリー・デューティー」というテキストを発信し、その発信を契機に「顧客本位」という新たなテキストが流通し始め、同じく2014年には、制度の担体の一つである「税制度」の変化として「NISA」が導入され、税制度の名称であるという認知よりも先に「NISA（ニーサ）」というテキストそのものが注目され流通するようになり、「顧客本位」と「NISA（ニーサ）」という2つのテキストがほぼ同時期に流通し始めた。これらの新たなテキストが流通するなかで毎月分配型投信の販売シェアが減少傾向にあることから、投信販売における制度の担体であ

る「規制・制度」の変化を礎としながらも、その規制や要請を下す主体である金融庁が投資販売の供給側である銀行などの金融機関に対し規制や制度の変化を印象づける新たなテキストを発信したことで、制度を形成する規制的支柱の変化が促され、それに準じた規範的支柱にも変化が生じ、投信販売の制度化された実践が変化した実態が浮かび上がってきた。

第2に、投信販売の需要側にある認知的支柱に着目すると、供給側における販売実践の影響を受けるなかで、主に高齢の投信購入者に定着していた「分配型投信は老後の生活資金を目的とした預金を補完する商品として、元本を崩すことなく年金のように受け取り、短期保有する商品である」という誤った認知が、新たなテキストの流通とともに変化し、「毎月分配型投信は分配金が支払われた額だけ基準価額が下がるため、年金のように受け取れるような商品ではなく、購入するためには専門知識が必要である」という正しい認知が広まり始めている実態が見えてきた。さらに、「NISA」の導入により流通した

「NISA（ニーサ）」というテキストとともに金融庁が顧客本位の業務運営を促進する方針として強調してきた「顧客本位」というテキストが同時に流通するなかで、40歳代以下の新たな投資家（資産形成層）という属性が組織フィールドに登場し、顧客本位の少額投資非課税制度を活用して購入した投信は、短期ではなく長期保有が可能な商品であると認知され始め、新たな投資家（資産形成層）の増加とともに、60歳代以上の既存の投信保有者の認知も徐々に変化し始めていることから、新たなテキストの流通が新しい投資家（資産形成層）を組織フィールドに呼び込むことに少なからず寄与し、集団としての需要者の認知にも変化が生じ、「投信販売の組織フィールドにおいて認知の変化がもたらされ始めた」実態が見えてきた。

よって、投信販売の組織フィールドにおいて、「規制面が変化するなかで発信された新たなテキストが、制度を形成する規制的支柱や規範的支柱の変化を促し、その影響を受ける需要側の認知的支柱にも変化が生じ、投信販売の組織フィールドにおける認知に変化がもたらされたのではないか」という仮説に対する一定の解を見出すことができたと言えよう。

さらに、2 点の発見事項を複合的に考察すると、制度の担体としての「規制・制度」の変化と新たなテキストの流通が結びついたことが、制度を形成する規制的支柱や規範的支柱の変化を促し、その影響を受ける認知的支柱にも変化をもたらしたという考察が成立し得ることから、新制度派組織論における新たな視座を見出すことができたのではないかと考える。但し、投信販売の組織フィールドにおける新たなテキストの流通が、制度及び制度化された実践の変化や認知の変化にどの程度の効力を発揮しているのかについては、発見事項の妥当性の確認を含め、継続的な調査が不可欠であり、さらなるデータ分析、インタビュー調査などを通じた事例研究を重ねつつ、今後も考察していく必要があるであろう。

参考文献

- [1]Dimaggio,P.and Powell,W.W.(1983),” The iron cage revisited: Institutional isomorphis andcollective rationality in organizational Fields, ”*American Sociological Review*,Vol.48(2), pp.147-160.
- [2]Maguire,S., and Hardy,C. (2009),”Discourse and Deinstitutionalization: The Decline of DDT,” *Academy of Management Journal*, Vol.52, No.1, pp.148-178.
- [3]Meyer,J.W., and Rowan,B.(1977),”Institutionalized organizations: Formal structure as mythand Ceremony, ” *American Journal of Sociology*, Vol.83(2), pp.340-363.
- [4]Phillips,N.,Lawrence,T., and Hardy,C.(2004), ”Discourse and institutions,”*Academy of Management Review*,Vol.29,No.4,pp.635-652.
- [5]Scott,W.R.(1995), *Institutions and Organizations*, Sage Publications(河野昭三・板橋慶明訳(1998)『制度と組織』 税務経理協会)
- [6]五島綾子(2014)『<科学>ブームの構造』みすず書房
佐藤郁哉・山田真茂留(2004)『制度と文化 組織を動かす見えない力』日本経済新聞出版社
- [7]鈴木ともみ(2021)「制度化された環境下における組織の同型化」『経営会計研究』Vol. 24, No. 1, pp. 49-64
- [8]野尻哲史(2020)『老後の資産形成をゼットイ始める！と思える本』扶桑社
- [9]浦田幸弘(2016)「制度化のフレームワーク構築の試論」『商学論集(中央大学)』vol. 57, No. 5-6, pp. 343-345

参考資料

- [10]企業年金連合会「定拠出年金の統計」
<https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/nenkin/suii/suii03.html> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日
- [11] 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」<https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/yoron/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日
- [12]金融庁(2008)「金融商品取引法の疑問に答えます」
<https://www.fsa.go.jp/common/paper/19/zentai/02.pdf> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日
- [13]金融庁(2014)「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針(監督・基本方針)レポート」<https://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1/01.pdf>
閲覧日:2022 年 12 月 19 日
- [14]金融庁(2015)「平成 27 事務年度金融行政方針」
<https://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日
- [15]金融庁(2016)「平成 27 事務年度金融レポート」
<https://www.fsa.go.jp/news/28/20160915-4/01.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日
- [16]金融庁(2016)「平成 27 事務年度金融行政方針」
<https://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日
- [17]金融庁(2017)「平成 28 事務年度金融レポート」
<https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日
- [18]金融庁(2017)「説明資料」
<https://www.fsa.go.jp/singi/kakei/siryou/20170330/03.pdf> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日
- [19]金融庁(2017)「導入直前！つみたて NISA の制度説明」<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20170614-2/13.pdf> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日
- [20]金融庁(2018)「投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180926/01.pdf>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日
- [21]金融庁(2019)「販売会社における比較可能な共通 KP I の傾向分析」<https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170728/bunseki2.pdf> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日
- [22]金融庁(2019)「金融審議会市場ワーキング・グループの報告書「高齢社会における資産形成・管理」https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190603/01.pdf 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[23]金融庁「NISA 利用状況調査」
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/datacollection/index.html> 閲覧日:2022 年 12 月 19 日

[24]厚生労働省「iDeCo の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/kyoshutsu/ideco.html> 閲覧日:2022 年 12 月 19 日

[25]投資信託協会(2007)「投資信託に関するアンケート調査報告書 2007 年(平成 19 年)」
<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2007/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[26]投資信託協会(2013)「投資信託に関するアンケート調査報告書 2012 年(平成 24 年)」
<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2012/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[27]投資信託協会(2013)「投資信託に関するアンケート調査報告書 2013 年(平成 25 年)」
https://www.toushin.or.jp/fileadmin/open/kouhou/file/statistics/report/research2013/02_%E8%A9%B3%E7%B4%B0%E7%BC%91.pdf 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[28]投資信託協会(2014)「投資信託に関するアンケート調査報告書 2014 年(平成 26 年)」
<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2014/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[29]投資信託協会(2019)「投資信託に関するアンケート調査報告書 2019 年(令和元年)」
<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2019/index.html> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[30]日本経済新聞(2018)「投信販売、大手銀も「脱手数料」三菱 UFJ 銀など」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ036507730V11C18A0EE9000/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[31]日本経済新聞(2018)「投信分配金、ピークから半減 18 年、毎月分配型が不振」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ039578770Z21C18A2MM8000/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[32]日本経済新聞(2019)「「成績表」開示「下位組」、6 割超に含み損」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ041217250T10C19A2EE9000/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[33]日本経済新聞(2019)「三井住友銀、行員「ノルマ」廃止 個人営業」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ04409330T20C19A4EE9000/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[34]日本経済新聞(2020)「毎月分配型投信、残高が 3 割を下回る」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ066117490S0A111C2000000/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[35]NIKKEI STYLE (2018)「投信の銀行窓販 20 年 盛衰の歴史から見える課題:日経電子版 2018.12.19」
<https://style.nikkei.com/article/DGXMZ038938470U8A211C1000000?channel=DF280120166602>
閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[36]野尻哲史(2021)「投資家層から「資産形成層」へ」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0GD281N20Y0A221C2000000/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[37]野尻哲史(2021)「資産形成層の登場が投資を変える」
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0FZ1369Z0T10C21A1000000/> 閲覧日:2021 年 12 月 19 日

[38]フィデリティ・インスティテュート退職・投資教育研究所(2020)「ビジネスパーソン 1 万人アンケートレポート:新たな資産形成の流れ～2000 万円問題の功罪とコロナ禍の影響」P.8

自由論文

給与債権等と条件付差押禁止財産の差押え
— 国税徴収法における差押財産の選択の再考 —

Seizure of Payroll Claims and Other Assets Prohibited from Conditional Seizure

: Rethinking The Selection of Seized Property Under The National Tax Collection Act

Abstract :

We discussed which of salary receivables and conditional seizure prohibited property should be prioritized.

In the case of delinquents who cooperate with property investigations, it is appropriate to preferentially seize salary claims.

In the case of non-cooperative delinquency in property investigation, it is appropriate to preferentially seize the conditionally prohibited property.

It was concluded that the order of property to be seized depends on the taxpayer's awareness of tax payment.

秀明大学・高崎経済大学

長谷川税務会計事務所

長谷川 記央

Norio Hasegawa

Shumei University
Takasaki City University of Economics
Hasegawa Tax Accounting Office

2021 年 11 月 16 日 受付 Submitted 16, November 2021.

2021 年 12 月 7 日 受理 Accepted 7, December 2021.

はじめに

国税徴収法における徴収職員における差押財産の選択については、既に別稿¹で論じたところであるが、給与債権等と条件付差押禁止財産の選択の優劣について、十分に論じられていないのではないかという意見を受け、本論においては、差押財産の選択に関して当該論点について再考を行うものである。

本論においては、先行研究で論じたように国税徴収法における徴収職員の差押えについては、差押財産を「資本としての財産権」と「人権としての財産権」とに大別し、「資本としての財産権」についてまず差押えを行うべきであると結論づける。次に「人権としての財産権」については、一般の差押禁止財産および給与の差押禁止および社会保険制度に基づく給付の差押禁止に係る権利を除き、(法律上、差押えが禁止されているものが除かれる)。①法律上、差押えの制限がなされていない滞納者の財産、②給与の差押禁止に係る給与債権と社会保険制度に基づく給付の差押禁止に係る給付を受ける権利、③条件付差押禁止財産、④第三者の権利の目的となっている財産の順序において行うことが妥当であると結論づける。

②給与の差押禁止に係る給与債権と社会保険制度に基づく給付の差押禁止に係る給付を受ける権利と③条件付差押禁止財産について、②に関する債権は納税者が生活費に充てる債権であり、差押禁止額が設けられていることから、徴収可能な額が過小となる場合もあり、③に劣後するのではないかという批判的な見解もあげられる。他方で、③条件付差押禁止財産が優先して差押えがなされるとすれば、事業継続に支障が生ずることとなる。

本論においては、個人事業主（フリーランス）に滞納国税が生じた場合に、③条件付差押禁止財産である事業の維持に必要な財産が差し押さえられ、事業継続が困難となることが考えられることから、個人事業主の事業の経営会計の研究に資することを目的として、

論ずるものである。

また、企業会計において、例えば元請業者が下請け業者である個人事業主の事業の継続性が危ぶまれる場合に、連鎖倒産などといった経営リスクを負うところであるから、継続性の公準に影響を与えるものと考えられる。したがって、本論は企業会計の研究に資するものである。

なお、本論においては、給与および社会保険制度に基づく給付に係る債権を、「給与債権等」と略して論ずる。

1. 国税徴収法における差押財産の選択の概要

1. 1 差押財産の選択の順序

差押財産の選択の順序については、財産権の性質によって大別し、人権としての財産権については、①法律上、差押えの制限がなされていない滞納者の財産、②給与の差押禁止に係る給与債権と社会保険制度に基づく給付の差押禁止に係る給付を受ける権利、③条件付差押禁止財産、④第三者の権利の目的となっている財産の順序において行うことが妥当であると考ええる。

本論において、憲法学に係る先行研究²において財産権を2種類に区分し、当該区分に着目して論ずるものである。財産権の種類として「人権としての財産権」と「資本としての財産権」とを区別して論ずる。

「人権としての財産権」とは、生活手段の保障を意味する財産に係る権利をいう。具体的には、使用財産が該当する。例えば、生活動産などが「人権としての財産権」に含まれる。

「資本としての財産権」とは、他人を支配する性質を有する財産に係る権利をいう。具体的には、収益財産等が該当する。例えば、投資不動産などが「資本としての財産権」に含まれる。

法人の場合には、所有と経営が分離されており、遊休資本を結集させているため「資本

¹ 長谷川記央(2021年)「国税徴収法における徴収職員が行う差押財産の選択」秀明大学紀要 18号 103-117頁。

² 斎藤寿「憲法の財産権保障と『正当な補償』」(1972年)駒澤大学法学部研究紀要 30号 104-105頁。

としての財産権」の性質を有するものと考えられる。しかしながら、法人に雇用される労働者の賃金の源泉となる財産については「人権としての財産権」を有するとも考えられ、一律的に「資本としての財産権」とすることは妥当でないといえる。

個人事業主の場合も同様に、個人に雇われる者がいる場合には法人と同様に「資本としての財産権」と「人権としての財産権」の性質のいずれにも該当するものが考えられることがあげられる。また、個人事業主については、生活を維持するために必要な財産が含まれるため、すなわち、生活手段の保障を意味する財産としての「人権としての財産権」の性質を有する財産が存在することがあげられる。このため、本論においては個人（個人事業主）を前提に論ずることにより、「人権としての財産権」と「資本としての財産権」のいずれの財産も存在する場合について取り上げ、差押財産の選択の順序について論ずるものとする。

1. 2 先行研究レビュー

国税徴収法に関する先行研究については、法人税法などの租税実定法に比して数が少なく、積極的な研究が望まれる租税手続法の領域である。

本研究に先立って、別稿³において、差押財産の選択について論じており、原則的な取り扱いについて明らかにしている。しかしながら、徴収実務においては、徴収職員等の財産調査などに非協力的な滞納者もいる。このような現状により、別稿の批判的な見解があげられ、滞納者等が財産調査等に非協力的な場合を包含して改めて論ずることが必要であると考えた。

本論において、給与債権等と条件付差押禁止財産のどちらから差押えをすべきかという論点については、いずれも人権としての財産権の性質に該当するため優劣を決することは難しいことがあげられる。

このため、本論においては、原則としていづれを優先して差し押さえるべきか論ずることとする。

ととする。

1. 3 給与債権等の差押え

給与等については「給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。」（国税徴収法 76 条 1 項）と規定する。

年金等については、社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する（国税徴収法 77 条）と規定する。

前者については、給与収入は、給与生活者の生計維持に欠くことができない重要なものであるため、給与生活者の低生活費程度に相当する金額について、差押えを禁止している（国税徴収法 76 条 1 項、国税徴収法施行令 34 条）。

後者については、社会保険制度に基づく給付の差押禁止（国税徴収法 77 条）については、その権利の性質ごとに細かく規定がなされている。

これらの規定は、給与債権等が「人権としての財産権」を有していることから、より保護すべきものであるため、差押禁止額を設けていると考えられる。

1. 4 条件付差押禁止財産の差押え

条件付差押禁止財産により差押えが禁止されるためには、①滞納者が事業用財産等に代えて国税の全額を徴収することができる財産を提供すること、②提供された財産が第三者の権利の目的となっていないこと、③提供された財産の換価が困難でないこと、これらのすべての条件を具備しなければならない（国税徴収法 78 条）。

条件付差押禁止財産は、事業の継続に必要

³ 長谷川記央(2021 年) 103－117 頁。

な財産について、一定の要件を充足した場合に、差押えが禁止されることとなる。条件付差押禁止財産は、将来の所得を得るために必要な財産であるため、納税者が事業を継続することによって、滞納国税を納付することが見込まれる場合には、当該財産を換価することは、かえって滞納国税の徴収に不利益となることが想定されている。

また、条件付差押禁止財産については「資本としての財産権」と「人権としての財産権」のいずれの性質を有していると考えられる。例えば、生活を営むための収入を得るための事業である場合には「人権としての財産権」の性質を有することとなる。これは給与所得者という給与所得によって生計を立てることとなるが、事業所得者においては給与所得に代わり事業所得によって生計を立てることとなることがあげられる。しかしながら、遊休資本において事業を営んでいる場合には「資本としての財産権」の性質が強く働くこととなる。このため、一律に財産権の性質を判断することが難しいことから、本論においては、差押財産の選択については、第一に「資本としての財産権」と「人権としての財産権」を大別し、「資本としての財産権」に明らかに該当するものについては優先的に差し押さえるべきであると結論づける。

したがって、本論における条件付差押禁止財産の問題については、「人権としての財産権」に該当するものが、「給与債権等」に比して、差押財産の選択において優先されるのか劣後されるのか、という問題を取り上げる。

1. 5 差押財産の選択における問題

差押財産の選択における問題が生ずることとして、「人権としての財産権」の性質を有する差押財産をいかに選択するかという問題が生ずることとなる。

「資本としての財産権」の性質を有する差押財産と「人権としての財産権」の性質を有する差押財産においては、前者が優先して差し押さえられるべきことから、差押財産の選択の問題が生じないと考えられる。

2. 給与債権等と条件付差押禁止財産の選択

の順序に関する検討

2. 1 給与債権等の差押えと性質

給与債権等のうち給料等については、「給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。」（国税徴収法 76 条 1 項）と規定する。

国税徴収法 76 条の趣旨は「この条は、給料収入が一般の給与生活者の生計に占める重要性にかえりみ、給与生活者の最低生活の維持等に充てられるべき金額に相当する給与の差押禁止を定めたものである。旧法第十六条第二項では、支払機に受けるべき給与の金額の七十五％が一律に差押禁止の対象とされていたが、低額所得者については最低生活費に不足する場合も生じ、逆に高額所得者については必要以上に多額の保護を与える傾向があったので、次のように、低額所得者には緩に、高額所得者には厳になるように措置されている。」⁴ことがあげられる。

給与債権等については、給与所得者の最低生活の維持等に充てられるべき財産が含まれていることがあげられており、「人権としての財産権」に該当することから、差押禁止額を設けることで配慮していることがあげられる。

国税徴収法 76 条は、給料等、賞与等及び退職手当等の 3 種類に区分し、賞与等については、その支払を受けるべき時の給料等で支給期間が一月であるものとみなして計算する

（国税徴収法 76 条 3 項）。給料等と退職手当等については、差押可能額については、親族数と勤続年数を考慮して算出されることとなる。

年金等については、社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に

⁴ 吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎（2021 年）『国税徴収法精解』大蔵財務協会、612 頁。

係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する(国税徴収法 77 条)と、規定する。

国税徴収法 77 条の趣旨は「社会保険給付ということだけで、疾病給付、遺族給付等と同様に差押えを禁止することは給与に比して著しく権衡を失することとなる。」⁵ため、給与の差押禁止範囲の合理化に伴い、このような給付を給与とみなして措置することで、課税面と徴収面及び給与と社会保険給付との両面の権衡を図りつつ、必要な保護の範囲を保障することとされる。

すなわち、年金等は給料等と同様に「人権としての財産権」に該当するため、差押禁止額が設けられている。

したがって、いずれも「人権としての財産権」の性質を有することから差押禁止額が設けられており、給与債権等は同様の性質を有していることがいえる。

2. 2 条件付差押禁止財産の性質

条件付差押財産とは、①農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地(国税徴収法 78 条 1 号)、②漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船(国税徴収法 78 条 2 号)、③職業又は事業(農業又は漁業の事業を除く。)の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産(国税徴収法 78 条 3 号)をいう。

これらの財産は、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする(国税徴収法 78 条)。

国税徴収法 78 条の趣旨は「財産の種類等により一定の選択基準を設けることは、滞納処分の執行を著しく困難にするおそれがあるからである。しかし、租税債権の迅速、確実な実現が確保される限り、滞納処分の執行によ

り滞納者の職業または事業の継続が阻害されないように努めるべきことはいうまでもない。

この上は、この両者の要請を調整するため、職業または事業の継続に必要な特定の財産については、滞納者がこれに代わる財産(第三者の権利の目的となっていない財産に限られることが明定された。)を提供すること等を条件として、差し押さえないことを定め、滞納者に間接的な差押財産の選択権を認めたものである。したがって、滞納者からこの条に該当することを理由として差し押さえないように請求があつたにもかかわらず執行された差押えであっても、条件を具備するかどうかの認定を要するから、直ちに無効な差押えとはならず、取り消しうる差押えにとどまる。」⁶とされる。

2. 3 納税者の納税意識における問題

わが国の租税の多くが申告納税方式を採用しているところから、納税者が自ら適正に申告および納税をすることがもとめられることがあげられる。多くの納税者が適正に申告および納税を行わないとすれば、申告納税制度の維持は難しく、賦課課税制度を原則とする租税制度の構築を行わなければならないといえる。

多くの納税者が納税を行わないことを前提とした場合に、租税手続法が煩雑化し、納税者の財産権を直接的に侵害することによって、租税債権の迅速、確実な実現を図るほかなくなるといえる。

このため、別稿においては、徴収職員の調査に誠実に協力を行う納税者を前提に結論を導いたにすぎない。

租税実務においては、徴収職員がこのような前提のもとに調査が行えないことも考えられ、一律的に結論を導くことは、誤解を招きかねないとの批判的な見解があげられる。このため、本論においては今一度、条件付差押禁止財産と給与債権等のいずれを優先して選択すべきかを論じる。

本論においては、これらの順序について、

⁵ 吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎(2021 年) 629 頁。

⁶ 吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎(2021 年) 651-652 頁。

以下のようにまとめて論ずる。

「第1説」は、①条件付差押禁止財産、②給与債権等の順番に差押えを行うことが妥当とする考え方とする。

「第2説」は、①条件付差押禁止財産（第三者の目的となっていない財産）、②給与債権等、③条件付差押禁止財産（①以外の財産）の順番に差押えをする考え方とする。

「第3説」は、①給与債権等、②条件付差押禁止財産の順番に差押えを行うことが妥当とする考え方とする。

既に別稿においては「第3説」が妥当であるとする結論に至っている。

2. 4 納税者の資力における問題

滞納処分の財産調査については「滞納処分の執行に当たって、差押えの対象となる財産は滞納者に帰属しているか、財産の所在や金銭的価値、財産が譲渡又は取立てができるものであるか、そして、どの財産を選択するかなどについて、徴収職員は調査の上、確認する必要がある。」⁷とされる。税務調査の重要性は「財産調査は、滞納処分の対象となる財産の把握にとどまらず、第二次納税義務及び納税の緩和制度の要件を調査するなどを行う上でも重要な手続である」⁸とされる。

滞納者の資力については、財産調査で把握することとなる。財産調査は「財産発見の端緒となるものは、千差万別であるが、調査による課税の場合は、課税部門の調査書類の検討を行う必要がある。また、申告に係る滞納国税の場合には、滞納者に対する、会計帳簿、証ひょう書類、メモ等の検査のほか、官公署、取引先、金融機関等の調査によって財産が発見される場合が多い。」⁹ことがあげられており、徴収職員の裁量が与えられ、租税債権の迅速、確実な実現が確保されることが期待されている。

会計帳簿の調査事例¹⁰として、①証憑書類と突合の結果、営業外収益の計上漏れのあることを端緒として架空名義預金を発見した事例、②受取利息の計上を発端として簿外の貸付金を発見した事例、③旅費、交通費の支払明細を端緒として滞納者に帰属する不動産を発見した事例、④発送費の支出明細を端緒として取引先を把握し売掛金を発見した事例、⑤支払利息の計上を端緒として差入担保を発見した事例、⑥修繕費の支払明細を端緒として取引先に賃貸中の動産を発見した事例、⑦貸借対照表各科目の増減比較表の作成を端緒として固定資産項目の実数の激減していることを把握し架空名義預金を発見した事例、⑧損益計算書を基に売上利益率の減少を端緒として売上除外があることを把握し、これを基に他人名義の不動産を発見した事例があげられている。

証憑書類の調査事例¹¹として、①株券の保護預口座設定通知書を端緒として保護預りとなっていた株券を発券した事例、②運送会社の領収書を端緒として取引先を把握し売掛金を発券した事例、③自動車販売店に対する割賦代金支払のための専用手形を端緒として簿外の取引銀行の預金を発券した事例、④滞納者の事業所内の黒板に書かれたメモを端緒として未収工事請負代金債権を発券した事例、⑤他人名義の印鑑、金融機関名のあるカレンダーを端緒として取引銀行及び借名口座を把握した事例、⑥事業所備え付けの電話番号簿や連絡先リストから取引先を確認し、売掛金を把握した事例、⑦交際費の領収書に記載されたメモ書及び出金伝票から、取引先を確認し売掛金を把握した事例、⑧中元歳暮リスクから取引先を確認し、売掛金を把握した事例、⑨年賀状、挨拶状及び名刺等から取引先を把握し、売掛金を把握した事例、⑩滞納者が所持していたキーホルダーの鍵について質問調査を実施して、未把握のマンション、車両等を把握した事例があげられている。

これらの証憑書類を入手することができるか否かは、滞納者が財産の調査に協力するか

⁷ 税務大学校（2021年）『国税徴収法（基礎編）』税務大学校 11頁。

⁸ 税務大学校（2021年）12頁。

⁹ 橘素子（2016年）『租税公課徴収実務のポイント 300選』大蔵財務協会 256頁。

¹⁰ 橘素子（2016年）256頁。

¹¹ 橘素子（2016年）257頁。

否かにより影響を受けることがあげられる。

国税徴収法 141 条は、徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる、と規定する。国税徴収法 142 条は、徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる、と規定する。

質問検査権については、徴収職員等は滞納者の協力を得られない場合には、証憑書類等を確認することが難しくなる場合が考えられる。たとえ、徴収職員等が搜索した場合であっても、滞納者が自ら証憑書類等を提供した場合に比して、滞納者の財産の状況を的確に把握することが難しいといえる。

このように、滞納者の資力について、的確に把握するためには、滞納者の協力が得られる場合と得られない場合とでは、徴収職員等の租税行政事務負担が大きく異なるといえる。また、わが国の租税制度は、確定申告制度を採用しており、国民自ら適正な手続き・納税が行われることが前提にある。租税実務においては、必ずしも納税者が自ら納税を行わない場合もあり、問題が生ずることがあげられる。

したがって、納税者が自ら滞納国税を完納する意思がある場合（滞納者が財産調査に協力的な場合）と、納税者が滞納国税を免れようとする場合（滞納者が財産調査に非協力的な場合）とは大別して、差押財産の選択の順序が異なるのか検討をすることがもとめられるといえる。

2. 5 租税実務における差押財産の選択

徴収職員の差押財産の選択によって、滞納者が差押財産を換価される心理的な圧迫を受けることがあげられる。また、解約返戻金などの債権について差押え、取立てその他の処分によって、租税債権の実現を図ることとなる。この場合に、契約の解約が前提となることから、滞納者に相当の心理的な圧迫を与えることとなる。このような心理的な圧迫は、本来はできる限り小さくしなければならない

といえる。しかしながら、滞納者の非協力的な対応によって、財産の把握が正確にできない場合にまで、滞納者の心理的な圧迫を考慮すると、租税債権の迅速な実現が図れないことが考えられる。

本論においては、条件付差押禁止財産、給与債権等のいずれを優先的に差し押さえるか、検討を行うこととする。

2. 5. 1 滞納者が協力的な場合

滞納者は、徴収職員の財産の選択によって、事業の継続が可能であるかという、タックス・リスクが生ずることとなる。

タックス・リスクとは、具体的には①決算調整項目とされている処理が、確定した決算で処理されていないリスク、②税法上の許容限度額を超えた損金経理が行われているため、申告書で減額処理をする必要があるが、それが行われていないリスク、③圧縮記帳、特別償却、寄附金、交際費等の限度額計算における限度額を正しく計算できなかったリスク、④納税額が期限までに納付できなかったリスク、⑤税法条文の適用または解釈を誤ったリスク、⑥税務調査により異なる事実認定または科目処理の変更が行われるリスク、⑦税法解釈の相違に基づくリスクが、あげられている¹²。本論においては、④納税額が期限までに納付できなかったリスクが具現化し、徴収職員等が具体的どの差押財産を選択するかによって、事業に与える影響の大小というリスクが生ずるところである。

滞納者が財産の調査に協力的な場合には、滞納者に不要な心理的な圧迫を与えることは許されず、④納税額が期限までに納付できなかったリスクについては、できる限り小さくすることがもとめられる。租税手続法は、納税の猶予（国税通則法 46 条）、換価の猶予（国税徴収法 151 条）の規定を設けており、誠実の意思を有するものについては、相当期間について納税の猶予を認めている。すなわち、

¹² 菅原計（2009 年）「財務力創成のためのタックス・リスク・マネジメントの新展開－タックス・リスクの分析・評価の評価と監視－」経営力創成研究第 5 号 101－102 頁。

滞納者のうち滞納国税の完納につき、誠実な意思を有するものについては、タックス・リスクを過小とする取り扱いがなされている。滞納者が財産の調査に協力的な場合についても、同様にタックス・リスクを過小とすることによって、滞納者の協力を促すことができ、租税債権の迅速の実現が期待できるといえる。

滞納者が協力的な場合には、一般の差押禁止財産および給与の差押禁止および社会保険制度に基づく給付の差押禁止に係る権利が除き、(法律上、差押えが禁止されているものが除かれる)。①法律上、差押えの制限がなされていない滞納者の財産、②給与の差押禁止に係る給与債権と社会保険制度に基づく給付の差押禁止に係る給付を受ける権利、③条件付差押禁止財産、④第三者の権利の目的となっている財産の順序において行うことが妥当であると結論づける。

②給与債権等と③条件付差押禁止財産の優劣については、条件付差押禁止財産については、事業の継続に必要な財産であり、将来の所得の源泉になる財産であるから、②給与債権等を優先的に差押えることが妥当であるといえる。また、②給与債権等については、差押禁止額が設けられており、人権としての財産権としての性質が考慮されているといえる。したがって、別稿で論じたように、②給与債権等を優先して差し押さえることが妥当である。

2. 5. 2 滞納者が非協力的な場合

滞納者が財産調査に非協力的な場合には、徴収職員等は滞納者の財産を適切に把握することが困難となる場合が多々あり、問題が生ずる。また、租税については「無対価」の性質を有するところであるから、滞納者は財貨の移転又は役務の提供を伴う私債権の履行を優先することが考えられる。しかしながら、国税優先の原則(国税徴収法8条)によって、租税は私債権に優先して徴収することが認められており、滞納者の意思に反し、租税債権の迅速な実現が図られる場合も多々ある。このような滞納者の一部については、徴収職員等の財産調査に非協力的な者もあり、租税債権の迅速な実現の妨げとなることが考えられ

る。

わが国の租税制度の多くは申告納税制度を採用していることから、納税者が適正な課税所得計算と手続きを行い、算出された税額について納期限までに納付されることが前提にあるといえる。しかしながら、具体的な納期限までに納付することができなかった滞納者については、事前に予測できる租税債務の負担の準備が十分ではなく、滞納に至っていることから、租税行政庁は滞納処分によって租税債権の実現という財産権の侵害を受けることとなる。しかしながら、租税債務の負担について十分に準備していたにもかかわらず、滞納者の不可抗力(例えば、災害等の発生)によって、租税債務の負担が困難な場合もあり、滞納国税について特別な配慮が必要な場合には、納税の猶予や換価の猶予などの規定によって、相当の保護を図っている。

滞納者が財産調査に非協力的な場合に、財産調査に協力的な納税者に比して、経済的な損失を抑えられるとすれば、徴収職員等が行う滞納者の財産調査に協力を得られることが難しくなり、理解を得られないことが考えられる。このため、財産調査に非協力的な滞納者については、財産調査に協力的な滞納者に比して、経済的な損失が軽減されるようなことがないように、財産調査が行わなければならない。この場合に、財産調査に非協力的な滞納者に対して、財産調査に非協力的なことによって、他の差押財産を徴収職員等が認識していれば、生じなかったのであろう経済的な損失が生ずる、あるいは生ずるおそれがある心理的な圧迫(タックス・リスク)によって、滞納者の財産調査の協力を促すことに、相当の合理性があると考えられる。

この場合に、条件付差押禁止財産について、第三者の目的となっている財産についてどのように取り扱うかという問題が生ずる。

具体的には「第1説」である①条件付差押禁止財産、②給与債権等の順番に差押えをするのが妥当であるのか、「第2説」である①条件付差押禁止財産(第三者の目的となっていない財産)、②給与債権等、③条件付差押禁止財産(①以外の財産)の順番に差押えをするのが妥当であるのかという問題がある。

国税徴収法 50 条は、第三者の権利の目的となっている財産の差押換を規定している。国税徴収法 50 条の趣旨は「第三者の目的となっている財産が差し押さえられた場合において、一定の要件の下に、その第三者に差押換請求権及び換価申立権を認め、結果的に第三者の権利の目的となっている財産の差押えは、最後に行われることを制度的に保障するものである。」¹³と規定している。また、国税徴収法 49 条は、徴収職員は、滞納者の財産を差し押えるに当っては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない（国税徴収法 49 条）と規定する。

したがって、第三者が有する権利を害さないように努めなければならないとすれば、「第 2 説」が妥当であるようにも思われる。

しかしながら、第三者が徴収職員等の財産調査に非協力的な場合に、第三者が滞納者の財産につき知りうる情報の提供がないため、滞納処分が煩雑となることが考えられる。このような第三者の非協力的な場合に対しても、第三者の権利が常に保護されるとすれば、租税債権の迅速な実現の妨げとなりかねない。このため、第三者の権利の目的となっている財産を差押え、第三者に対し、①滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となっていないものを有し、かつ②その財産により滞納者の国税の全額を徴収することができる場合には、差押替手続を行うことによって、第三者の権利が保護されることを説明し、滞納者の差押財産の情報提供を促すことには、相当程度の合理性が認められる。徴収職員等は明らかに第三者が滞納者の財産につき、租税債権の迅速な実現に有益な情報を保持している場合には、滞納処分手続に非協力的な第三者に対しては、あえて差押えを行い当該情報の提供を促すこともやむを得ないであろう。国税徴収法 141 条は財産調査に際し、質問検査権を有しており、滞納者のみならず、滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理

由がある第三者（国税徴収法 141 条 1 項 2 号）および滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者（国税徴収法 141 条 1 項 3 号）を包含している。質問検査権に加えて搜索の権限（国税徴収法 142 条）が与えられている。第三者の目的となっている条件付差押禁止財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者あるいは滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者に、質問検査権を行使し協力を得られなかった場合に、搜索の権限をもって調査を行いことが考えられるが、条件付差押禁止財産の所在が分かっている場合には、当該資産を差押え、差押換請求権及び換価申立権を行使させることによって、非協力的な第三者に対して財産調査を協力させることを促すことが可能となるといえる。

このため、本来であれば「第 2 説」が妥当であるが、租税実務においては必ずしも滞納処分に協力的な第三者だけではないため、「第 1 説」が妥当な場合も考えられる。個別具体的な事例に基づいて、差押財産の選択を行うことがもとめられるが、おおむね第三者の目的となっている財産については、当該財産を保有する第三者が徴収職員等の財産調査に協力的であるか、非協力的であるかによって、差押財産の選択の順序を変えて対応することが妥当であるといえる。

2. 5. 3 滞納者が完納することが見込まれない場合

滞納者が完納することが見込まれない場合には、すべての差押財産によって、租税債権の迅速な実現を図らなければならないため、第三者の目的となっている財産については問題とならず、「第 1 説」により差押えを行うことが妥当であるといえる。

この場合に、第三者による差押換請求権及び換価申立権の行使は期待できないため、第三者が非協力的である場合には、最終的には搜索の権限をもって財産調査を行うほかないといえる。

¹³ 吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎（2021 年）425 頁。

これに対して、滞納者が完納することができない場合には、滞納処分の停止（国税徴収法 153 条）が問題となる。滞納処分の停止については、紙面の都合上、別稿にゆずるものとする。

前述したすべての差押財産によって、租税債権の迅速な実現が図られることとは、滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（国税徴収法 153 条 1 項 2 号）については、滞納処分の執行が停止されることについては留意されたい。

3. 国税優先の原則と差押財産の選択

3. 1 国税優先の原則の意義

国税優先の原則とは、「国税は、納税者の総財産について、この章に別段の定がある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だって徴収する。」（国税徴収法 8 条）と規定しており、特段の定がある場合を除き、私債権は租税債権に劣後して、その実現がなされることとなる。

このため、滞納者および第三者は、滞納国税がある場合にはタックス・リスクを負うこととなり、タックス・リスク・マネジメントに影響を与えることとなる。

国税優先の原則については、租税実定法が租税法主義の原則により、課税所得計算がなされ、税額が確定することが前提にあると考えられる。租税法主義は、納税者の租税に対する予見可能性からもとめられるところであるとされている。

租税手続法の立場からすると、滞納者が租税債権を予見できず、誤った課税所得計算が行われる前提であるとすれば、確定申告手続を経て確定した税額がその後変動し、租税債権が課題となることが予定される。この場合に、第三者は取引開始時点において納税証明書などによって滞納国税の有無を確認したとしても、その後、行政処分あるいは修正申告によって租税債権が過大となり、滞納国税が生じた場合に、当該滞納国税に劣後して、第三者は自らの債権を実現するほかないため、タックス・リスクが生ずることとなる。

本論においては給与債権等について問題が

生ずるところであるが、滞納者の債権者が給与債権等を差押え、当該給与債権等について租税が差押えた場合には、租税が優先して徴収することとなる。給与支払者は、これらの差押えについて適正に処理がもとめられるため、タックス・リスクを負うこととなる。

租税債権については自力執行権が与えられているため、誤った権限の行使がなされるとその影響力が大きくなるため、不当な財産権の侵害とならないように努めなければならないといえる。

3. 2 国税優先の原則の役割

国税優先の原則の役割として、国税が国家存立の財政的裏付けであり、国税徴収の確保が国家活動の基礎をなすものであるから、一般的優先徴収権が認められている。

国税徴収法 8 条の趣旨は「国税債権の特殊な性格を考慮して、国税は、原則として、すべての公課その他の債券に優先して徴収すること、すなわち国税の優先徴収権を規定した者で、旧法第二条一項（国税優先の原則）の規定に相当する。

国税債権にこのような一般優先徴収権が承認されるのは、国税が国家存立の財政的裏付けであり、国税徴収の確保が国家活動の基礎をなすものであることはもちろん、「国税が国家の一般的需要をまかなうために、法律に基づいて一律に成立するものであって、担保を提供する者に対して選択的に成立させることができる私債権とは根本的に異なるものであること」（答申序 1 租税徴収の確保）すなわち、国税債権の特殊性を考慮した結果に基づくもの」¹⁴とされている。

国税優先の原則の理論的根拠として、租税の公示性をあげ「私債権は、その殆んどが任意的に契約によって発生し、内容が確定するものであって、担保権の成立及び内容の確定もまた同様である。したがって、第三者との関係において担保権を主張するためには、公示の原則が強く要求される場所である。

これに対して、租税債権は、法律の定める

¹⁴ 吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎（2021 年）133－134 頁。

ところにより成立し、その内容も法律の定めるところにより確定するから、この間に任意の意思の介在が許されない。したがって、租税の発生の予測は、理論的には、相当程度可能であるということができ、仮りに租税債権についても公示の原則を要求すべきであるとしても、その公示の方式を私債権と同一の基礎において求めることは適当でなく、また必要でもないと考えられる。」¹⁵と論ずる。

国税優先の原則の役割は、国家活動の基礎となる国税の徴収を確保することが、経済活動の基礎を形づくることにつながることから、国税が一般債権の共益的費用として、優先されるべきものと結論づける。

租税債権は自力執行権を認められ、強力な権限を与えられているため、租税の公示性すなわち予見可能性の確保のうえで成り立つものであるといえる。すなわち、租税法の原則である租税法律主義のうえに成り立つものであり、何らの制約もなく認められる権限ではないといえる。

納税者は行政処分によって不足な租税負担を求められ、結果的に滞納国税を負うことはあってはならないといえる。他方で、現行の租税制度は必ずしも明確な規定がなされているとはいえない。このため、個人事業主を含める納税者は自らタックス・リスク・マネジメントを多かれ少なかれ行うこととなる。

3. 3 給与債権等と条件付差押禁止財産の差押え

給与債権等と条件付差押禁止財産については、いずれも人権としての財産権としての性格を有しており、徴収職員等が行う差押財産の選択については、滞納者の給与所得者の最低生活の維持等に充てられるべき財産が含まれていること、あるいは事業の継続に必要な財産が含まれることから、相当の配慮がなされるべきであるといえる。このような相当の配慮は、国税徴収法の目的に沿ったものであるといえる。

国税徴収法 1 条は「この法律は、国税の滞

納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする。」と規定しており、①私法秩序との調整、②徴収の合理化、③国税収入の確保を明らかにしている。

徴収の合理化の具体的な規定として、差押禁止財産の範囲の拡張及び合理化が図られており、条件付差押禁止財産も包含される。

したがって、人権としての財産権の尊重と徴収の合理化の均衡を図りながら、国税収入の確保がもとめられることがいえる。

条件付差押禁止財産については、事業の継続に必要な財産であるから、将来の所得の源泉となり得る財産であり、将来の所得の減少は、国税収入の確保の見地からも望ましくないことがあげられる。

給与債権等は、差押禁止額が設けられており、差押財産の選択において最低生活費が考慮され滞納処分がなされる。また、給与債権等の差押えが、直ちに将来の給与債権等に影響を与えとも限らず、条件付差押禁止財産に比して、国税収入の確保に与える影響は少ないと考えられる。

このため、将来の国税収入の確保という見地から、徴収職員等の差押財産の選択については、給与債権等を優先するべきであるといえる。

しかしながら、すべての滞納者が財産調査に協力的であるとは限らない。滞納者あるいは第三者が、徴収職員等の財産調査に非協力的な場合には、条件付差押禁止財産を優先して差し押さえることによって、滞納者あるいは第三者に心理的な圧迫を与えることで、財産調査の協力を促すことが考えられる。このような場合には、条件付差押禁止財産を優先して選択するべきであるといえる。

わが国の租税の多くが申告納税制度を採用しているため、納税者の多くが適正な課税所得を行い、納期限までに納付することが前提にあるといえる。また、租税の負担についても誠実な意思を有することが前提にあるが、租税実務においては必ずしもこのような実態にないこともあげられる。

¹⁵ 吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎（2021 年）138 頁。

国税徴収法 151 条は「税務署長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予の要件等）又は次条第一項の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。」と規定しており、誠実な意思を有する場合に限って換価の猶予を認める。すなわち、誠実な意思を有さない納税者の存在を配慮して、あえて誠実な意思を有することを要件としているといえる。

このように、国税徴収法においては、誠実な意思を有する納税者を前提とするものの、租税実務においても、誠実な意思を有さない納税者も存在することから、それらを区別して滞納処分を行うことがもめられる。

本論においても、これらを区別して、論ずることとした。別稿¹⁶においては、租税理論の原則的な取り扱いを論じたところであるから、本来であれば差押財産を「資本としての財産権」と「人権としての財産権」とに大別し、「資本としての財産権」についてまず差押えを行うべきであると結論づける。次に「人権としての財産権」については、一般の差押禁止財産および給与の差押禁止および社会保険制度に基づく給付の差押禁止に係る権利を除き、（法律上、差押えが禁止されているものが除かれる）。①法律上、差押えの制限がなされていない滞納者の財産、②給与の差押禁止に係る給与債権と社会保険制度に基づく給付の差押禁止に係る給付を受ける権利、③条件付差押禁止財産、④第三者の権利の目的となっている財産の順序において行うことが妥当であると結論づける。

しかしながら、これらの差押財産の選択の順序が不相当である場合として、徴収職員等の財産調査について、滞納者あるいは第三者が当該財産調査について、非協力的な場合がある。このような場合には、②給与の差押禁

止に係る給与債権と社会保険制度に基づく給付の差押禁止に係る給付を受ける権利、③条件付差押禁止財産、④第三者の権利の目的となっている財産の順序を、修正することがもとめられるといえる。

滞納者の協力が得られない場合には、①条件付差押禁止財産（第三者の目的となっていない財産）、②給与債権等、③条件付差押禁止財産（①以外の財産）の順番（第 2 説）に差押えをするのが妥当である。

また、第三者の協力が得られない場合には、①条件付差押禁止財産、②給与債権等の順番（第 1 説）に差押えをするのが妥当である場合が考えられる。このような差押財産の選択を行う場合には、第三者が差押換請求権及び換価申立権を行使することにより、滞納者の財産情報の提供を期待する場合に妥当であるといえる。

3. 4 滞納処分とタックス・リスク・マネジメント

滞納処分のタックス・リスク・マネジメントについては、納税者（滞納者）と租税行政のいずれにおいても行うことがもめられている現状にあると考えられる。

納税者（滞納者）については、納税額が期限までに納付できなかったリスクとして、事業の継続に必要な財産の滞納処分によって、事業の継続が困難となるリスクを負うこととなる。また、滞納者は徴収職員等の財産調査にどのような対応を行うかによって、タックス・リスクが異なることが想定されるため、どのように対応するか事前に検討することが望ましい。しかしながら、徴収職員等が人権としての財産権の性格を考慮せずに差押えを行う場合には、そのような差押えは望ましくない旨を伝えられるように準備しておかなければならない。

租税行政庁については、徴収職員等の財産調査は相当程度、自由裁量が認められており、租税債権の迅速な実現が図れるように考慮されている。また、財産調査は滞納者あるいは第三者の協力を得なければ、迅速な徴収実務を行うことは難しいことが多々ある。このため、徴収職員等は、滞納者および第三者が滞

¹⁶ 長谷川記央(2021 年) 103－117 頁。

納処分に対して、どのような態度で赴くのかを含めて検討しなければならないといえる。財産調査の結果をうけて、差押財産の選択により順序を決することとなるが、人権としての財産権をどのように取り扱うのか、第三者の目的となっている財産をどのように取り扱うのか、徴収職員等は判断をしなければならないといえる。

第三者については、滞納者との取引について、資力を考慮して取引を行わない場合には、滞納国税が優先して徴収することとなるため、貸倒損失となる可能性が高くなるといえる。すなわち、第三者は滞納者の資力を判断しなければならず、このことがタックス・リスク・マネジメントに通ずることとなる。国税優先の原則によって、租税債権が強力な権限を有しているためである。

3. 5 今後の研究課題

本論においては、財産調査については、徴収職員等の自由裁量において行われることから、どのように行われるべきかという議論は避けて論じている。

このため、今後の研究課題としては、たしかに徴収職員等の財産調査については自由裁量が認められることから、その方法について適宜、争いが生ずるとすれば、かえって租税債権の迅速な実現が困難となり、国税収入の確保に影響を与えることから、他の納税者に不利益を被らせることにつながり問題といえる。しかしながら、財産調査について何らの議論がなされなくてよいことにはつながらないため、財産調査について議論を行うことは必要であり、当該論点については別稿にゆずるものとする。

おわりに

差押財産の選択については、徴収職員等の裁量によるところが大きいため、あまり研究がなされていなかった。

また、別稿で論じたのは、原則的な取り扱いを取り上げた。このため、条件付差押禁止財産の取り扱いについて、多くの批判的な見解を受けるに至った。

このため、本論においては誠実な意思を有

する（財産調査に協力的な）滞納者と誠実な意思を有さない（財産調査に非協力的な）滞納者とを区別して論ずることによって、多くの誤解を紐解くことに終始して論じたところである。

また、タックス・リスク・マネジメントと滞納処分の関係について論じた。

参考文献

- [1] 斎藤寿「憲法の財産権保障と『正当な補償』」(1972 年)駒澤大学法学部研究紀要 30 号 104-105 頁。
- [2] 菅原計(2009 年)「財務力創成のためのタックス・リスク・マネジメントの新展開－タックス・リスクの分析・評価の評価と監視－」経営力創成研究第 5 号 101-102 頁。
- [3] 税務大学校(2021 年)『国税徴収法(基礎編)』税務大学校。
- [4] 橘素子(2016 年)『租税公課徴収実務のポイント 300 選』大蔵財務協会 256 頁。
- [5] 長谷川記央(2021 年)「国税徴収法における徴収職員が行う差押財産の選択」秀明大学紀要 18 号 103-117 頁。
- [6] 長谷川記央(2018 年)「納税者の財産権と財産の差押解除に係る諸問題」租税訴訟学会誌第 11 号 448-474 頁。
- [7] 吉国二郎・荒井勇・志場喜徳郎(2021 年)『国税徴収法精解』大蔵財務協会。

日本経営会計学会 論文投稿要綱

1. 投稿者

- ・ 投稿者は、原則として日本経営会計学会の会員とする。
- ・ 投稿する会員は、当該年次の学会費を納入済みであることが必要である。

2. 投稿論文

- ・ 投稿論文は、日本経営会計学会の設立目的に則したテーマであり、日本語もしくは英語で書かれた未公開の論文とする。

3. 投稿論文の種類

- ・ 投稿論文の種類は、原著論文（査読有）、実践論文（査読無）、研究ノートに分類される。

4. 投稿論文の書式

- ・ 投稿論文の原稿は、ワープロ（原則として Word）横書きで作成する。
- ・ 本文・注・図表・謝辞・参考文献を含めて、フォーマットに則し、日本語論文の場合は第1枚目を含めて20ページ以内（A4で本文は10.5ポイント、20字×45行×2段組）、英語論文の場合は相当分量とする。
- ・ 余白は、左右20mm、上下25mmとする。
- ・ 第1枚目に、タイトル（日本語と英語）、所属・氏名（日本語とローマ字表記）をつける。
- ・ 原著論文及び実践論文の場合、第1枚目に英文要旨（Abstract）を1段組（40字×45行）で記載、15～25行程度でつける。

5. 注、図表、謝辞、参考文献

- ・ 「注」は、当該ページ下部に本文と区別して記載する。
- ・ 「図（Fig）・表（Table）」は、そのまま本文中に挿入して通し番号をつける。
＜例＞図1、図2 表1、表2 Fig. 1、Fig. 2 Table 1、Table 2
- ・ 「謝辞」は、本文第1ページ下部に「注」として記載するか、本文最後に記載する。
- ・ 「参考文献」は、本文の後に一括して記載する。著者名の50音順、アルファベット順に並べる。また、同一著者の論文を複数記載する場合は、発行年の古い順に並べる。
- ・ 「参考文献」において、書籍の場合の記述は、「著者名（年号）『書籍名』出版社。」とする。
- ・ 「参考文献」において、論文の場合の記述は「著者名（年号）「論文名」『論集名』号数，発行学会等。」とする。

6. 学会誌への掲載

- ・ 学会誌への掲載は、その時期、順序などは編集委員会が決定する。
- ・ 投稿論文は、査読結果の判断に基づいて、編集委員会が掲載の可否、その種類（査読論文、実践論文、研究ノート）を決定する。

7. 著作権

- ・ 本学会誌に投稿された論文の著作権は日本経営会計学会に帰属するものとする。ただし、著者は著作権が日本経営会計学会に帰属する自身の著作物を自ら利用することができる。

8. 論文

- ・ 論文とは、独創的もしくは創造的な内容で、かつ「問題、目的、方法、結果、考察、結論、脚注、引用」などについて、科学論文の要件を満たすものである。
- ・ 論文は、原則として査読委員による査読後、学会誌への掲載の可否が決定される。
- ・ 論文は、投稿者の希望により実践論文として掲載を希望することが可能である。その際には、学術委員会による書式、内容などについての審査を実施する。

9. 編集委員会

- ・ 編集委員会は、査読委員を選出・決定し、査読に関する一連の職務を遂行する。
- ・ 編集委員会は、学会事務局に対して選出した査読委員を報告する。

10. 査読委員

- ・ 査読委員は、編集委員会および学会事務局への報告を除いて、原則匿名とする。
- ・ 査読委員に対し、投稿者の所属など投稿者が推定される事項について、原則匿名とする。

11. 原著論文（実践論文も準ずる）の投稿から掲載までのプロセス

- (1) 投稿者は、定められた期日までに編集委員会に投稿を申し込み、期日までに原稿のデータを送付する。
- (2) 編集委員会は、速やかに投稿者に対し論文受理の連絡をする。
- (3) 編集委員会は、速やかに論文審査委員会に対し当該論文を送付する。
その際、投稿者の氏名および所属などの匿名性を確保する。
- (4) 編集委員会は総務会と共同で、当該論文の分野・領域を考慮して査読委員を選出し査読を依頼する。
- (5) 査読委員は、査読終了後、速やかに編集委員会に査読結果を報告する。
- (6) 編集委員会は、査読結果を速やかに学会事務局に報告する。
- (7) 編集委員会は、速やかに投稿者に対し査読結果を連絡する。
- (8) 投稿者は、編集委員会からの連絡を受理した後、期日内に「4. 投稿論文の書式」に則して加筆・修正し、提出する。
- (9) 一連の査読プロセスについて、編集委員会が投稿論文を受理した後、投稿者に対する学会誌への掲載可否の連絡まで、可能な限り短期間で完了するように努力する。
- (10) 投稿者は、学会誌への掲載可否結果について、掲載可否の連絡を受理した後 14 日以内を限度として編集委員会に対して質問をすることができる。

12. 特記事項

- ・ 編集委員会は、倫理的・社会的配慮等に基づいて、投稿論文の書式、表記方法、表現方法等について、投稿者に修正、変更を求めることができる。
- ・ 投稿論文は、原則として随時受けつける。
- ・ 学会誌の発行については、年 1 回以上とする。

制定：2001 年 4 月 1 日

和 文 題 目 (MS 明朝体 16pt)

— 副 題 — (MS 明朝体 12pt)

英文題目 (副題) (Times New Roman 10.5pt)

Abstract : (15～25 行)

(40 字×45 行)

和 文 所 属

和 文 氏 名 (明朝体 12pt)

(著作者が複数行になる場合は行数変更可)

氏名 (英文)

所属 (英文) (Times New Roman 10.5pt)

見出し(ゴシック体 10.5pt)

本文 (明朝体 10.5pt)

本文

(20 字×45 行)

本文

(20 字×45 行)

日本経営会計学会入会申込

○会員の資格

- (1) 普通会員（学術会員・実務会員）
経済学・経営学・会計学・経営法学の研究者又は実務者
 - (2) 特別会員
大学院生及び研究者以外の会員で総務委員会が指定した者
 - (3) 名誉会員
著しい業績を挙げ又は本会に対する貢献度の高い者
 - (4) 学生会員（準会員）
経済学，経営学，会計学，経営法学等を専攻する学部学生
 - (5) 賛助会員（購読会員）
当学会の目的に賛同し，当学会の刊行物を購読する団体，法人
 - ② 普通会員、特別会員、名誉会員を正会員とし、学生会員を準会員とする。
 - ③ 研究者（科学者）を1種会員、実務者を2種会員とする。
 - ④ 名誉会員は、常務理事会の選出により直近の評議員会の追認を必要とする。
- （改正：平成30年8月4日）

○入会金，会費

- (1) 普通会員（研究者） 入会金無し 年会費 8,000 円
普通会員（実務者） 入会金無し 年会費 8,000 円
- (2) 特別会員 入会金無し 年会費 8,000 円
- (3) 名誉会員 入会金，会費無し
- (4) 学生会員（学部生） 入会金 2,000 円 年会費 3,000 円
- (5) 賛助会員（購読会員） 一口 年会費 30,000 円

○入会手続き

下記、管理事務局宛に学会 Web にある申込書（Word 形式）をメールに添付して，お申込みください。その際、必ずメールの件名に[JASMA 入会申込__氏名]と入れてください。

退会者の再入会は原則としてできません。

会費は，入会承認後に振込用紙を送付致します。

○申込書送付先

□学会管理事務局

〒164-0013 東京都中野区弥生町 3-24-11 学術振興センター

TEL 03 (6276) 5710 FAX 03 (6276) 5738

E-mail : jasma-info@jasma.gr.jp

URL : <https://www.jasma-ac.net/>

日本経営会計学会入会申込書

令和 年 月 日

日本経営会計学会 御中

日本経営会計学会の目的に賛同し、入会の申し込みをいたします。

フリガナ

(氏名)

会員の種類	普通会員・特別会員・名誉会員・賛助会員・学生会員
連絡先 （住所、電話、メール）	〒 — TEL() — FAX() — E-mail()
生年月日等	昭和 ・平成 年 月 日
研究業績	
経歴 現職	
学歴・学位等	
所属学会等	

紹介者又は推薦者	
----------	--

日本経営会計学会誌

経営会計研究 第25巻第1号

2022年3月31日 発行

発行所 日本経営会計学会
〒880-0931 宮崎県宮崎市古城町丸尾 100
宮崎産業経営大学 大内健太郎 研究室

編集 日本経営会計学会 学術委員会
E-mail : jasma-info@jasma.gr.jp
URL : <https://www.jasma-ac.net/>

©2022 Printed in Japan

ISSN 1349-0419

本誌の無断複写は、著作権上で禁じられています。本誌に掲載された論文の著作権は、日本経営会計学会に帰属します。

Journal of Japan Society For Management Accounting

Volume25 No.1 March 2022

Contents :

■ ORIGINAL ARTICLES

Analysis of future employees' pension fund system and corporate retirement benefit obligations
-Focusing on responding to changes in accounting standards (immediate recognition)-

Nobuyuki KABEYA

Changes in Industrial Structure in Local Cities and Required Education and Vocational Training: A Case Study of Shonai Region, Yamagata Prefecture

Fuminori Harada

The impact of change of the system in organizational field and its text distribution to the recognition:a Case Study in the Investment Trust Sales Industry

SUZUKI,Tomomi

Seizure of Payroll Claims and Other Assets Prohibited from Conditional Seizure : Rethinking The Selection of Seized Property Under The National Tax Collection Act

Norio Hasegawa

■ Manuscript Preparation Guidelines

Japan Society for Management Accounting